日本一の健康長寿県構想
県民の誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるために

資料2	R2.1.24（金）
令和元年度　第3回　日本一の健康長寿県構想推進会議	

第４期 日本一の健康長寿県構想
構想素案

【大目標Ⅰ】 子どもの頃からの健康づくりの推進

保健体育課・健康長寿政策課

日本一の健康長寿県構想

【目標値】・朝食を毎日食べる子どもの割合　（R１）小5男子 80.4%、小5女子 81.2%、中2男子 79.6%、中2女子 73.1% → （R５）小5 90.0%、中2 85.0%

1 現状

学校では、健康教育副読本（H26～）の活用やがん教育などの取組を通じて、発達段階に応じた望ましい生活習慣の確立を目指し、実践につながるような健康教育の推進に取り組んでいる。

- **朝食を必ず食べる子どもの割合は全国平均より低く、目標値に届いていない。**
- **小・中学生の肥満傾向児の出現率は、全国と比べて高い状態が続いている。**
- **１週間の総運動時間が60分未満の児童生徒の割合が全国と比べて高い。**

高知県の子どもの生活習慣の状況

指標 小：小学５年生　中：中学２年生	高知県 （R1年度）	全国 （R1年度）	目標値 （R5年度末）
朝食を毎日食べる子どもの割合	小男: 80.4% 小女: 81.2% 中男: 79.6% 中女: 73.1%	小男: 82.2% 小女: 82.3% 中男: 81.6% 中女: 78.2%	小:90.0% 中:85.0%
肥満傾向児の出現率（軽度・中等度・高度の合計）	小男: 13.5% 小女: 10.4% 中男: 10.2% 中女: 9.9%	小男: 11.1% 小女: 8.2% 中男: 8.6% 中女: 6.7%	全国平均以下
１週間の総運動時間が60分未満の児童生徒の割合	小男: 9.8% 小女: 14.7% 中男: 10.4% 中女: 26.0%	小男: 7.7% 小女: 13.0% 中男: 7.1% 中女: 19.4%	全国平均以下

※全国体力・運動能力・運動習慣等調査（目標値は「高知県教育大綱」から）



健康教育副読本活用率
H29,30年度ともに100%

外部講師を活用したがん教育
H30年度:29校　R1年度:約50校の予定
※R2年度は114校が希望

朝食アンケート　※高知県学校栄養士会（R1年度1学期･小5･2,979人）

必ず食べる	82.9%
1週間のうち食べる日の方が多い	12.2%
1週間のうち食べない日の方が多い	2.9%
ほとんど食べない	2.0%



食べない主な理由（364人）
1　食欲がない…32.7%
2　時間がない…31.0%
3　土日はなし…25.8%

食べない主な理由（144人）
1　時間がない…53.5%
2　食欲がない…51.4%
3　用意がない…15.3%

朝食を食べない主な理由
「時間がない」「食欲がない」
食生活・睡眠・運動など
生活習慣全体の乱れ



2 課題

■望ましい生活習慣を身につけるため、学校・家庭・地域が連携した一層の取組の推進



- 高度化、複雑化する子どもたちを取り巻く様々な健康課題への対応が必要
- 健康三原則（運動、食事、休養及び睡眠）の大切さを理解させ、自分の現状を把握し、実践につなげる取組が必要
- 子どもの健康教育を推進するには、学校だけではなく家庭や地域と連携した取組が必要。また、地域住民などの協力を得た取組（食育など）も始まっており、それらを更に広げる取組が必要
- 子どもの体力、運動能力は上昇傾向にあるものの、全国と比較すると運動時間が少なく、運動習慣を定着させる取組が必要

■家庭へ波及する取組の推進

- 子どもの生活習慣は保護者から大きな影響を受けるため、家庭へ波及する取組が必要
- 幼児期からの生活リズム獲得に向けた保護者へのアプローチ

3 今後の取り組みの方向性

学校

1 学校における組織的な取組の充実

◆ 健康教育の中核となる教員の更なる資質向上
- 健康教育の中核となる教員を対象とした研修の実施

◆ 児童生徒の自己変容につながる健康教育の充実
- 健康教育副読本を効果的に活用して子ども自身が自らの生活を振り返り、実践につながることを目的とした学校における健康教育の充実
- がん教育など、外部講師を活用した効果的な健康教育の実施及び関係機関と連携した健康教育の充実

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて！



◆ 家庭や地域と連携した健康教育の充実
- 健康教育副読本を活用し、家庭と連携した取組の充実
- 朝食に関する知識や技術を身につけさせる取組の充実



◆ 運動習慣定着のための取組の充実
- 学校全体で運動好きな子どもを育て、運動習慣を定着させる取組の充実



家庭

2 地域の住民組織の参画による児童生徒への健康教育と家庭への波及
- ヘルスメイトが授業等で健康教育を実施
- 子どもから家庭（保護者）への伝達状況を把握

3 家庭の意識の向上
- 就学前の子どもの保護者を対象としたパンフレットの作成及び保育所等で学習会を実施
- 保護者会等への出前講座の実施

地域

4 地域での取組の充実
- ３歳児健診等での生活リズム獲得に向けた指導
- 食育活動の展開（食育の日、やさいの日等）

4 令和２年度の取り組み

★学校・家庭・地域が連携して取組を推進



1 学校における組織的な健康教育の推進・充実のための取組
- 健康教育の中核となる教員の研修の実施（保健主事、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員の悉皆研修及び年次研修・がん教育研修会など）
- 健康教育副読本を活用した取組の充実（効果的な活用の啓発及び指導助言、活用実践事例集の作成など）　※活用実践事例集：小…R1年度、中高…R2年度
- がん教育総合支援事業を活用したがん教育の推進
- 学校における食育の推進及び地域と連携した食育の推進（望ましい生活習慣の基礎となる朝食摂取を実践する力の育成：食育推進支援事業）
- 運動習慣定着のための取組（こうちの子ども体力アップチャレンジランキングなど）
- 新 課題校で子どもの生活リズムと食事について実態に合わせた課題を整理し、朝食の大切さ及び将来に向けた健康教育を実施

2 地域の住民組織の参画による児童生徒への健康教育と家庭への波及
- ヘルスメイトが授業等で健康教育を実施（食育講座）
- 子どもから家庭（保護者）への伝達状況を把握するためのアンケート調査を実施

3 家庭の意識向上
- 就学前の子どもの保護者を対象としたパンフレットの作成（幼保支援課）
- 保護者会等への出前講座の実施

4 地域での取組の充実
- ３歳児健診等での生活リズム獲得に向けた指導



【大目標Ⅰ】 高知家健康パスポート事業による県民の健康づくり

健康長寿政策課

日本一の健康長寿県構想

【目標値】 ・健康パスポート取得者数（H30）36,030人 →（R3）50,000人　　・健康パスポート活用企業数（H30）58社 →（R3）160社

1 現状

H28.9.1スタート

目的：県民の健康意識のさらなる醸成と行動の定着化を目指す。

内容：①健診（検診）受診や運動施設の利用などを通じてポイントを貯めて健康パスポートを取得
②協力施設の利用や市町村の健康づくり事業への参加で特典が受けられる。

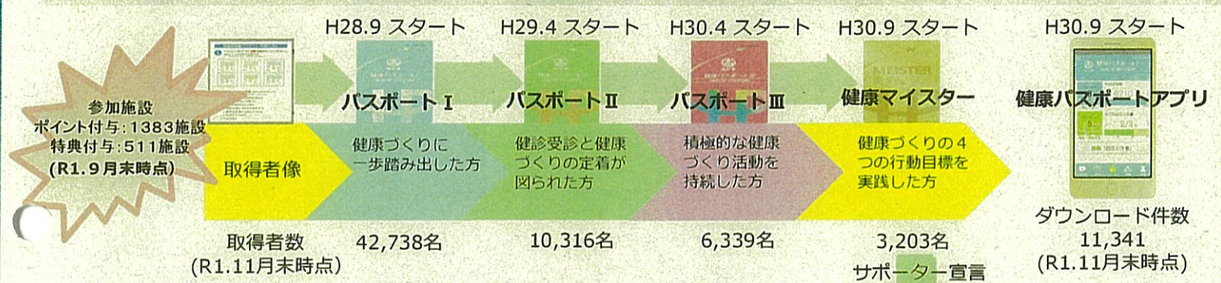

■全市町村が事業に参加（パスポートやポイントシールの交付、事業の周知など）

■スマートフォンアプリによりウオーキングなどの日々の健康づくりが促進
・アプリ利用者の1日当たりの平均歩数が増加

■サポーターの口コミによるパスポート取得者数：126名
（サポーター活動開始約1か月後：R1.12.19時点）

■事業所が健康経営に取り組むツールとして「健康パスポート」を活用
・高知県ワークライフバランス推進企業（健康経営部門）73社（R1.12.1時点）※認証にはパスポートの取得促進が必須

■健康パスポートを活用した健康づくりにより改善した点（n=2,512、複数回答）

改善した点	回答数	割合
毎日朝ごはんを食べる	1,252	50.3%
健診、がん検診を毎年受ける	1,233	49.4%
血圧を週に5日以上測定する	956	38.4%
1日8,000歩以上歩く	595	24.1%
休肝日を週に1日以上つくる	496	20.0%
その他	197	8.0%
たばこをやめる	161	6.6%

出展：健康マイスターランクアップ時アンケート調査（R1.11月末時点）

■年齢階級別健康パスポート人口カバー率（R1.10月末時点）

20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	20-60歳代
4.9%	7.6%	8.5%	**9.9%**	**9.5%**	8.5%

2 課題

■無関心層にも健康づくりを波及させていくための仕組みが必要
・健康無関心層に健康情報を届けるため口コミにより健康づくりを広められる人材の育成と活動支援が必要
・男性の取得が女性に比べ少ないため（1：2）、男性の取得者を増やすことが必要

■日常的な運動等の定着に向けてさらなる健康行動を促す仕組みが必要
・全国と比較して高知県の平均歩数は男女ともに少なく、健康行動のさらなる促進が必要

■健康経営に取り組む事業所を支援するための仕組みが必要
・経営者や従業員が職場の健康づくりに取り組みやすくするための仕掛けが必要

3 今後の取り組みの方向性

1 口コミによる無関心層への健康づくりの波及

・無関心層へ健康づくりを促すため身近な人に口コミで健康情報を届けられる高知家健康サポーターの育成



2 日常的な健康づくり活動の促進

・スマートフォンアプリを活用した継続的な健康行動を促す仕組みや個々の行動変容を促進するためグループによる取り組みを強化
・協賛企業の参入によるインセンティブの充実
・市町村の健康づくり事業との連携

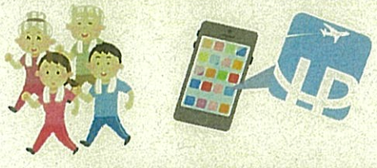

3 「健康経営」に取り組む事業所への支援

・「健康経営」の普及啓発
・こうち健康企業プロジェクトにより健康経営を官民協働で支援

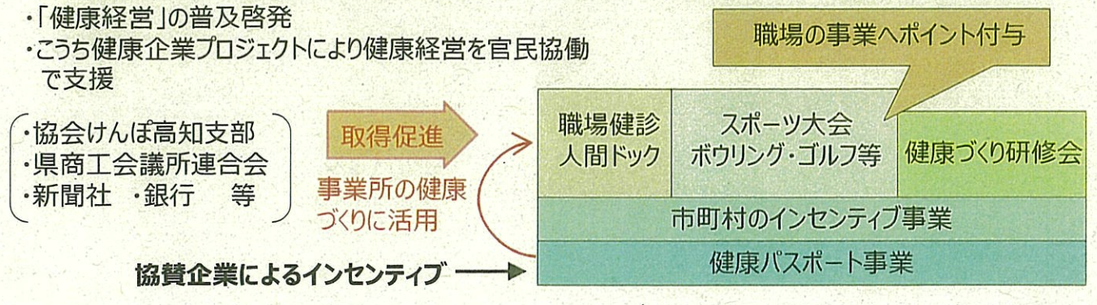

4 令和２年度の取り組み

1 口コミによる無関心層への健康づくりの波及

◆高知家健康サポーターによる健康づくりの県民運動のさらなる盛り上げ
・高知家健康サポーターから無関心層へ健康パスポートの取得などを呼びかけ

2 日常的な健康づくり活動のさらなる促進

拡 **◆スマートフォンアプリを活用した健康行動のさらなる促進**
・ウオーキングの目標を定める機能を追加し、自己目標を明確にすることで健康行動の定着を強化
・グループ参加のイベントを開催し、グループに参加する個々のメンバーの行動変容を促進
・アプリによる食事や睡眠などの健康管理に関する機能の充実

◆行動変容を促す官民協働の取組を促進
・健康づくりイベントの共催による実施
・健康パスポートプレゼントキャンペーンなどへの協賛企業の拡大

◆全市町村によるインセンティブ事業の実施
・ウオーキングや血圧測定など個人で行う日々の健康づくりを評価しヘルシーポイントを付与するなどの優良事例を市町村で横展開

3 健康経営に取り組む事業所への支援

◆健康経営のツールとして健康パスポートの活用を促進
・職場でのスポーツ大会や健康づくりセミナー等へポイントを付与し事業所の健康づくりを促進
拡 ・健康経営アワードの表彰優良事例の横展開に向けてその後の成果の把握を元に実践知のライブラリー化

【大目標Ⅰ】 高知家健康づくり支援薬局による県民の健康づくり

医事薬務課

日本一の健康長寿県構想

【目標値】 ・健康サポート薬局の届出数 2018年度と比べて50%増加（R3年度 13薬局）

1 現 状

1． 高知家健康づくり支援薬局による県民の健康づくり
（1）高知家健康づくり支援薬局の整備
・認定数：310薬局（全薬局の約79%、R1年11月末現在）
・健康サポート薬局数 9件（R1.9）
（2）薬局内外における薬剤師・薬局の健康サポート活動等
・高知家健康パスポート事業と連携した健康相談の実施
・お薬手帳を活用した血圧管理と受診勧奨
・出前講座による地域住民への医薬品の適正使用の普及
あったかふれあいセンター 16ヶ所（R1.10月現在）
・地域ケア会議への参加
27市町村（広域連合含む、R1年4月）
（3）薬剤師のスキルアップ
女性の健康をサポートする薬剤師の養成（146人）
H29年度～R1年10月末
・生活習慣病対策研修 R2年2月開催予定

2． 高知型薬局連携モデルの整備
（各薬局が役割分担して地域を支える仕組みを高知版地域包括ケアシステム構築に併せて推進）
・薬局の地域偏在
薬局数２以下：16町村
（うち 薬局数０：5町村、薬局数１：4町村）
・小規模薬局が多い
１薬局あたりの薬剤師数2.17人（全国2.93人）
（1）薬局の連携体制づくり
・薬局の対応力（出前講座、在宅対応、地域ケア会議等）にかかるアンケート調査（全薬局）
・地域ワーキングによる薬局連携体制づくりを協議
（安芸、中央東、中央西福祉保健所）

（2）地域活動強化システム*の構築
・薬局連携モデルを下支えするシステム構築
→地域活動と地域の薬剤師のマッチング 等

2 課 題

1． 高知家健康づくり支援薬局による県民の健康づくり
○薬局内外における健康サポート活動の強化
・さまざまな健康テーマに対応できる薬剤師の育成
・ゲートキーパー機能の強化（見守り→つなぎ力の向上）
・地域活動に参加する薬剤師を増やす
・地域活動の好事例の共有と横展開
・市町村や医療・介護職種との連携事例を増やす

2．高知型薬局連携モデルの整備
○地域包括ケアシステムの一翼を担う薬局整備
→薬剤師の薬局連携による地域活動等への対応力の強化
・薬局、薬剤師が少ない地域をカバーする薬局連携体制の構築
・病院薬剤師等の地域活動への参画の推進

3 今後の取り組みの方向性

高知型薬局連携モデルによる薬局の連携体制を強化

<高知型薬局連携モデル>
拠点薬局を中心に地域全体で健康サポート機能（県民の健康づくりの推進）とかかりつけ薬剤師・薬局機能を発揮する仕組み

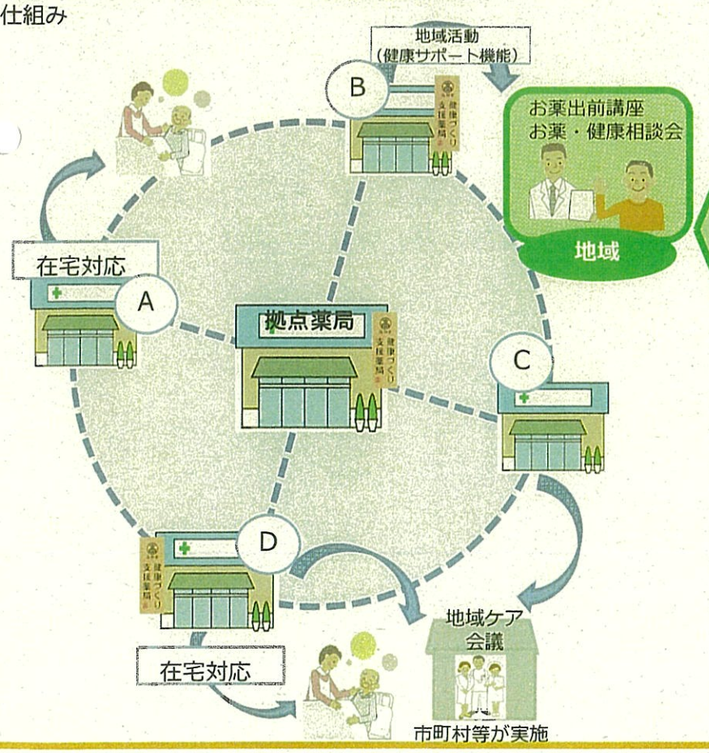

＊地域活動強化システム（高知型薬局連携モデルの補完）

1．健康サポート活動の強化

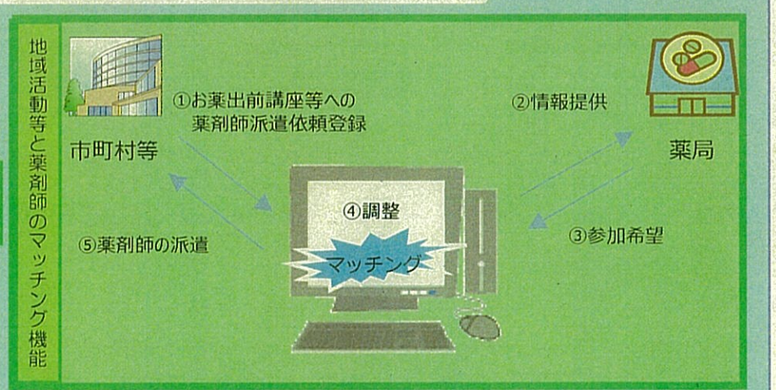

その他の機能
・薬剤師間での情報共有（地域活動、研修資料、啓発資材等）
・薬局連携表の活用（広域的な活用等）
○県民・多職種への情報提供
・薬剤師が参加する地域活動情報の紹介

2．在宅機能の情報提供
○県民・多職種への情報提供
・在宅訪問可能薬局情報の情報提供

4 令和２年度の取り組み

1．高知家健康づくり支援薬局による県民の健康づくり
○薬局内外における健康サポート活動の強化

（1）健康テーマごとの研修等への支援
・フレイル予防知識の普及
・ゲートキーパーカの向上
・妊産婦に対する服薬支援 など



（2）地域活動強化システムの活用
・市町村や医療・介護職種等への広報（チラシ配布等）
・地域活動事例の紹介
・薬剤師の派遣に関する手続き 等
・地域活動と薬剤師のマッチング
・地域活動情報の共有

2．高知型薬局連携モデルの整備
○地域包括ケアシステムの一翼を担う薬局整備

（1）薬局連携体制の整備
・高知版地域包括ケアシステム地域単位での検討会の実施
（構成：薬局、病院薬剤師）
→地域単位での薬局連携表の作成と運用



拡 （2）病院薬剤師等との連携
・上記検討会において地域活動に係る病院薬剤師との連携体制を検討

【大目標Ⅰ】 生活習慣病予防に向けたポピュレーションアプローチの強化

健康長寿政策課

日本一の健康長寿県構想

【目標値】 ・血糖有所見者割合 （H28）男性 55.4%、女性 57.0% →（R５）男性 52.6%、女性 54.2%

1 現 状

■65歳までに亡くなる人数を死因別に全国と比較すると、不慮の事故を除いて、がん、脳卒中、心疾患の生活習慣病の割合が高い。
■特定健診結果による血糖値有所見者割合が、全国より高く、男女とも上昇傾向にある。【図１】
■男女の１日平均歩数は全国最下位である。BMIは、肥満を示す25以上の割合が男性34.2%、女性20.2%であり（H28年県民健康・栄養調査）、男性の平均値は全国で最も高い。野菜摂取量の平均値は全国平均よりも多いが、目標の350g/日には達していない。【図２】
■ほぼ毎日飲酒している者の割合、１日３合以上飲酒している者の割合が、男女とも全国より高い。(H28年度特定健診問診)【図３】
■成人の58.3%は塩分過剰摂取（8g超え）、成人男性の28.6%が喫煙をしている。（H28年度県民健康・栄養調査）

【図１】血糖値有所見者の割合（HbA1c5.6%以上）

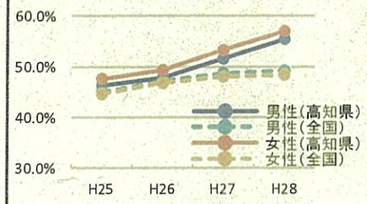

※HbA1c5.6%以上：要経過観察以上

【図2】①歩数の平均値

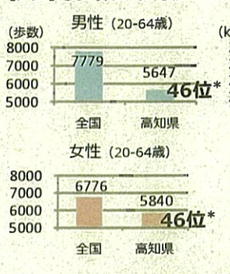

②BMIの平均値

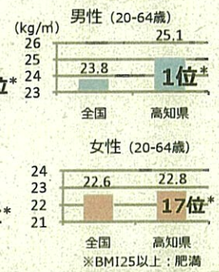

※BMI25以上：肥満

③野菜摂取量の平均値

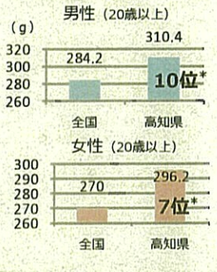

出典：平成28年国民健康・栄養調査/厚生労働省（年齢調整値）※熊本県を除く

【図3】①ほぼ毎日飲酒している者の割合

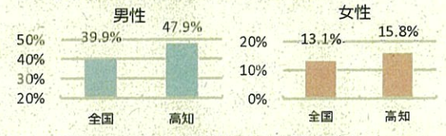

②1日3合以上飲酒している者の割合

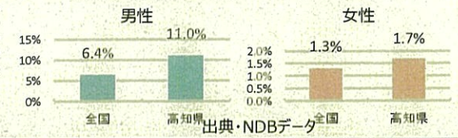

出典・NDBデータ

2 課 題

■がん、脳卒中、心疾患の生活習慣病の発症リスクを高めている肥満や血糖値上昇を改善するため、減塩、野菜摂取、運動、節酒、禁煙に向けた行動変容を促す普及啓発が必要
■自然に健康に導く環境づくり（0次予防）の強化が必要

５つの分野の【目標値(R5)】

減塩：食塩摂取量 H28 8.8g→R5 8g以下

野菜：野菜摂取量 H28 295g→R5 350g以上

運動：歩数(20~64歳) 男性 H28 6,387歩→R5 9,000歩
女性 H28 6,277歩→R5 8,500歩
歩数(65歳以上) 男性 H28 4,572歩→R5 7,000歩
女性 H28 4,459歩→R5 6,000歩

節酒：生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合
男性 H28 16.4%→R5 15%以下
女性 H28 9.3%→R5 7%以下

禁煙：成人の喫煙率 男性 H28 28.6%→R5 20%以下
女性 H28 7.4%→R5 5%以下

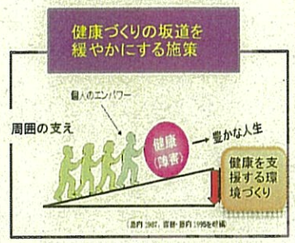

3 今後の取り組みの方向性

生活習慣病発症・重症化を防ぐポピュレーションアプローチの強化

・不健康を選択させない環境づくり
・プロモーション「５つのプラス運動」
・民間企業等による取組推進

気軽に暮らしに足しましょう
5つのプラス運動

・糖尿病が強く疑われる者の割合の減少(H28 9.5%→R5 8.2%)
・糖尿病の可能性を否定できない者の割合の減少(H28 11.6%→R5 9.4%)
・血糖有所見者割合の減少(図１)

環境づくり
社会環境を変えること

具体例
・健康経営導入例(徒歩・自転車通勤にインセンティブ、駐車場をより遠くに設置等)

人づくり
県民みんなで変わること

具体例
・メニューに塩分量を表示

プラスうまみで減塩
・ﾏｲﾅｽ1gとなる食事の提示
・具体の食行動の提示

プラス15分運動(約1,500歩)
・ﾊﾟｽﾎﾟｰﾄｱﾌﾟﾘの歩数計利用（目標達成）
・職場等のどこでもできる軽体操の導入推奨

5つのプラス：減塩、運動、野菜、禁煙、節酒

プラス野菜一皿
・高知の旬の野菜12ヶ月を使った啓発

プラス禁煙
・健康経営
・禁煙外来の受診勧奨
・子育て世代へのアプローチ

具体例
・地元食材を活用した野菜惣菜・商品開発

プラス休刊日週2日
・家族や同僚、行きつけのお店へ休肝日の宣言推奨

具体例
・健康経営で休肝日の設定宣言

具体例
・ナッジ理論を取り入れた禁煙治療の受診勧奨（費用面や成功率の情報発信）

生活習慣病発症リスクの改善

4 令和２年度の取り組み

新【官民協働による５つのプラス運動の総合啓発】

◆**事業アドバイザーの参画による効果的な事業の推進**
・事業アドバイザーのコンサルテーションにより、ナッジ理論を活用した県民への啓発や事業所の環境づくりを推進

◆**県民に届くプロモーションによる啓発の充実**
・テレビCM、新聞等の活用やイベント等による県民への啓発の実施

◆**５つのプラス運動の健康経営への導入支援**
・事業所の健康経営に従業員への５つのプラス運動を推進する取り組み導入を支援
・健康運動指導士等の専門職の活用による職場の健康づくりの支援

◆**民間企業との連携による食に関する保健行動の促進**
・量販店、企業と協働した野菜摂取及び減塩に関する啓発活動の充実
・民間企業による健康を意識した商品開発の支援

【大目標Ⅰ】 フレイル予防の推進

高齢者福祉課・健康長寿政策課・国民健康保険課

日本一の健康長寿県構想

【目標値】 要支援・養介護認定率（年齢調整後）【R５：16.8%（現状維持）】

・市町村における健診以外での後期高齢者質問票等の活用
（R元） 1か所 → （R5） 全市町村

・介護予防に資する通いの場への参加率
（H30） 6.5% → （R5） 10%

1 現状

平均寿命（H27）

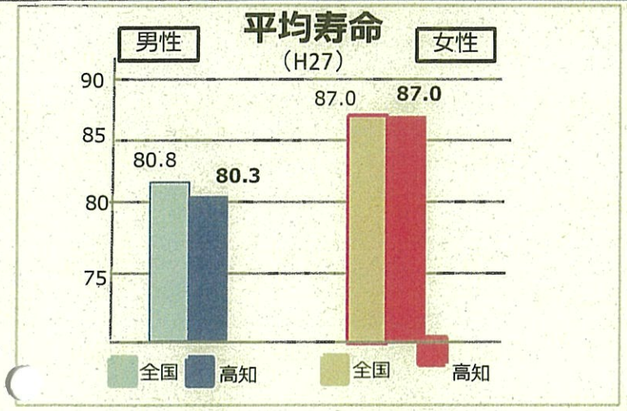

健康寿命

（自立した生活ができる生存期間のこと）

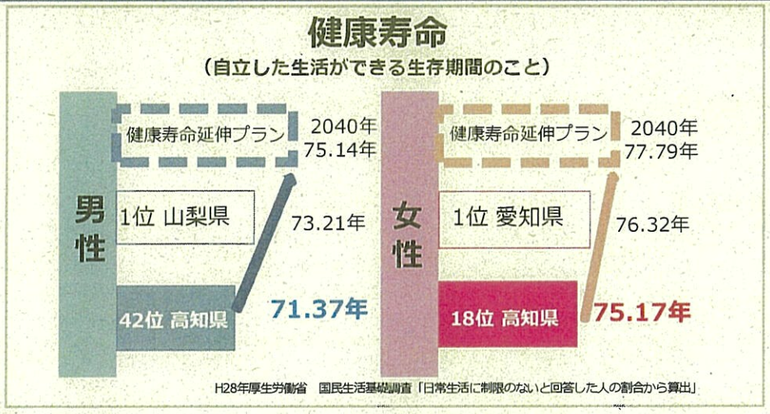

H28年厚生労働省 国民生活基礎調査「日常生活に制限のない」と回答した人の割合から算出」

○平均寿命は男女とも延びている（男性全国第37位、女性全国第26位）
○健康寿命は男性第42位、女性第18位
○平均寿命と健康寿命の差は、男性8.93年、 女性11.83年

○要支援・要介護認定率（年齢調整後）
全国 18.3% 高知県 16.8%
○新規要支援・要介護認定者の平均年齢
全国 80.9歳 高知県 82.0歳
（H30年度 地域包括ケア「見える化」システム）

2 課題

◆できるだけ要支援・要介護状態にならないため取り組み強化によりＱＯＬの維持・向上に努め、健康寿命の延伸につなげることが必要

◆高齢者は身体的、精神・心理的、社会的な脆弱性といった多様な課題と不安を抱えやすく、フレイル状態になりやすいため、フレイル予防が必要



フレイルの多面性

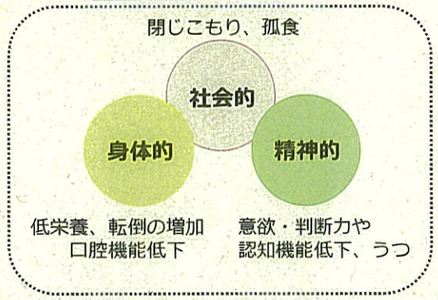

※ フレイル：高齢者が加齢によって心身ともに弱ってきた状態

3 今後の取り組みの方向性

令和2年度から「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」が決定されており、現在、実施されている後期高齢者医療制度の健診の中に、フレイルなどの高齢者の特性を把握するための「後期高齢者の質問票」が導入されることとなった。

① フレイル状態にある高齢者を把握する取組、及び地域の健康課題の整理・分析
◆住民主体によるフレイルチェックの実施（東京大学高齢社会総合研究機構）
◆質問票を用いた健康状態の評価（後期高齢者医療制度）
健診の場以外でもあったかふれあいセンター等の通いの場での実施など
② ①により把握した状況から保健師等がアセスメントを実施
③ 対象者や地域の状況に応じて、フレイル予防や重症化防止等の取組を実施
◆ハイリスク者に対しては、地域包括支援センターから、短期集中リハビリなどの自立支援・重度化防止のサービスへつなぐ
◆ポピュレーションアプローチとして、高齢者の状態に応じたフレイル予防の事業を実施

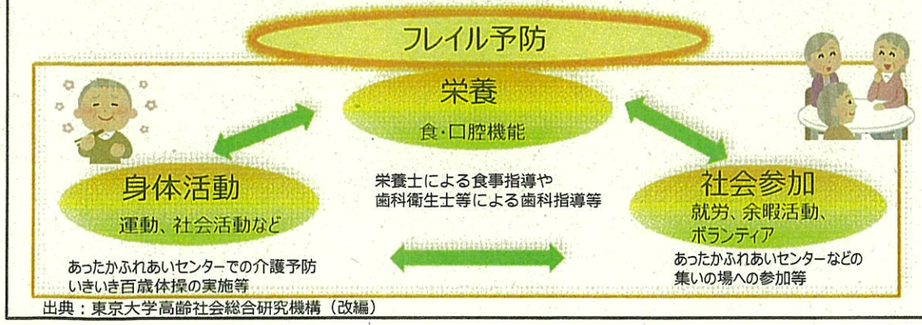

出典：東京大学高齢社会総合研究機構（改編）

フレイル予防の取組イメージ図(例)

○食習慣、口腔機能、運動、社会参加などのフレイルチェック（東京大学高齢社会総合研究機構）や後期高齢者の健診質問票を活用
○その結果を基に、高齢者一人ひとりの医療・介護等の情報を一括把握するとともに保健師等が必要な支援につなぐ

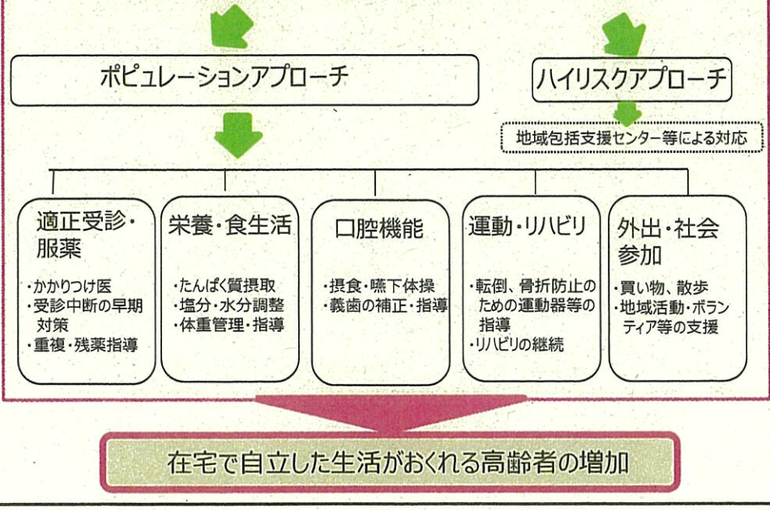

4 令和2年度の取り組み

新 **1 フレイル予防の普及・啓発**
■県民へのフレイル予防の啓発
・圏域ごとでの講演会の開催や各地域における健康教育の実施
■住民主体による通いの場の整備と参加促進
■フレイルチェックシート、後期高齢者の健診質問票等の活用

新 **2 人材の育成**
■専門職を対象としたフレイル予防研修会等の実施
■フレイルトレーナーの養成



新 **3 地域での取り組み**
■あったかふれあいセンターの活用
■フレイル予防推進に取り組む市町村への支援
■高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取組む市町村を支援

新 **4 オーラルフレイル対策**
■保健・介護・歯科医療従事者に対して知識・技術の向上を支援

5 関係団体と連携した低栄養予防のための食の改善について啓発



新 **6 市町村で取組を展開するための「高知県フレイル予防推進ガイドライン」策定**

【大目標Ⅰ】 がん検診受診率の向上対策の推進

健康対策課

日本一の健康長寿県構想

【目標値】 ・がん検診受診率 （H30）胃41.1%・大腸44.8%・子宮頸45.8% → （R5）50%以上
肺58.1%・乳 51.0% → (R5) 現状維持・上昇

1 現 状

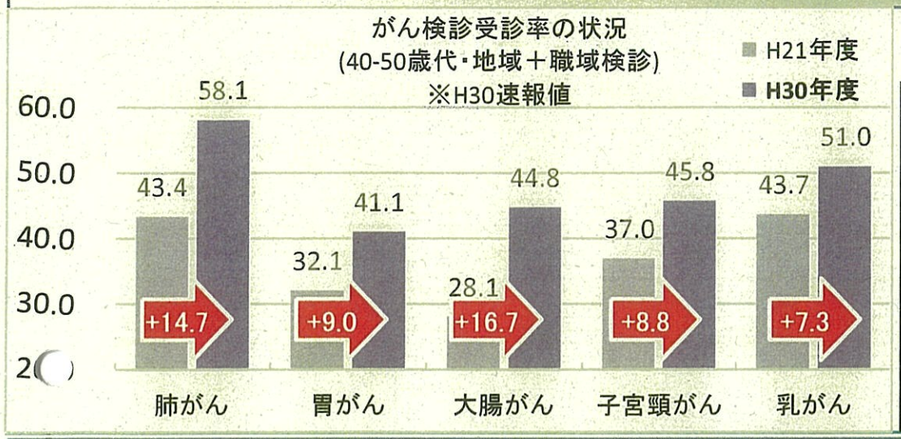

■H30年度県民世論調査（40～59歳 複数回答）

順位	未受診理由
1位	忙しくて時間が取れない(35.4%)
2位	受けるのが面倒(29.7%)
3位	必要な時は医療機関を受診(17.1%)
4位	検診費用が高い(10.1%)
5位	がん検診の内容がわからず不安(6.3%)

順位	健康情報の入手のしやすさ
1位	テレビ(64.6%)
2位	新聞(39.6%)
3位	県・市町村広報紙(18.8%)
4位	リーフレット・チラシ(16.7%)
5位	インターネット(12.5%)

2 課 題

■がん検診の受診率
・受診率は上昇しているが、胃・大腸・子宮頸がん検診は目標の50%に届いていない
⇒若年世代・無関心層への啓発や科学的エビデンスに基づいた受診勧奨の必要性の周知が必要

■県民世論調査の結果
・未受診理由に「必要な時は受診」が３位
⇒無症状の時に受診する必要性が県民に十分届いていない。がん検診を受診できることを知らない人がいる。
・未受診理由の「忙しい」「面倒」は上位のまま
⇒利便性を考慮した取り組みの一部見直しが必要

3 今後の取り組みの方向性

検診の意義・重要性の周知

県民全体

○個別勧奨・再勧奨
・市町村からの受診勧奨
○マスメディア等の活用
・テレビCM等を活用した情報発信



職域検診

○職員数の多い職場（医療機関など）への受診勧奨

受診促進

利便性を考慮した検診体制の構築

市町村検診

○セット化の促進：1日で複数のがん検診が受診できる日の増加
○土日検診機会の促進
○乳・子宮頸がんの医療機関検診機会の促進
・全ての検診対象者が医療機関でも受診できる体制の促進

職域検診

○事業所への出張がん検診の実施
○事業所健診（胸部検診単独）からがん検診同時受診の情報提供



4 令和２年度の取り組み

★検診の意義・重要性の周知

◆市町村から検診対象者へ受診勧奨
・市町村から検診対象者へ個別のDM・住民組織などによる受診勧奨・再勧奨（コール・リコール）

・精密検査未受診者への電話などによる受診勧奨



◆マスメディア等を活用した受診勧奨と情報提供
・テレビCM、新聞・情報誌への広告掲載、広報誌・ＳＮＳの活用

★利便性を考慮した検診体制の構築

◆市町村検診のセット化促進
・検診運営補助員の配置に要する経費を補助

◆土日検診機会の促進
・市町村検診の土日検診機会の促進

◆乳・子宮頸がん検診の医療機関検診機会の促進
・個別検診事務補助員の配置に要する経費を補助

【大目標Ⅰ】 特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上対策の推進

健康長寿政策課・国民健康保険課

日本一の健康長寿県構想

【目標値】 ・特定健診受診率 （H28）48.2% → （R５）70%以上
・特定保健指導の実施率 （H28）18.0% → （R５）45%以上

1 現状

〈特定健診〉

- 県全体の受診率は、全国平均の上昇率と平行に上昇している。
- 協会けんぽの被保険者の受診率は高いが、被扶養者の受診率は低い。
- 市町村国保の年齢別受診率では、40歳代が低い。
- 保険者別にみると、市町村国保と協会けんぽの未受診者数が多い。

〈特定保健指導〉

- 県全体の実施率はやや上昇傾向である。
- 国では、Ｒ２年度を目処に、個人の健康診断結果等、自身の健康情報を正確に把握できる環境整備（PHRの活用）が進められている。

<特定健診受診率の推移>

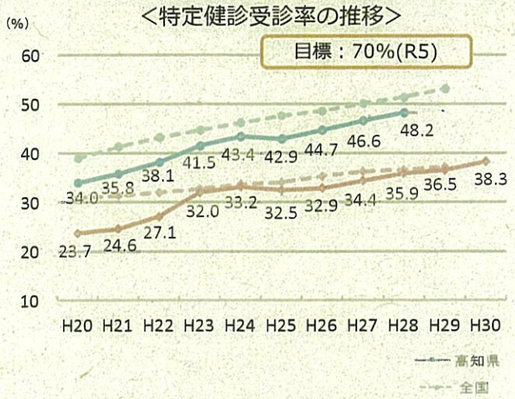

<特定保健指導実施率の推移>

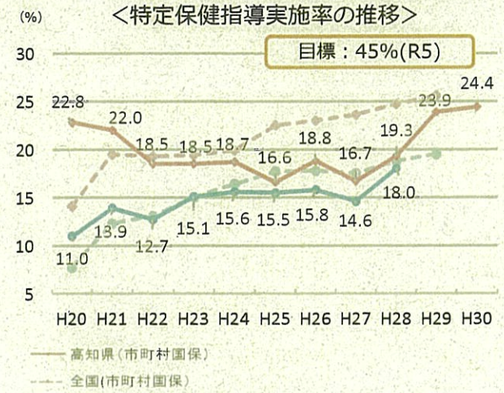

<各保険者の特定健診受診者数及び未受診者数(H29)>

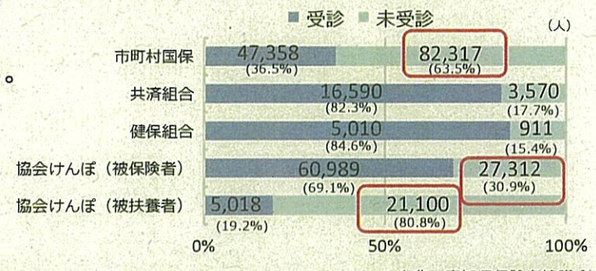

出典：高知県保険者協議会

<特定健診年齢別受診率(H29市町村国保)>

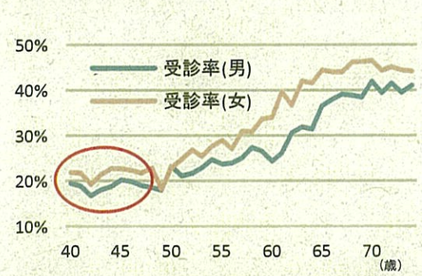

2 課題

〈特定健診〉

■市町村国保

- 受診率の向上を図るためには、受診率の低い40歳代前半及び60歳への受診勧奨が必要
- 受診しやすい環境整備も必要
- 医療機関にかかっている方について、診療データを活用して重症化予防対策等に結びつける取り組みが必要

■県全体

- 協会けんぽの被扶養者の受診率向上に向けた取組みが必要

〈特定保健指導〉

■市町村国保

- 特定保健指導の利用勧奨の徹底と質の向上

■県全体

- 対象者（従業員）が特定保健指導を受けやすい環境づくりなど事業者の理解が必要

3 今後の取り組みの方向性

特定健診

[市町村国保との連携]

徹底して呼びかける・受けやすくする

- 市町村で受診勧奨や健診のセット化等を実施
- 健康づくり団体との連携による受診勧奨

[医療機関との連携]

医療機関での個別健診の推進

- 医療機関からの受診勧奨と健診の円滑実施への支援

[協会けんぽとの連携]

被扶養者の受診機会の確保

- がん検診とのセット化

[官民協働による啓発]

周囲から呼びかける

- ヘルシー・高知家・プロジェクトによる啓発
- 高知家健康づくり支援薬局からの呼びかけ
- 健康づくり団体や事業所からの呼びかけ

特定保健指導

[特定保健指導の体制強化]

特定保健指導に確実につなげる

- 保険者による再勧奨体制の構築・再勧奨委託先の確保
- 特定保健指導資質向上研修会の開催

調整交付金活用 → 国保被保険者対策の強化

連携 → 医療機関等との連携継続

啓発の充実 → 被扶養者対策の実施

体制整備 → 特定保健指導強化

4 令和２年度の取り組み

特定健診

◆国保被保険者対策の強化

- 国調整交付金の一層の活用による市町村での受診勧奨の実施
- 拡 リーフレット等を活用し、受診率の低い40歳代前半及び60歳への受診勧奨に加え、特定健診対象前世代へ特定健診の意識啓発を実施

◆医療機関等との連携継続

- 医師会との連携による医療機関からの受診勧奨の推進
- 新 民間事業所の特定健診実施医療機関情報検索サイトの活用促進支援
- 医療機関の診療データを活用した特定健康診査情報提供事業（みなし健診）による受診率向上及び重症化予防対策等の保健指導対象者を把握
- 協会けんぽ被扶養者への再勧奨による受診促進（市町村との連携及びがん検診とのセット化促進）

◆壮年期・被扶養者対策及び啓発の充実

- ヘルシー・高知家・プロジェクトによる総合啓発（再掲）
- 保険者・高知家健康づくり支援薬局を通じた啓発

特定保健指導

◆特定保健指導の強化

- 特定保健指導実施体制への助言等支援
- 利用勧奨を含めた特定保健指導資質向上研修会の開催
- 特定保健指導を受けやすい職場環境づくりを健康経営の一つとして推奨

【大目標Ⅰ】 血管病重症化予防対策の推進（糖尿病性腎症対策）

健康長寿政策課・医療政策課
国民健康保険課・健康対策課

日本一の健康長寿県構想

【目標値】 ・特定健診受診者で糖尿病治療中の者のうち、HbA1c7.0%以上の者の割合　（H28）男性34%，女性32% → （R５）男女とも25%以下
・急速に進行する糖尿病性腎症患者への県の新プログラムによる介入者数　（R1） ０人 → （R５）モデル１地域あたり20人以上

1 現 状

◆糖尿病患者等の状況
・H28特定健診結果から、糖尿病有病者・予備群は増加し、推計73,750人。
・H30新規人工透析導入患者数は343人で、そのうち127人（37.0%）が糖尿病性腎症を主要原疾患としている。

◆高知県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づく取り組み(H28～、H30～拡充)
・未治療ハイリスク者及び治療中断者への受診勧奨の結果、受診は５割に満たない。
・平成30年度から開始した治療中で重症化リスクの高い者へのかかりつけ医と連携した保健指導については、医療機関からの返信において、保険者による保健指導の依頼件数は約27%であった。

◆医療機関における医療の提供の状況及び糖尿病患者の生活指導の状況
・外来栄養食事指導の実施率が低い。《H29年齢調整レセプト比:66.5(全国100)》診療所の管理栄養士配置率が低いこともその要因。
・治療を中断したり、生活習慣を改善できないことにより、血糖値等のコントロール不良となり糖尿病が重症化する患者が存在する。

◆発症予防・歯周病予防
・特定健診の結果から血糖・HbA1c有所見者割合が増加している。
・糖尿病の重症化に関連する歯周病は、成人の70～80%が罹患しているとされる。

市町村国保の取り組み状況

対象者	介入者数	医療機関受診者数	受診割合
未治療ハイリスク者 対象：H29特定健診受診者	82人	31人	37.8%
治療中断者 対象：H30治療中断者	93人	42人	45.2%

対象者	介入者数(a)	連絡票を渡した人数(b)	医療機関からの返信数(c)	保険者による保健指導依頼(d)
治療中ハイリスク者 対象：H29特定健診受診者	148人	105人	60人	16人
	-	(b/a) 70.9%	(c/b) 57.1%	(d/c) 26.7%



2 課 題

◆高知県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づく取り組み
・保健指導等を行う市町村に対し、保健指導等への直接的な技術向上支援の継続が必要
・医療機関の理解と協力を得る取り組みが必要

◆医療機関における医療の提供及び糖尿病患者の生活指導
・外来栄養食事指導の提供体制の強化が必要
・医療機関において早期からの継続的な生活指導を実施することにより、治療中断者やコントロール不良を防ぐケアの充実が必要
・重症化した患者への治療と生活指導の強化による進行予防が必要

◆発症予防を含めた重症化予防
・地域において既存データを活用した発症予防及び重症化予防の取り組み強化への支援が必要
・歯周病予防の対策の推進が必要

3 今後の取り組みの方向性

1 保健と医療の連携の充実
◆プログラムによらずとも連携ができる体制の構築

2 糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づく取り組みの推進
◆委託の導入等による効果的な実施への助言等支援
◆医療機関受診につながる介入方法のスキルアップ

<高知県糖尿病性腎症重症化予防プログラムの取り組み>

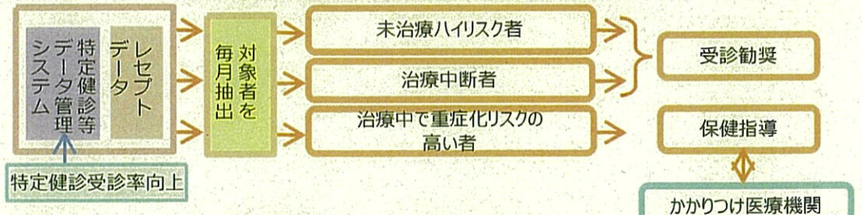

3 医療機関における質の高い医療の提供及び適切な生活指導の強化
◆外来栄養食事指導の提供体制の強化
・協力医療機関(自院の栄養食事指導の拡大と診療所からの紹介患者への栄養食事指導を実施)における栄養食事指導の推進
・診療所の管理栄養士の雇用促進
◆専門的医療機関ではないが地域の中核となる基幹病院において、看護師を中心とした糖尿病患者への生活指導の強化
◆糖尿病性腎症の診療におけるかかりつけ医と専門医の診療連携促進
◆急速に進行する重症患者への保健と医療が連携した進行予防の取組強化

<糖尿病患者へのハイリスクアプローチ>

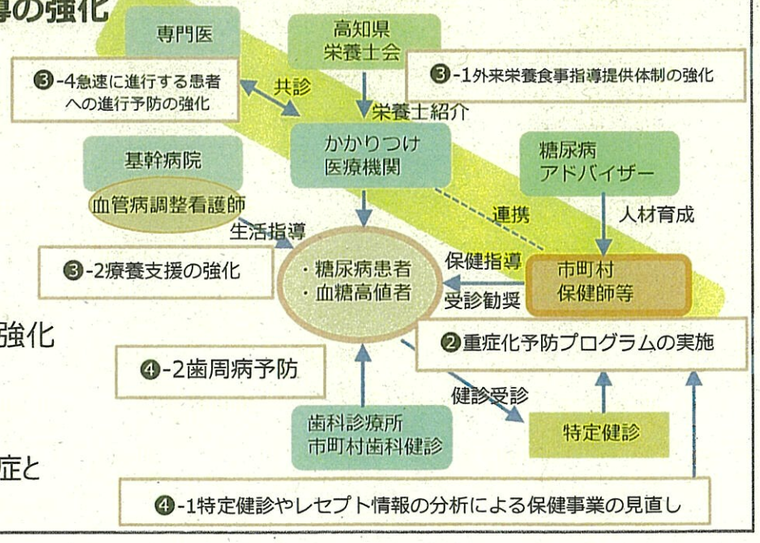

4 発症予防を含めた重症化予防対策の強化
◆既存データを活用した市町村での効果的な取り組みの推進
◆歯周病予防の啓発や市町村の成人歯科健診をとおして、歯周病の発症と進行予防を推進

4 令和２年度の取り組み

1 ブロックごとの保健と医療の連携充実に向けた取り組み
◆ブロック単位の糖尿病対策会議で、発症予防も含めた糖尿病対策について、関係者間で連携した取組の強化

2 糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づく取り組みの推進
◆糖尿病看護の認定看護師等をアドバイザーとして市町村へ派遣し、保健指導等の取り組みを支援
◆ブロック単位で医療機関向け研修会を開催し、医療の協力体制を強化

3 医療機関における質の高い医療の提供及び適切な生活指導の強化
◆栄養食事指導の質の向上・拡大を目指した研修会の開催等
◆管理栄養士紹介制度を活用する診療所の拡大
拡 ◆モデル基幹病院において血管病調整看護師を育成し、生活指導体制の充実を図ることで、地域ごとに段階的に重症化しやすい患者の療養支援を強化（H31 2ヵ所→R2 7ヵ所）
◆専門医への患者紹介基準の普及及び医療従事者への研修の実施
新 ◆モデル地域において急速に進行する糖尿病性腎症患者への保健と医療が連携した透析導入予防の取組を実践

4 発症予防を含めた重症化予防対策の強化
新 ◆既存データの分析結果を活用した市町村での効果的な発症予防及び重症化予防対策の企画立案を支援
◆歯周病予防や早期発見・早期治療のための受診勧奨の啓発

＜補足資料＞ 急速に進行する糖尿病性腎症患者に対する透析導入予防事業

健康長寿政策課・医療政策課
国民健康保険課・健康対策課

日本一の健康長寿県構想

【目標値】 ・糖尿病性腎症による新規透析導入患者数　（H28～H30の平均）122人 → （R５）108人以下
・急速に進行する糖尿病性腎症患者への県の新プログラムによる介入者数　（R１） ０人→ （R５）モデル１地域あたり20人以上

1 現 状

◆人工透析導入患者の状況

県内の新規透析導入患者は、H28～H30年は年間平均322人で、このうち、主要原疾患を糖尿病性腎症とする者は、平均122名となっている。（日本透析医学会患者調査）

◆高知県糖尿病性腎症重症化予防プログラムによる対応

Ｈ30年度から、治療中で重症化リスクの高い患者に対し、かかりつけ医と保険者が連携した保健指導を開始。保険者による保健指導は、中等症（腎症ステージⅢ期）までとしており、専門医で治療している患者や外来栄養食事指導を受けている患者を除外している。
このように、中等症までを対象としているため、取組成果が明らかになるまでには時間がかかる。

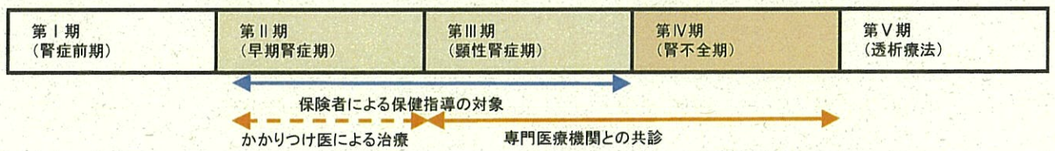

◆一方、エビデンスは明らかにされていないが、他県の事例として、**急速に進行する糖尿病性腎症患者**※）に介入することで、透析導入の延伸が期待できるのではないかとの報告もある。

※）腎機能が急速に低下（ΔeGFR　５／年以上低下）している患者で、5年以内に人工透析導入が想定される糖尿病性腎症患者

参考：糖尿病性腎症Ⅲ・Ⅳ期は、eGFRが直線的に減少。直線回帰式を求め、傾き（ΔeGFR）を算出。その傾き（ΔeGFR）により、透析導入時期を予測することができる。

2 課 題

◆透析導入の延伸を図るためには、急速に腎症が進行している患者に対し、医療と保険者が連携した重点的な個別支援が必要

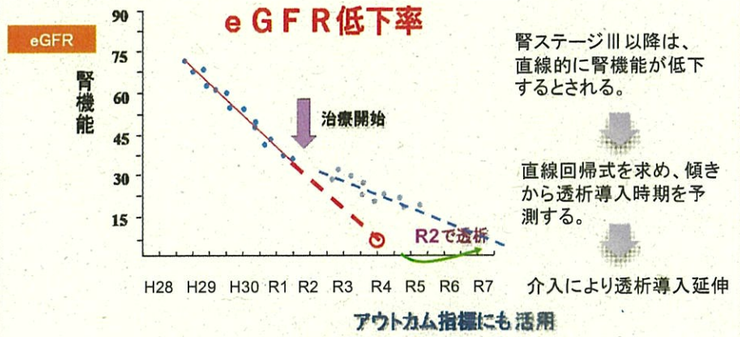

日本慢性疾患重症化予防学会資料改変

3 今後の取り組みの方向性

● **急速に進行する糖尿病性腎症患者に対する医療と自治体（保険者）が連携した重症化予防の取組開始**

【実施体制】

モデル地域において市町村と医療機関が連携して実施

【進行管理】

①成果検証の検討会議

糖尿病及び慢性腎臓病（ＣＫＤ）医療の専門家で構成する検討会で企画・評価を行う。

②実践機関による検討会議

③事例のカンファレンス

上記会議では、県内外の専門家の助言を得る。

【方法】

①疾病管理マップから腎症ステージ３期以降の患者を抽出
（BMI、HbA1c、eGFR、尿ｱﾙﾌﾞﾐﾝ、尿たんぱく）

②対象者の選定（過去2年間のデータから５年以内に透析導入が推定される患者選出）

③介入対象者の決定

④患者の同意（主治医から説明）

⑤腎保護療法（主治医の判断による処方）

⑥減塩指導と脱水予防（医療機関＋保険者（もしくは市町村）

⑦評価

取り組みイメージ案

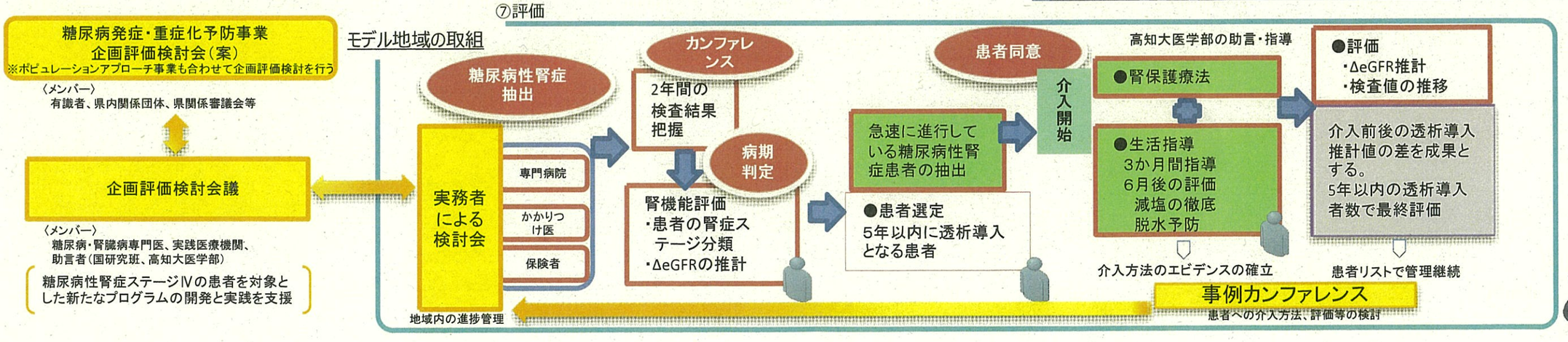

4 令和２年度の取り組み

新 **モデル地域において急速に進行する糖尿病性腎症患者に対する腎保護療法と減塩等の保健指導の徹底**

・モデル地区において、取組を開始する市町村及び医療機関に対し、経費の一部を委託または補助
・成果を検証するため企画評価検討会の開催
・他県の実践者及び専門家を助言者として招聘し、地域に応じた方法の確立及び成果検証
⇒プログラムを確立し普及

8-1

【大目標Ⅰ】 血管病重症化予防対策の推進（循環器病対策）

健康長寿政策課・医療政策課

日本一の健康長寿県構想

【目標値】
- ・成人の喫煙率　（H28）男性 28.6%、女性 7.4% → （R５）男性20%以下、女性５%以下
- ・降圧剤の服用者での収縮期血圧140mmHg以上の人の割合　（H28）男性 33%、女性 30% → （R５）男女とも30%未満
- ・脳血管疾患の年齢調整死亡率（10万人あたり）　（H29）男性 41.3、女性19.5 → （R５）男性34.0、女性16.0
- ・虚血性心疾患の年齢調整死亡率（10万人あたり）　（H27）男性 33.9、女性13.3 → （R５）男性33.0、女性11.0

1 現 状

■**循環器病対策基本法が施行（R1.12）**

Ｒ２年度に国の循環器病対策基本計画が策定され、その後、県計画の策定が必要となる。

【罹患等の状況】

■壮年期男性の死亡原因の2位が心疾患、3位が脳血管疾患

■脳卒中　脳血管疾患による年齢調整死亡率は男性41.3、女性19.5で全国（男性35.5、女性19.4）より男性がやや高い。（H29人口動態調査）
罹患者(3,134人)の内訳は、脳梗塞73%、脳出血18%、くも膜下出血5%(H30県脳卒中患者実態調査)

■心疾患　心疾患による年齢調整死亡率は男性73.1、女性37.4で全国(男性63.7・女性32.7)より高い。
急性心筋梗塞の年齢調整死亡率は低下傾向だが、心不全は増加傾向（H29人口動態調査）

【リスクの現状】

■喫煙：喫煙率は男性28.6%、女性7.4%であり、男女とも喫煙率は減少傾向。（H28県民健康・栄養調査）

■高血圧：県民健康・栄養調査結果では、40歳以上の収縮期血圧の平均値は、男性が141mmHg、女性は134mmHgで、男性は前回のH23調査より上昇している。（H28県民健康・栄養調査）

■塩分摂取：成人の58.3%は塩分過剰摂取（1日８g以上）である。（H28県民健康・栄養調査）

■脳卒中の最大危険因子は高血圧(患者の76%が罹患）。次いで脂質異常症(33%が罹患)、糖尿病(23%が罹患)。心原性脳梗塞の67%に心房細動あり(H30県脳卒中患者実態調査)。心疾患も危険因子はほぼ同様。

2 課 題

【発症予防】

■発症の2大リスクである喫煙と高血圧に対する対策の充実・強化が必要
- ・禁煙治療につなぐ仕組み
- ・家庭血圧を指標とした治療の推進
- ・高血圧放置者を医療に結ぶ対策
- ・減塩等の生活習慣改善

<家庭血圧測定の必要性>

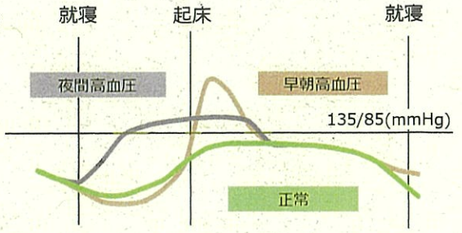

【早期医療・提供体制】

■適切な医療に結びつけるため、脳卒中や心筋梗塞の初発症状及び早期治療の周知啓発が必要

■急性期(救急医療)から回復・維持期、安定期までの医療連携・医療と介護の連携のさらなる促進

■心不全は、悪化⇒回復と入退院を繰り返しながら身体機能が低下し、死に至るため、安定期における再発・悪化の予防が必要。

3 今後の取り組みの方向性

【発症予防】

■**禁煙支援・高血圧予防**
1 官民協働による喫煙や高血圧の危険性に関する啓発の強化
2 減塩の普及啓発
3 禁煙支援等を行う保健医療従事者のスキルアップ

【早期発見】

1 家庭血圧値を下げることを目標とした治療の徹底
2 早期治療、再発・再入院予防につなげるための症状等の普及啓発

【医療提供体制】

■**脳卒中**
1 救急搬送体制と脳卒中センター・脳卒中支援病院による急性期医療体制の維持
2 急性期病院⇒回復期病院⇒在宅への円滑な移行を促す医療連携と入退院支援の取組の強化

■**心疾患**
1 救急搬送体制と急性心筋梗塞治療センターによる急性期医療体制の維持
2 心臓リハビリテーションを中心とした回復期医療の充実
3 心不全対策による安定期医療の強化
- ・急性期病院の体制整備・ネットワークづくりと在宅医療・介護との連携促進
- ・安定期における悪化・再入院予防
- ・心不全患者の実態把握(高知大学との連携)による取組への反映

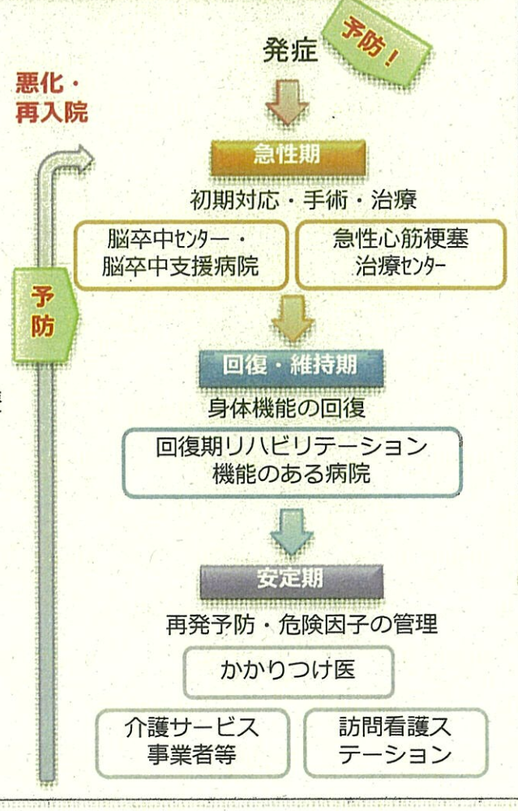

4 令和２年度の取り組み

【推進体制の確立】

・循環器病対策基本法に基づく基本計画の策定に着手

【発症予防・早期発見】

■**高血圧予防**
- ・医療機関、健診機関、薬局等での家庭血圧測定と記録の指導を継続
- ・特定健診データやレセプトデータを活用し、保険者から高血圧放置者に対する医療機関への受診勧奨を実施

拡 ・減塩プロジェクト参加企業の量販店等と連携し、幅広い年代の県民に減塩の必要性や減塩商品の紹介などの啓発を実施

■**禁煙支援・治療の指導者の養成**
- ・禁煙治療を行う医師や保健指導を行う保健師等を対象とした、e-ラーニング研修を実施

■**県民への啓発**
- ・循環器病の症状や受診のタイミング等の理解を深める公開講座等の開催

【医療提供体制】

■**脳卒中対策**
- ・県内全域での入退院支援体制の構築に向けた取組の推進

新 ■**心不全対策**
- ・急性期病院のネットワークづくりと事業の進捗管理を行う「心不全連携の会」の開催
- ・急性期病院への相談窓口の設置と多職種連携の取組への支援
- ・急性期病院とかかりつけ医・介護職等との勉強会や県版心不全手帳及び別冊(情報提供ツール)の作成による医療・介護職のスキルアップと連携促進

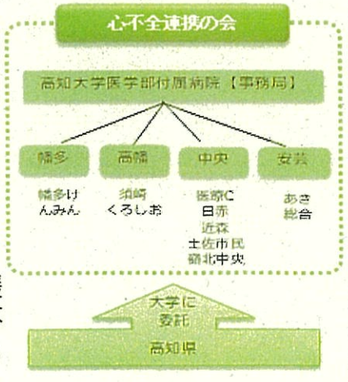

【大目標Ⅱ】 高知版地域包括ケアシステムの構築

健康長寿政策課　医療政策課　医事薬務課
地域福祉政策課　高齢者福祉課　障害保健支援課

日本一の健康長寿県構想

【目標値】 重度になってもできるだけ在宅サービスが受けられるようにする
【居宅介護支援利用者の平均要介護度（R元）2.095→（R5）2.2】

・全14ブロックで地域包括ケア推進協議体設置　（R1）11／14 →（R3）14／14
・入退院時引継ぎルールの運用状況　（R１）病院93.5%・居宅等98.7% →（R5）100%
・特別養護老人ホームの看取り加算取得率（R1）61.2%（41/67）→（R5）70%

1 現　状

■高知県独自の推進体制による地域包括ケアシステムの構築を目指す
「高知版地域包括ケアシステム」を平成30年度から強力に推進

○地域包括ケア推進監等を福祉保健所圏域ごとに配置
○推進監等が中心となってブロックごとに「地域包括ケア推進協議体」を設置し、取組を推進

2 課　題

■ゲートキーパー機能（「支援が必要な高齢者を関係機関につなぐ」「個々の状態に応じた支援につなぐ」）の強化が必要
■入院から退院、在宅までの切れ目のない支援が必要
■ネットワークの核となる地域包括支援センターの機能強化が必要

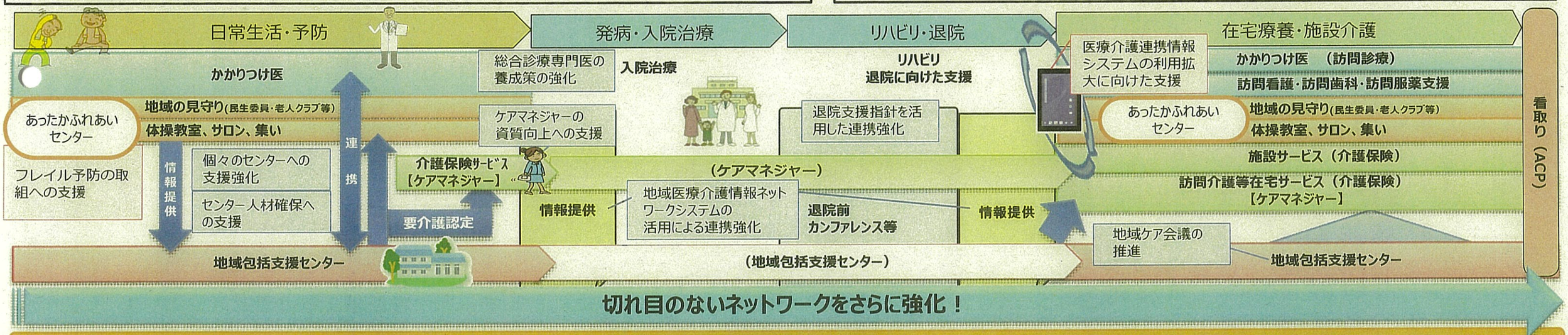

■総合的な認知症施策の推進・・・・○○ｐ

3 今後の取り組みの方向性

1 ネットワーク・システムづくりの推進

■ **地域のネットワークづくりへの支援**
「地域包括ケア推進協議体」等を活用した顔の見える関係づくりへの支援
■ **ゲートキーパーのさらなる対応力向上のための取組**
(1)民生委員・児童委員の活動支援、研修実施
(2)あったかふれあいセンターの整備と機能強化・・・・・・○ｐ
(3)ケアマネジャーの機能強化
■ **入退院支援体制の構築を圏域全体の取組とする**
■ **入退院時の引き継ぎルールの普及、改善への支援**
■ **地域包括支援センターの機能強化**
■ **ICTを活用した医療と介護の連携の推進**

2 在宅療養体制の充実

■ **在宅医療＿在宅医療の推進**　・・・・○ｐ
・病期に応じた医療連携体制の構築
・在宅療養ができる環境整備
■ **訪問看護サービス＿訪問介護サービスの充実**・・・○ｐ
・人材確保・育成：講義・講習及び受講者が所属する訪問看護ステーションでのOJT
・訪問看護提供体制：中山間地域等における安定的な訪問看護システムの確立
■ **介護サービス＿地域ニーズに応じた介護サービス提供の体制づくり**　・・・・○ｐ
・地域の実情に応じた計画的な介護サービスの確保
・中山間地域の介護サービスの確保
■ **在宅歯科医療＿在宅歯科診療の推進**　・・・・○ｐ
・在宅歯科連携室を核とした在宅歯科診療の促進
・在宅歯科医療の対応力向上
■ **在宅服薬支援＿「高知家お薬プロジェクト」による在宅患者への服薬支援**　・・・・○ｐ
・在宅服薬支援事業「高知家お薬プロジェクト」
・病院・薬局薬剤師の連携強化

【大目標Ⅱ】 あったかふれあいセンターの整備と機能強化

地域福祉政策課

日本一の健康長寿県構想

【目標値】 あったかふれあいセンター整備箇所数（拠点及びサテライト）　（R1時点）289箇所 → （R5）340箇所
あったかふれあいセンター拠点における拡充機能（介護予防）の実施箇所数　（R1時点）30箇所 → （R5）全拠点
あったかふれあいセンター「集い」の参加率及び参加者数　（H30時点）5.3%（7，193人） → （R5時点）10%（13，540人）

要支援／要介護認定率（年齢調整後）
【令和5年：16.8%（現状維持）】

1 現状

- **あったかふれあいセンター等の小規模多機能支援拠点の整備箇所数［表１］**
  H27：29市町村42拠点（サテライト190）→R1：31市町村50拠点（サテライト239）
- **センターが提供するサービス（基本機能）の利用者数は増加傾向［表２］**
  ①集いの場：208,627人　②相談・訪問・つなぎ：34,404人　③生活支援：41,983人
- **リハビリ専門職等と連携した介護予防の取り組みの実施箇所数**
  H27：5箇所→R1：43箇所※サテライト実施分含む
- **認知症カフェの設置箇所数**
  H27：5箇所→R1：39箇所※サテライト実施分含む
- **地域包括支援センターなどにつないだ人数**　H30：1,723人

［表1］あったかふれあいセンターの設置状況

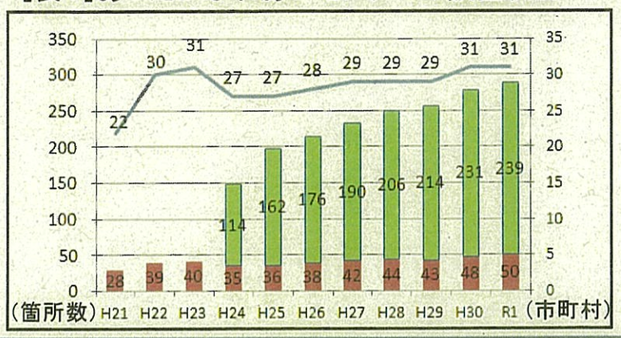

［表2］利用者数の推移（延べ人数）

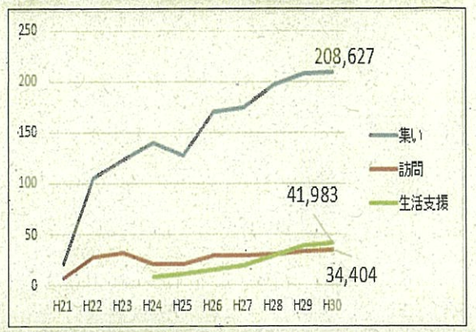

2 課題

①センター整備と「地域福祉の拠点」としての機能拡充

- **センターの整備に向けたアプローチの強化**
  市町村ごとの設置状況には濃淡があり、インフォーマルサービスの拠点の充実が必要
- **基本機能のみのセンターが９センター有り、拡充が必要**
  ＜基本機能＞
  1)集い＋送るなど　2)相談・訪問・つなぎ　3)生活支援
  ＜拡充６機能の実施状況＞
  機能別：①介護予防30拠点②認知症カフェ20拠点③配食、移動支援15拠点

②さらなる利用者数の増加（運営協議会報告書から見えてきた課題）

- **センターの利用者数は増加しているものの、男性参加数、実利用者数に課題**
  男性の参加率：24.1%、H30実利用者数：12,557人※集いの参加者

3 今後の取り組みの方向性

①センター整備と「地域福祉の拠点」としての機能拡充

- 拠点が未整備の地域では、引き続き、集落活動センターとの連携による整備を検討
- 拠点における介護予防の取り組みの実施割合を高める＜※全拠点＞
- 地域のニーズに応じた機能の拡充（子育て支援など）

②さらなる利用者数の増加

- 地域包括ケアシステム構築の推進などと連携して実施
  ※住民主体の集いの場参加率の向上＜参考：高知県10.3%　全国3.9%＞
- フレイルチェックなど住民主体の取り組みを支援

4 令和２年度の取り組み

①あったかふれあいセンターの整備　拡

R2年度：52拠点245サテライト ※2施設新設（佐川町・黒潮町）
・集落活動センターの整備と連携した設置促進を支援

②高知版地域包括ケアシステム構築の推進などと連携

ア）拠点の拡充機能の強化及び医療・介護との連携のさらなる拡大　拡

・専門職等の派遣（個別若しくは多職種）を推進
※介護・フレイル予防、ボランティア活動などテーマを設定して派遣
・薬剤師や看護師による健康相談及び医薬品の適正使用の呼びかけの場としての活用など
※保健事業と介護予防の一体的実施

イ）ゲートキーパー機能の強化　拡

・人材研修の充実
ゲートキーパー機能、包括的な相談支援力を高める
※情報収集の方法、関係機関へのつなぎ
・事業者と民児協、県との協定に基づく見守り活動の充実

③福祉サービスの提供機能の充実

・認知症カフェの運営事例を連絡会等で紹介し取り組みの拡大を推進
・集いの場を活用した子育て支援サービスの充実
※子ども食堂、地域子育て支援センターの代替機能など
・センター活動の事例集を作成して、市町村・住民に情報提供

④集落活動センターとのサービス提供の連携

・連絡会等において、あったかとの連携事例やメリットを周知

【大目標Ⅱ】 在宅医療の推進

医療政策課

日本一の健康長寿県構想

【目標値】 ・在宅療養支援診療所等の数 (R1)56医療機関 → (R5)60医療機関 ・在宅患者訪問診療料の算定件数 (H29)72,980件 → (R5)７%増

1 現 状

■高知県の特徴
・高齢者が多く、家庭の介護力が弱い（R1.10高齢化率35.2% 今後も上昇見込み）
・中山間地域が多い（医療提供施設へのアクセスが不利）
・訪問診療、訪問看護STの不足及び地域偏在

■療養が必要になっても居宅において生活したいという県民の高いニーズが存在

■5年間に介護医療院等への転換が必要な介護療養病床と医療療養病床（経過措置）が
1,763床

■これまでの取り組み
（１）病期に応じた医療連携体制の構築
・保健医療計画の推進 ・病床の機能分化・連携の推進
（２）在宅療養ができる環境整備
・中山間地域の訪問看護サービスへの支援 ・訪問看護師の育成・資質向上
・県民・関係者への啓発 ・高知家@ライン（医療介護情報連携システム）の構築

2 課 題

■病床機能の分化・連携に向けた取り組みが必要
・介護療養病床等から介護医療院等への円滑な転換
・今後不足が見込まれる回復期病床の整備
・機能分化した病床（病院）等の連携強化

■在宅医療を選択できる環境が整備されていない
・在宅医療従事者の確保とレベルアップ（特に訪問看護師）
・急変時に24時間対応できる医療機関の連携構築
・在宅医療等での医療と介護の連携強化

■入院から退院、在宅までの切れ目のない支援が必要
・急性期から回復期、在宅へと多職種による円滑な退院支援の実施
・入院時及び退院時の円滑な引き継ぎの実施
・最期まで自分らしく尊厳をもって生きるためには、終末期等の医療やケアに本人の意思を反映させることが必要

3 今後の取り組みの方向性

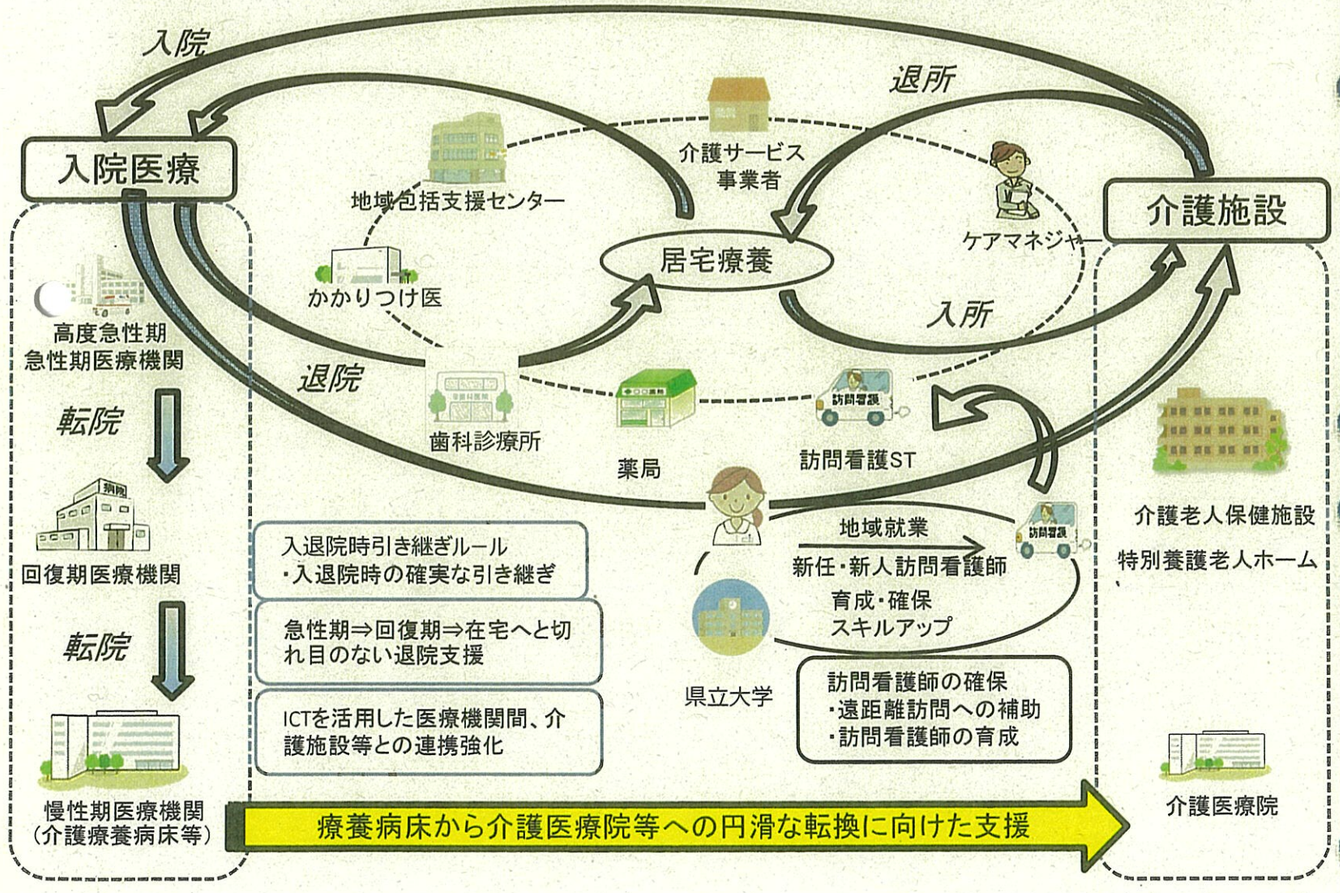

4 令和２年度の取り組み

1 病院機能の分化の促進
(1)高齢者のQOLの向上を目指した介護医療院等への転換促進(高齢者福祉課)
拡 (2)回復期病床への転換促進、転換に係る設計費用への支援
(3)病床をダウンサイジングする際の施設の改修、処分に係る費用などへの支援
(4)転換に向けた経営シミュレーションへの支援

2 転院→退院→在宅の流れを支援する仕組みづくり
(1)高知あんしんネットやはたまるねっとを活用し医療・介護情報の共有による医療機関や薬局、介護事業所等との連携強化
(2)退院支援指針を活用した、医療・在宅関係者の人材育成・連携強化
(3)広域的な入退院時引継ぎルール運用等への支援（高齢者福祉課）
拡 (4)高知家@ライン（医療介護情報連携システム）を活用するにあたっての各地域での連携体制構築に向けた取組や初期投資への支援
拡 (5)人生の最終段階における医療・ケアの意思決定を支援するACP（アドバンス・ケア・プランニング）の推進

3 訪問看護等サービスの充実
(1)中山間地域等における訪問看護サービスの拡充
(2)中山間地域等における訪問看護師の育成・確保
(3)訪問看護のサテライト事業所の設置促進（高齢者福祉課）
(4)在宅歯科医療の推進（健康長寿政策課）

4 再入院等防止対策の充実
拡 (1) 健康づくり支援薬局での在宅療養支援強化 (医事薬務課)
(2) 介護予防強化型サービス事業者の育成支援(高齢者福祉課)

【大目標Ⅱ】 訪問看護サービスの充実

医療政策課・高齢者福祉課・障害福祉課

日本一の健康長寿県構想

【目標値】 ・訪問看護師の従事者数（H30）334人 → （R5）392人

1 現 状

＜本県の訪問看護師の状況＞
- 訪問看護師数は全国を上回る割合で増加（H26→ H30 全国41.4%、高知県58.0%）
  （H24：186人→ H26：211人→ H28：280人→ H30：334人(衛生行政報告例)）
  → 高知県立大学の訪問看護師育成のための寄附講座設置（参加者…H27～R1：105人）
  →中山間等地域訪問看護サービス確保対策事業費補助金（H26～）

＜本県の訪問看護ステーションの状況＞
- 訪問看護ステーション数：H28年度：59箇所→ R1年度：68箇所（R1.12.1）※休止を除く
（特徴）小規模STが多く、24時間体制整備が困難。 44ステーションが高知市・南国市に集中（64.7%）
- 人口10万人当たり訪問看護ステーション数（H30.4）：9.2箇所（全国平均 8.2箇所）
人口10万人当たり訪問看護ステーション従事看護職員数（H30）：47.3人（全国44.9人）
- 小児の訪問が可能な訪問看護ステーション：19箇所
- 訪問看護ステーション等がない町村：８町村

2 課 題

○訪問看護師数の増加とともに、質の向上が求められている。
- 中堅期の訪問看護師の学習・研修の機会が少ない。
- 潜在看護職員や医療機関からの転職者を採用しても、施設内教育に留まり、訪問看護師に必要なスキルアップのための研修を受講させる機会が少ない。
- 小規模の訪問看護ステーションが多いため、研修に派遣することが難しい。

○中山間地域においては、特に新卒者の採用が困難

○ステーションの地域偏在があり、遠距離の訪問では不採算が生じる。

○小児に対する訪問看護の体制が十分整っていない。

3 今後の取り組みの方向性

○訪問看護師の質の向上
- 高知県立大学の寄附講座で訪問看護師の育成
- 訪問看護ステーション、医療機関との連携
- 訪問看護ステーションの中堅（層）看護師の研修機会の確保

○中山間地域の新卒者（職員）等の確保
- 寄附講座参加者に対して、人件費等補助制度の継続

○訪問看護ステーションの遠距離訪問に伴う不採算への支援
- 遠距離訪問を実施する訪問看護ステーションに対する運営費支援

○小児に対応できる訪問看護ステーションの確保、訪問看護師育成の支援
- 医療的ケア児等に対応できる訪問看護体制の確保、訪問看護師の養成

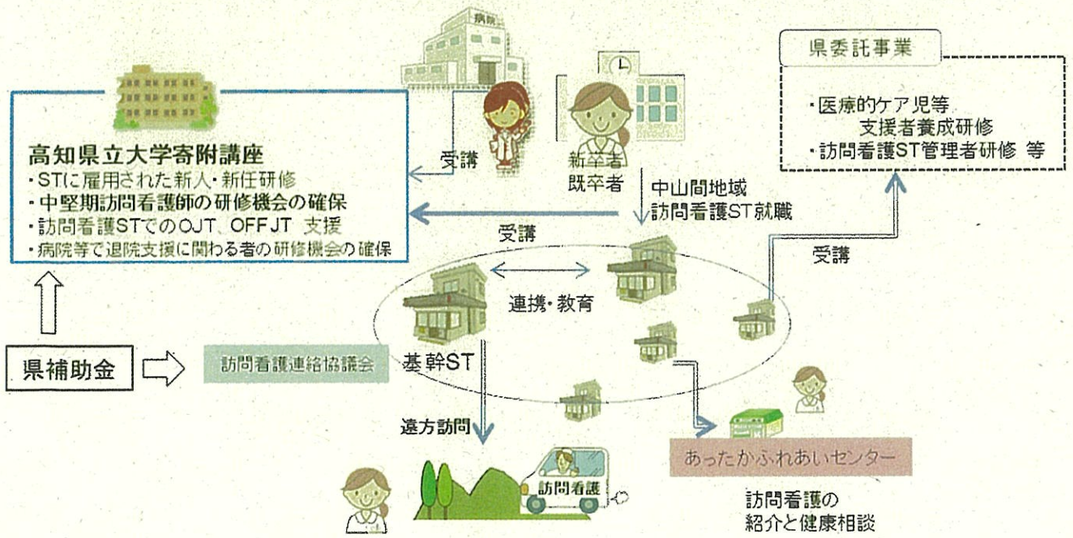

4 令和２年度の取り組み

人材確保・育成

講義・演習及び受講者が所属する訪問看護ステーションでのOJT

高知県立大学寄附講座による訪問看護師の育成
- 新卒・新任の訪問看護師への研修を継続し、定着を図る

新卒（1年コース）、1年未満の新任（スタンダードコース）・1年以上の新任（セカンドコース）（6月）
1年以上2年未満で一定以上の実践経験のある新任訪問看護師（サードコース）（3月）
全域枠（前期・後期3月、通年コース）

拡 ・中堅期訪問看護師を対象とした公開講座を追加

中山間地域等訪問看護師育成事業費補助金（上記研修受講中の人件費（18名）を支援）

訪問看護提供体制

中山間地域等における安定的な訪問看護システムの確立

中山間地域等の訪問看護ステーションへの支援
- 訪問看護連絡協議会による派遣調整、不採算地域への訪問看護に対する助成
- 基幹ST等との連携・相談、地域医療施設等からの訪問看護の促進
  ＜訪問実績＞ H25年度：3,979回（事業実施前）→ H30年度：9,285回
- 訪問看護師によるあったかふれあいセンター利用者への訪問看護事業の紹介及び健康相談
- 小児の退院調整や同行訪問に係る経費への支援、小児担当の訪問看護師との連携
- 医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携（障害福祉課 再掲）

高知版地域包括ケアシステム推進のため多職種連携の推進
- 訪問看護ステーション開設準備等経費への助成
- 郡部医師会、保健所・市町村と情報交換を行い訪問看護の推進を図る
- 医療と介護の連携を進めるため、高知家@ラインの普及の拡大

【大目標Ⅱ】 地域ニーズに応じた介護サービス提供の体制づくり

高齢者福祉課

日本一の健康長寿県構想

【目標値】 重度になってもできるだけ在宅サービスが受けられるようにする
【居宅介護支援利用者の平均要介護度（R元）2.095→（R5）2.2】

← 中山間地域介護サービス確保対策事業等による第8期介護保険計画のサービス見込み量に対する進捗状況
→(R5)100%

1 現 状

■計画的な介護サービスの確保

【第7期介護保険事業支援計画（H30～R2年度）における施設整備】

		計 画	実 績 (R元.12月末)	見 込 (R2.1月以降)
広域型	特別養護老人ホーム	26	26	
	介護老人保健施設	160		160
	特定施設	86	26	60
地域密着型	特別養護老人ホーム（29人以下）	29	29	
	特定施設（29人以下）	78	49	29
	認知症高齢者グループホーム	90	18	72
合 計		469	148	321

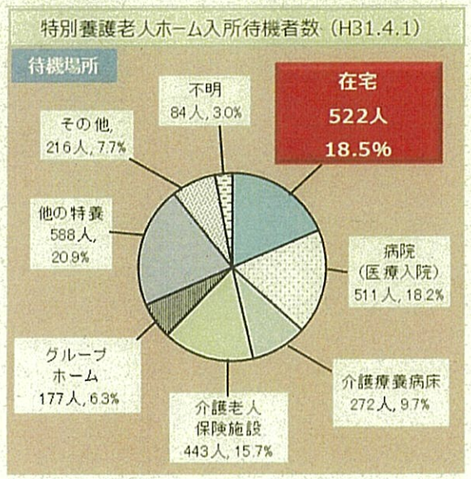

【療養病床の転換整備】

・介護療養病床（介護療養型医療施設）は、令和５年度末が廃止期限となっている。
療養病床数（R元.12月末） 5,986床
[介護1,385床 医療4,601床]

	H30転換	R元転換 (12月末)
介護施設等への転換	193	381
介護医療院 ＊H30.4.1創設	193	381

■中山間地域の介護サービスの確保

・21市町村（R元）において、事業所から遠距離の地域等の利用者に対する訪問介護や通所介護等のサービス提供に対し、介護報酬の上乗せ補助を実施
（H27）103事業所、実利用者数 677人 ⇒（H30）131事業所、実利用者数 979人

■地域の多様なニーズに対応可能な福祉サービス提供施設の整備

・多機能型福祉サービスモデル事業の実施による施設整備
（H28）四万十町 （H30）土佐清水市、大月町 （R元）いの町

2 課 題

・地域の特性やニーズ、特別養護老人ホーム入所待機者の状況等を踏まえた、地域の実情に応じた計画的な介護サービスの確保が必要
・療養病床から高齢者施設への円滑な転換支援とともに、療養病床を有する病院は相対的に耐震化が遅れており、防災対策上の観点も踏まえた転換支援が必要
・県内の多くを占める中山間地域では、多様な介護ニーズがありながら利用者が点在しているため、訪問サービス等の効率が悪く、サービス提供に対する支援が必要
・中山間地域の多様なニーズに対応できるサービス提供施設のさらなる整備促進が必要

3 令和２年度の取り組み

1 地域の実情に応じた計画的な介護サービスの確保

○第８期介護保険事業計画（R3～5年度）の策定支援

○介護施設等の整備支援

・介護老人保健施設 160床（６施設）
・ケアハウス（特定施設） 109床（２施設）
・認知症高齢者グループホーム 54床（３施設）

2 防災対策の観点を加えた転換支援

・療養病床から介護医療院等への転換整備を支援
・南海トラフ地震対策等の防災対策上の観点も踏まえ、耐震化等整備を行う場合への上乗せ助成により療養病床の転換を促進

介護療養病床転換支援事業費補助金
医療療養病床転換支援事業費補助金
＋
療養病床転換促進事業費補助金
耐震化等加算（県単）
特別養護老人ホームへの転換加算（県単）

3 中山間地域の介護サービスの確保

○中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金

・中山間地域の介護サービスの充実を図るため、訪問及び送迎に要する時間や地域の利用者数に応じた支援を実施
（補助対象介護サービス） 訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリ、通所介護、通所リハビリ、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護

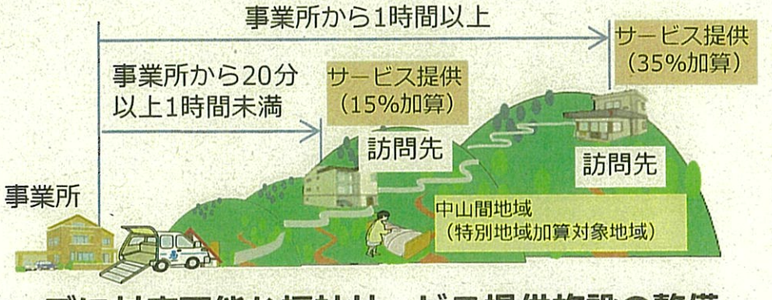

4 地域の多様なニーズに対応可能な福祉サービス提供施設の整備

○地域密着型サービスの整備等支援

・小規模多機能型居宅介護事業所 ８カ所
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ２カ所

○小規模多機能型居宅介護事業所の整備促進

・「通い」「訪問」「泊まり」を組み合わせてサービス提供する小規模多機能型居宅介護事業所の施設整備に取り組む市町村を支援
・市町村や事業者向けに先進事例を学ぶ研修を実施

【大目標Ⅱ】

在宅歯科医療の推進

健康長寿政策課

日本一の健康長寿県構想

【目標値】　・訪問歯科診療実施件数（H30）22,270件 →（R５）23,000件以上

1　現　状

◆在宅歯科連携室の機能拡充

・高知市に在宅歯科連携室を設置（H23）
・四万十市に幡多地域在宅歯科連携室を設置（H29.5月～）
・安芸市に東部在宅歯科連携室を設置（R1.5月～）
・PR実施により関係諸機関へ連携室の周知が進み、利用が増加
　PR実施件数　229件（H29）　355件（H30 ）
　　414件（R1　11月分まで）

在宅歯科連携室の活動状況の推移

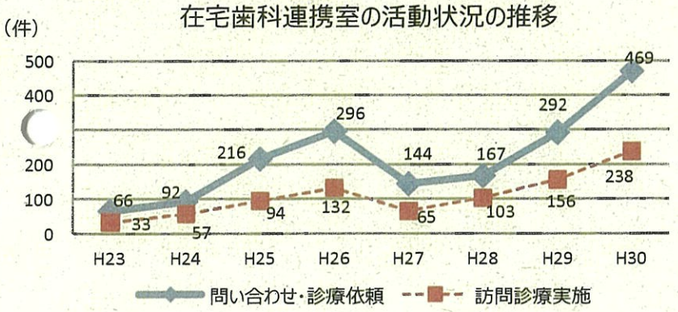

◆訪問歯科診療の充実

・訪問歯科診療が可能な歯科診療所数　279カ所（R１.8月）
（安芸：19、中央東：43、高知市：142、中央西：25、高幡：18、幡多：32）
・訪問歯科診療　診療報酬請求件数　（市町村国保、後期高齢者医療）

制度 診療年月（年度別）	市町村国保		後期高齢者	
	H29年度	H30年度	H29年度	H30年度
訪問歯科診療１・２	2,499	2,461	18,508	19,809
訪問歯科衛生士指導料		1,096		6,488

※R元年６月審査時点における集計

◆在宅歯科に携わる人材の育成と確保

・研修等の実施により在宅歯科医療従事者の知識・技術の向上を図った
　歯科衛生士対象　H29　５回　延べ291人受講
　　H30　５回　延べ195人受講　R１　4回開催予定
　歯科医師対象　H29　２回　延べ52人受講
　　H30　３回　延べ146人受講　R１　7回開催予定
・摂食嚥下評価が出来る歯科医師を養成　計14人（Ｒ２）
・歯科衛生士養成奨学金の活用
　H30新規貸付者　5名　R1新規貸付者　5名（継続　５名）

2　課　題

◆ **在宅歯科連携室を核とした在宅訪問診療の推進**
◆ **今後増加する訪問歯科診療利用拡大への対応**

・地域包括ケアを推進するため、在宅歯科医療に関わる人材確保及び資質の向上が必要(特に摂食・嚥下支援や歯科衛生士の地域偏在が課題)
・日々現場でケアを担う人材の能力向上が必要

全県的な訪問歯科診療のサービス調整体制を構築



3　今後の取り組みの方向性

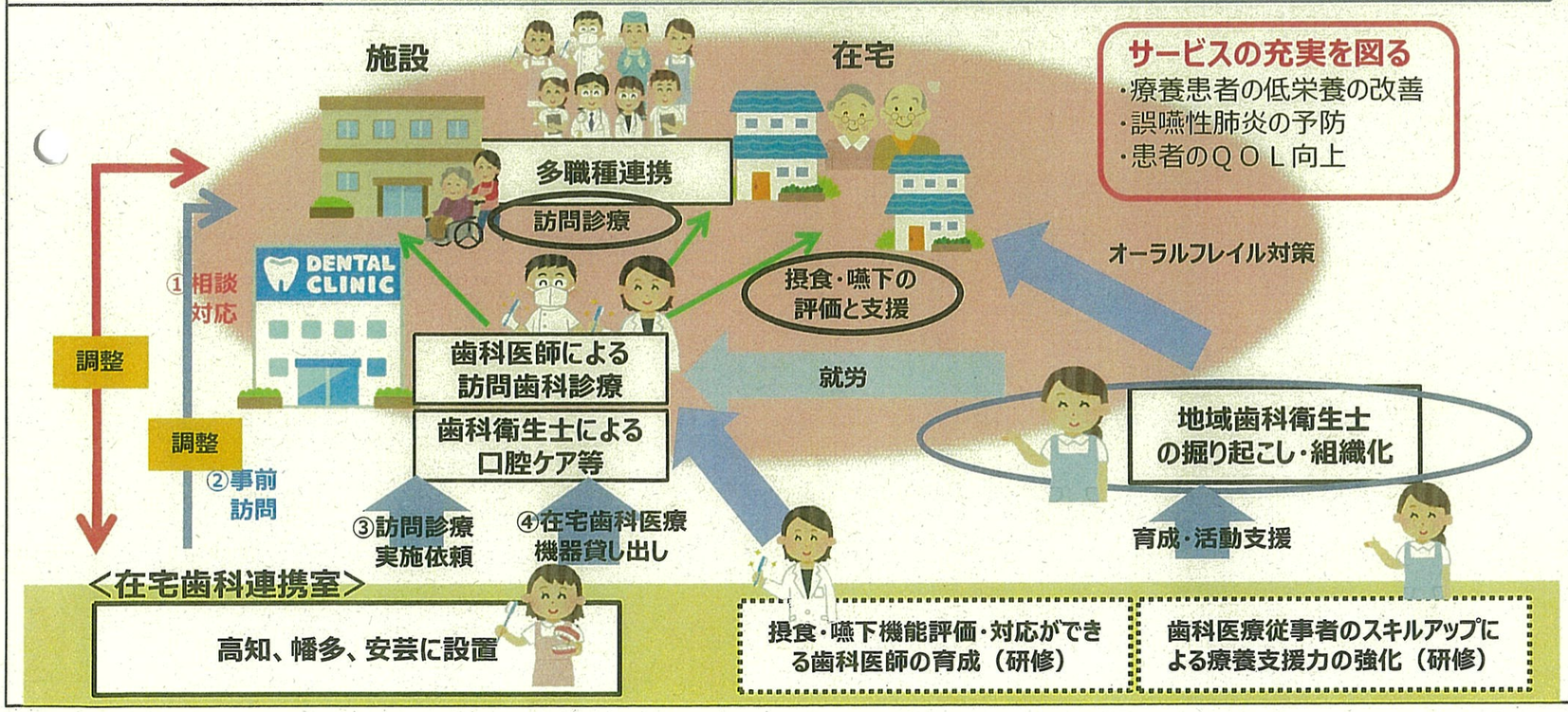

4　令和2年度の取り組み

1　在宅歯科連携室を核とした在宅歯科診療の促進
■ 医科・介護等との連携、相談窓口、訪問歯科診療の調整機能を強化
■ 関係機関の連携強化につながる多職種連携協議会の開催
■ 訪問歯科診療の広報・啓発

2　在宅歯科医療の対応力向上
■ 各地域における歯科医療従事者の在宅歯科医療への対応力向上研修等を実施
■ 摂食・嚥下機能を評価し対応する歯科医師を育成、介護の場での実践
■ 未就労歯科衛生士の掘り起こしと復職支援

3　歯科衛生士確保対策推進事業（再掲）
■ 歯科衛生士養成奨学金制度を継続

【大目標Ⅱ】「高知家お薬プロジェクト」による在宅患者への服薬支援

医事薬務課

日本一の健康長寿県構想

目標値】　・在宅訪問実施薬局数　保険薬局の50%（令和５年度　186件）

1　現　状

1．在宅服薬支援事業「高知家お薬プロジェクト」の取り組み（H28年度～）
- 多職種からの主な相談内容（274件）：残薬（231件）
  →残薬要因：重複・多剤投薬（84件）、服薬支援者不足（89件）等　（H30年度事例報告より）
- 地域ケア会議への参加：18市町（H30年4月）→27市町村（R1年4月現在）※広域連合含む
- 在宅訪問実績薬局の増加

福祉保健所（保険薬局数）	安芸（30）	中央東（55）	中央西（40）	須崎（28）	幡多（38）	高知市（180）	計（371）
H28.7月 調査	5	9	11	2	4	64	95
H30.7月 調査	9	27	20	6	11	66	139
R1.8月 調査（速報値）	10	28	22	8	13	102	183

- 本事業を通じて新たに在宅訪問に取り組んだ薬剤師：44人（35薬局）　（H30年度アンケートより）
- 研修会の実施（在宅訪問薬剤師養成研修会、病院及び薬局薬剤師連携強化研修会）
- 高知県薬剤師会が「在宅連携室」を設置（R1.10）

2．病院・薬局薬剤師の連携強化
- 高知市薬薬連携検討会（高知市薬剤師会、高知市基幹病院及び近隣薬局）により薬薬連携シート（入退院時の服薬情報を共有するツール）の作成と試験運用
- 薬薬連携シートを高知市から県全域へ横展開するため、高知県薬薬連携検討会（高知県薬剤師会、病院薬剤師会、県）を設置、協議の実施

2　課　題

1．在宅服薬支援事業「高知家お薬プロジェクト」
（1）小規模薬局の在宅患者への服薬支援
（2）在宅対応できる地域の拡大
（3）在宅対応できる薬剤師のさらなる養成とスキルアップ
（4）医療・介護関係職種への事業広報



2．病院・薬局薬剤師の連携強化
（1）入退院時の患者の服薬情報等の共有化
（病院）入院時の持参薬への対応
（薬局）入院中の処方変更に係る情報共有
（2）上記以外のテーマでの連携強化

3　令和２年度の取り組み

<目的>
医療・介護関係者が連携して、高齢者等の在宅での服薬状況を改善することにより、薬物治療の効果を高める。
本事業を通して
- ➢ 多職種と薬剤師・薬局の連携を強化→訪問看護師やヘルパーの負担軽減
- ➢ 安心して在宅医療（療養）ができる環境を整備
- ➢ 適切な薬物治療による薬剤費の適正化

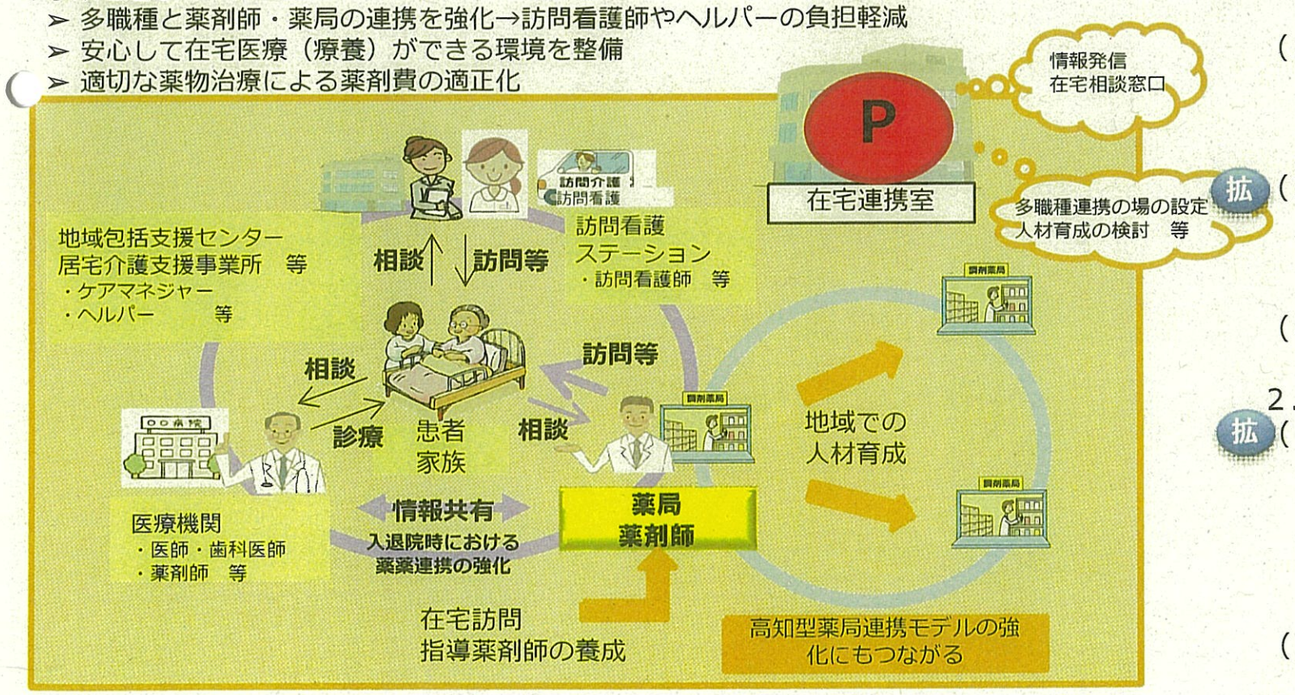

1．在宅服薬支援事業「高知家お薬プロジェクト」
拡（1）小規模薬局の在宅患者への服薬支援
- 高知家@ラインを活用した多職種での服薬支援体制の整備
  →安芸モデルの検証と他地域への横展開

（2）在宅対応できる地域の拡大
- 高知型薬局連携モデルの整備等（再掲）
- 地域の薬局間連携の他、隣接地域の薬局間の広域連携体制の整備
  （在宅訪問、地域ケア会議への参加等）

拡（3）在宅対応できる薬剤師の養成とスキルアップ
- 薬剤師会支部単位に在宅訪問指導薬剤師を養成
  ↳・地域ごとに指導薬剤師による段階別研修の実施
  （座学及び同行訪問研修）

（4）医療・介護関係職種への事業広報
- 薬局薬剤師による事業所訪問等（チラシ配布等）

2．病院・薬局薬剤師の連携強化
拡（1）入退院時の患者の服薬情報等の共有化
- 薬薬連携地域検討会（構成：薬局薬剤師、拠点病院の薬剤師等）を設置
  →薬薬連携に関する共通ルールを協議・作成
  <共通ルール例>
  ア．薬薬連携シートの運用方法
  イ．薬薬連携による退院時カンファレンスにおける情報共有体制

（2）上記以外のテーマでの連携強化
- 薬薬連携地域検討会でジェネリック医薬品の使用促進等について協議

【大目標Ⅱ】 医薬品の適正使用等の推進

医事薬務課・国民健康保険課

日本一の健康長寿県構想

【目標値】 ・後発医薬品の使用割合　80%以上（令和２年９月まで）　・後発医薬品の使用勧奨など、使用割合を高める取組を行う保険者　100%（令和２年度）
・重複・頻回受診、重複投薬の防止等の医療費適正化の取組を実施する保険者　100%（令和５年度）

1　現　状

１．ジェネリック医薬品（GE医薬品）の使用促進
・後発医薬品使用割合（数量ベース　H31.３）
高知県：73.5%（全国46位）全国平均：77.7%
・GE医薬品調剤体制加算届出薬局数が増加
160薬局（H30.10月）→203薬局（R１.10月）
・GE医薬品採用リストの公開：13医療機関が公開
２．重複・多剤投薬の是正等による患者QOLの向上
・GE医薬品の差額通知及び重複・多剤投薬通知と服薬サポーターによる電話勧奨をH30年度から開始（市町村国保、後期高齢者医療、協会けんぽの３医療保険者と協働した取組）
※服薬サポーター：対象者への電話勧奨により薬局の薬剤師へのつなぎを行
＜通知数（平成31年４月～令和元年９月＞
GE医薬品差額通知：76,653通　・重複多剤服薬通知：11,681通
＜服薬サポーターからの電話勧奨人数＞
・GE医薬品差額通知：770件　・重複多剤服薬通知：463件
○通知を開けてない人の割合（電話勧奨できた人のうち）
・GE医薬品差額通知：23%(178/770)　・重複多剤服薬通知：21%(98/463)
○電話勧奨効果が期待できる人（電話勧奨した人のうち、薬局等へ相談に行く等回答のあった人）の割合
・GE医薬品差額通知：29%(223/770)　・重複多剤服薬通知：30%(141/463)

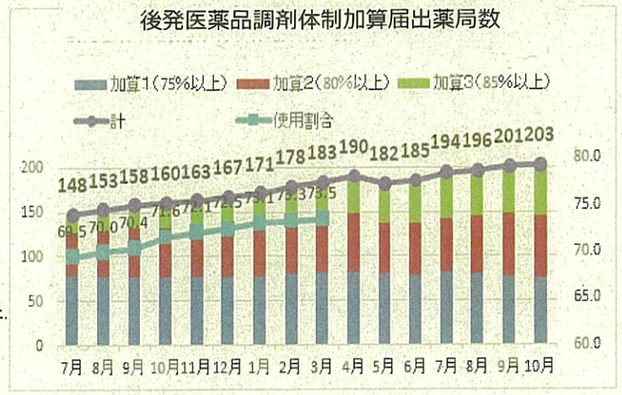

2　課　題

１．ジェネリック医薬品（GE医薬品）の使用促進
・GE医薬品に関する県民及び医療関係者の理解が必要
・薬局店頭等において薬剤師による県民への声かけが必要
・医療機関、薬局におけるGE医薬品の使用を進めるための環境整備が必要

２．重複・多剤投薬の是正等による患者QOLの向上
・患者側が通知を開封しない、また通知内容の理解不足（特に高齢者に多い）
・重複・多剤投薬等による健康被害のリスクに対する理解の向上が必要

３．服薬状況の一元管理
・お薬手帳（紙版）の複数利用
・電子お薬手帳の普及

3　今後の取り組みの方向性

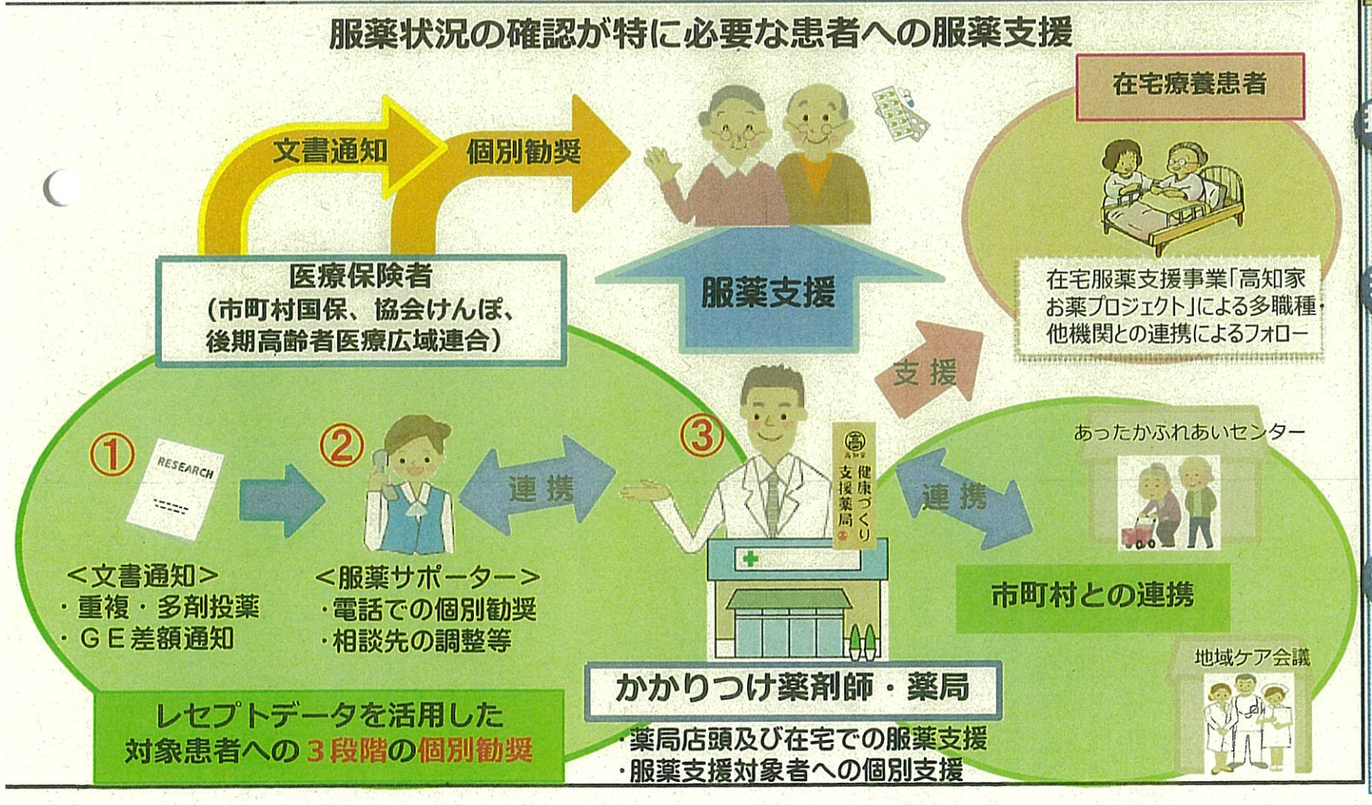

4　令和２年度の取り組み

１．ジェネリック医薬品（GE医薬品）の使用促進と重複・多剤投薬の是正等による患者QOLの向上

拡 (1)レセプトデータの活用（市町村国保、協会けんぽ、後期高齢者医療広域連合）
・医療保険者による個別通知と服薬サポーターによる電話での個別勧奨
・病院や診療所、薬局へのデータ提供等によるGE医薬品の使用促進に向けた働きかけ

拡 (2)高知県薬剤師会との協働による個別勧奨
・薬局店頭での高齢者等への声かけや電話連絡などによる服薬確認の徹底
・高知家健康づくり支援薬局等の薬剤師による個別訪問等による服薬支援

(3)県民理解の促進（地域のお薬相談会、新聞、TV、SNS、県広報誌等）
・事業広報
・GE医薬品の安全性
・重複多剤投薬等による健康リスク

拡 (4)GE医薬品使用促進のための環境整備
・病院で採用しているGE医薬品リストの公開に関する医療機関への働きかけ

２．お薬手帳の１冊化
・薬局において重複投薬等の是正の際にお薬手帳の一人１冊化について啓発
・お薬手帳の一冊化と電子版お薬手帳の広報（新聞、TV等）

これまでのジェネリック医薬品の使用促進に係る取組について

医事薬務課・国民健康保険課

H29年度までの取組

H21年度に３師会等で構成する「高知県後発医薬品安心使用促進協議会」を設置
・県民向けの広報や医療従事者を対象とした講演会等を実施
・医療機関、薬局で啓発用ポスターの掲示やチラシを配布　など

国の目標
80%（R2．9）

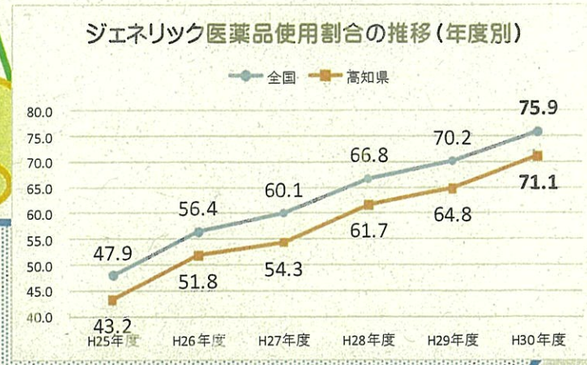

H30年度からの取組

H30年度から「重点地域」の指定を受け、国費を活用して県民への広報を拡充するとともに、以下の新たな取組を開始

〔県民を対象とした取組〕
○医療保険者によるGE医薬品差額通知事業を強化
・服薬サポーターによる電話勧奨を実施

〔薬局を対象とした取組〕
○レセプト分析の提供
・各薬局の使用割合及び立ち位置を文書通知（年2回）

〔病院を対象とした取組〕
○立入検査時の働きかけ（高知市以外）
・各病院の使用割合データを提供
・採用しているGE医薬品データの公開

※全国知事会（健康立国宣言関連）「医薬品の適正使用の推進WT」ではリーダー県として参加し、これらの取組を先進・優良事例として紹介した。なお、他都道府県の取組も紹介されたが、広報（の内容）以外に本県で参考とすべき取組はなかった。

成　果

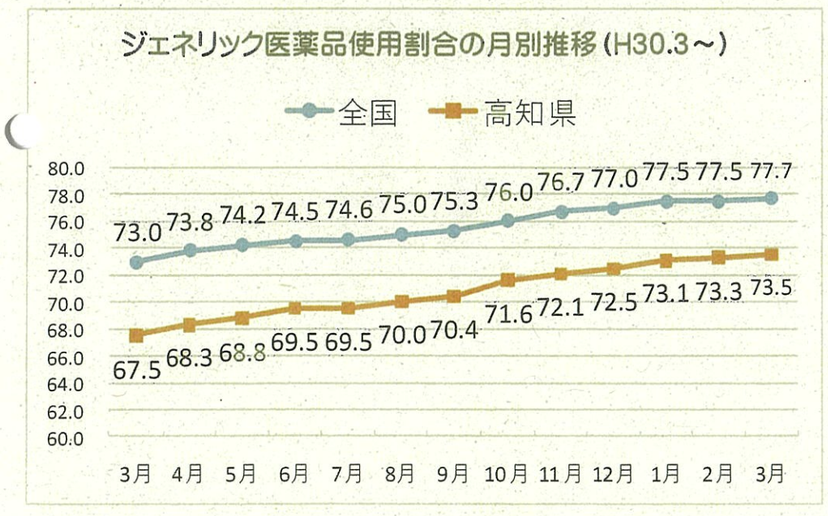

○H31．3使用割合
73．5%　46位（全国 77．7%）
○過去1年間の伸び率は全国２位
（6．0%上昇）
○後発医薬品調剤体制加算
（75%以上）届出薬局数の増

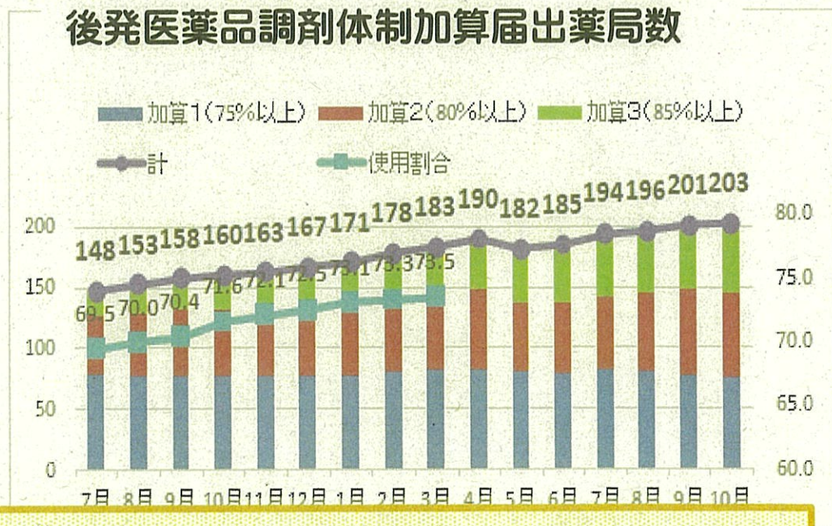

目標達成のために

継続的な広報による県民等の理解の向上と詳細なレセプト分析による病院、薬局への働きかけ
○詳細なレセプト分析（全国や県内データを基に病院・薬局ごとにGE医薬品への切り替えが進んでいない先発医薬品を特定）
○加算を取得するためのロードマップ（切り替えすべき先発医薬品等を明示）作成し提示

県内3病院　後発医薬品使用割合

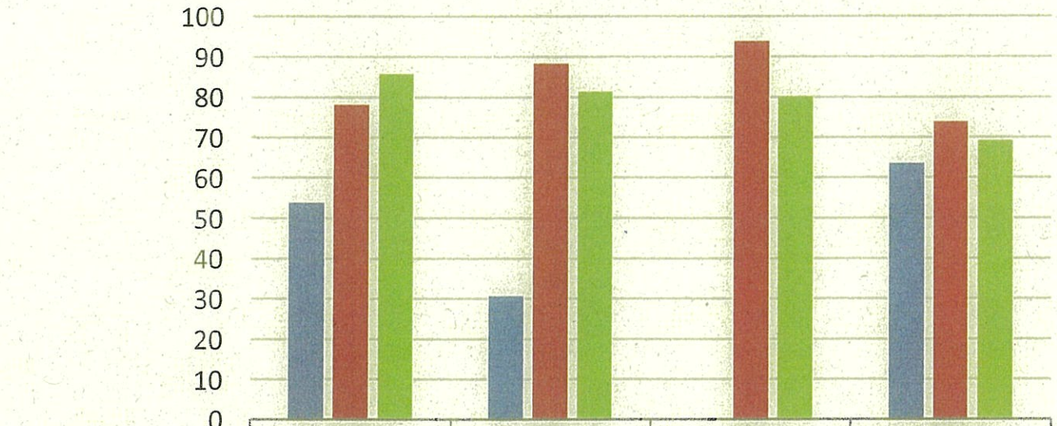

	入院	外来	DPC	調剤
A病院	53.9	30.7	—	63.6
あき総合	78.1	88.3	93.8	73.8
幡多けんみん	85.7	81.3	80.1	69.2

■ A病院　■ あき総合　■ 幡多けんみん

A病院（須崎福祉保健所管内）　周辺薬局

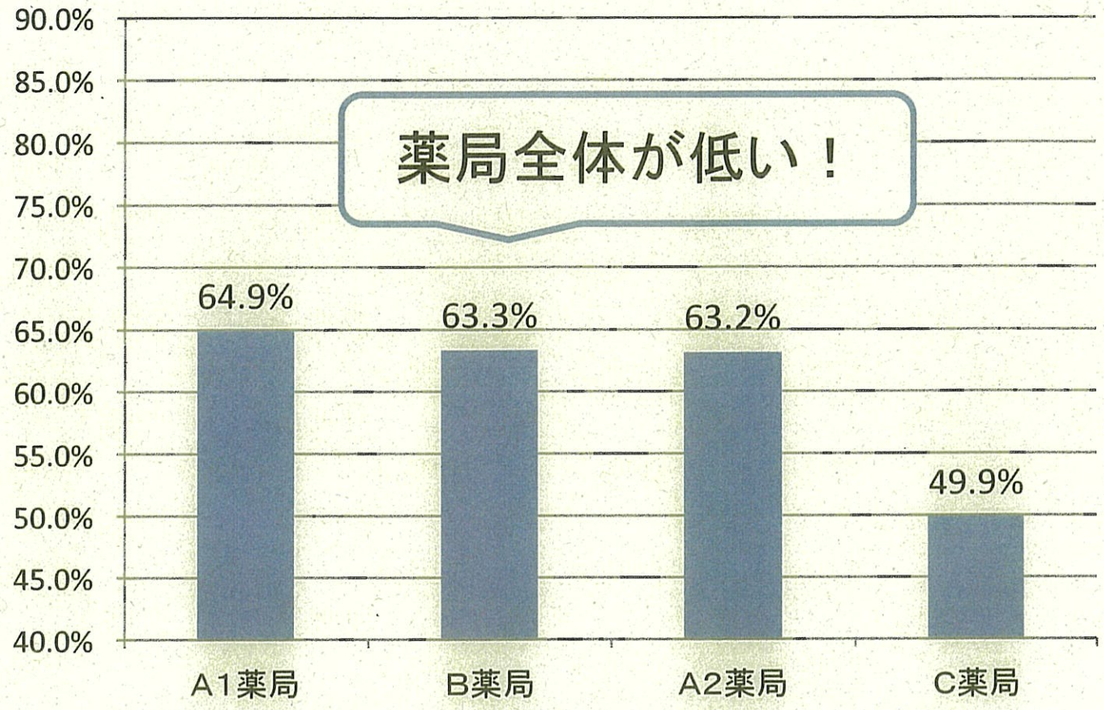

あき総合病院　周辺薬局

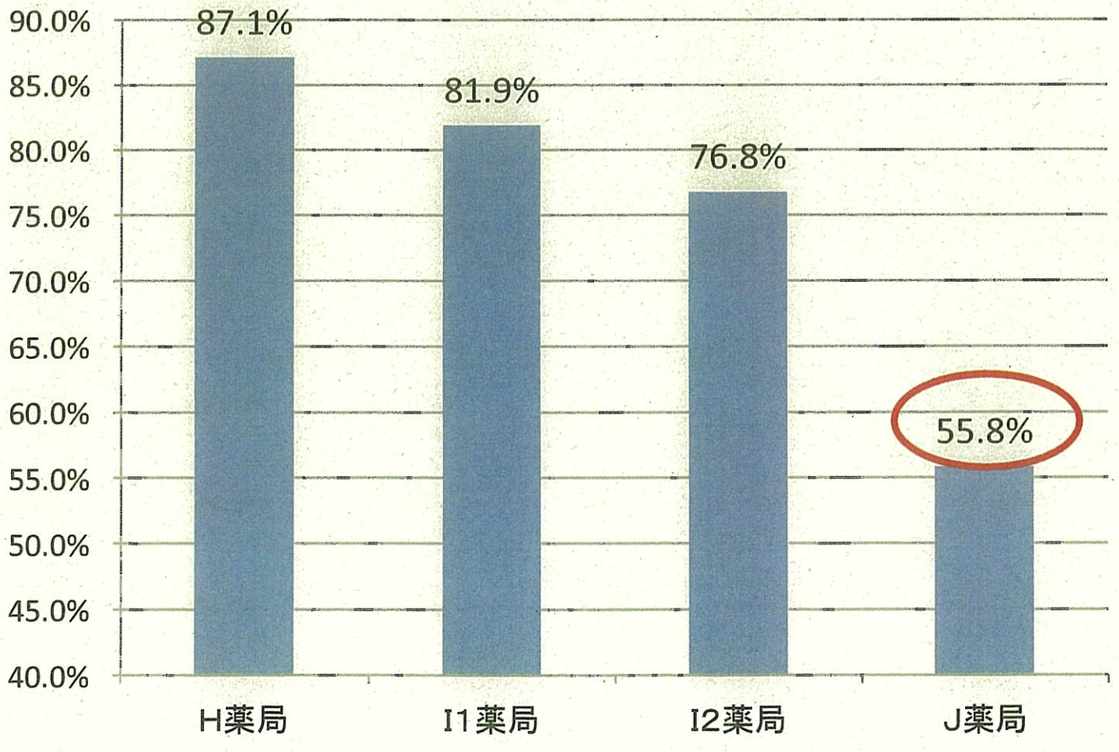

幡多けんみん病院　周辺薬局

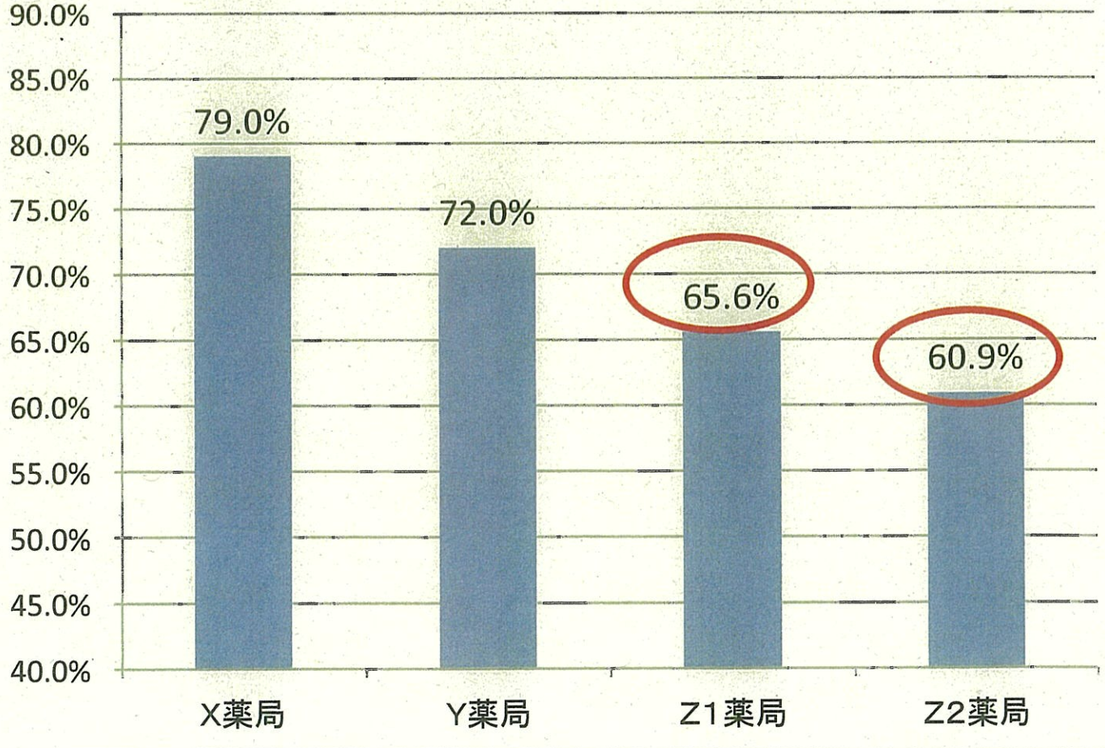

【大目標Ⅱ】 総合的な認知症施策の推進

高齢者福祉課・障害保健支援課　日本一の健康長寿県構想

【目標値】
・「日常生活自立度」がⅡ以上に該当する認知症高齢者の年齢階級別割合【H30と比べて減少】

- ・認知症サポーター　（R元）60,690人→（R５）80,000人
- ・認知症サポート医　（R元）　87人→（R５）　150人
- ・認知症カフェ　（R元）24市町村 →（R5）全市町村
- ・かかりつけ医認知症対応力向上研修受講率　（R元）29.2% →（R５）50%

1　現　状

＜取り組みの状況＞

■認知症高齢者の状況（推計）

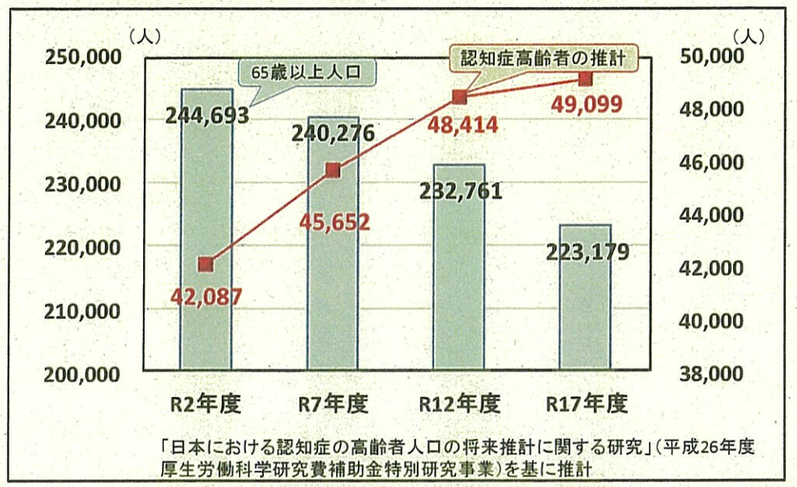

「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業）を基に推計

認知症高齢者数は令和17年度まで増加を続け65歳以上人口のうち５人に１人が認知症となる

■医療と介護の連携による認知症高齢者等への支援
- ・こうちオレンジドクター登録
  279人（R元.12月末）
- ・認知症疾患医療センターの設置・運営
  基幹型１か所、地域型４か所

■認知症高齢者等の介護者への支援と相談体制の確立
- ・認知症コールセンターの設置・運営
  相談件数　171件（R元.10月末）
- ・認知症カフェの設置
  24市町村　96か所（R元.12月末）

2　課　題

認知症は誰もがなりうる身近なもので、地域地域で認知症の人が認知症とともに住み続けられる地域づくりが必要

○認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、県民に認知症に対する理解をさらに深めてもらうことが必要

○認知症の早期発見、早期診断、早期対応のためのゲートキーパー機能の強化が必要

○認知症の方をささえる65歳未満人口が減少する一方、認知症高齢者が増加する中で、地域には元気な高齢者も多数おり、こうした元気高齢者等を活用した地域での見守りや支え合いなどの生活支援体制づくりが必要

○認知症高齢者が行方不明にならない、また、行方不明になった場合でも早期発見できる対策が必要

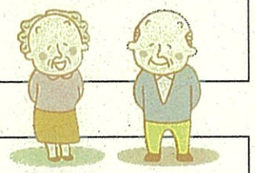

3　今後の方向性

1　社会全体で認知症高齢者を支えるために、県民に認知症に対する理解の促進

2　「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」予防の推進

3　認知症の早期発見、早期診断、早期対応のためのゲートキーパー機能の強化を図るため、かかりつけ医やサポート医等の研修の充実

4　認知症疾患医療センターの体制強化

5　地域で安心して生活できる支援体制の充実を図るため、認知症カフェの整備と必要な介護サービスの整備・確保

6　認知症高齢者が行方不明にならない、また、行方不明になった場合でも早期発見できる対策

7　認知症施策を総合的に推進するため「認知症施策推進計画(仮称)」の策定

4　令和２年度の取り組み

1　認知症に対する理解を深める

新 **・認知症に関する知識の普及啓発の促進**
認知症のセルフチェックもできるリーフレットを65歳、75歳到達者に発送

2　予防の推進

・あったかふれあいセンター等の通いの場への参加促進

3　ゲートキーパー機能の強化

・認知症サポーターのさらなる養成

新 **・認知症ケアのための医療関係者の更なる対応力向上**

・かかりつけ医の認知症対応力向上研修後のフォローアップ研修
認知症疾患医療センターを中心とした研修を実施

・認知症初期集中支援チームの専門性強化への支援
市町村からの要望に基づき専門職を派遣し研修、助言等を実施

4　認知症の早期診断、早期支援体制の充実

拡 **・認知症疾患医療センターの体制強化**
相談員を地域型認知症疾患医療センターへ順次配置

新 **・認知症ケアカフェの実施**
各福祉保健所ごとに関係者の連携強化のための情報共有等の場の設置

5　地域で安心して生活できる支援体制の充実

・認知症カフェの整備促進
運営方法等に関する研修の開催等により認知症カフェの設置推進

新 **・認知症地域支援推進員の活動充実への支援**
先進事例を共有するセミナー等の開催により推進員の活動を支援

・生活支援整備体制
ボランティア等を活用した認知症高齢者の見守り

・施設・居宅系サービスの確保
地域のニーズを踏まえた認知症高齢者グループホーム等の整備

・関係機関が連携した個別ケースの検討
若年性認知症自立支援ネットワーク会議において、ケース検討を行い、必要な支援につなげる

新 **6　高知県警察本部との連携の強化**

新 **7　「高知県認知症施策推進計画（仮称）」の策定**

【大目標Ⅱ】 総合的な認知症施策の推進

高齢者福祉課・障害保健支援課　日本一の健康長寿県構想

※「予防」とは「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味

予防※
・社会参加を継続することで認知症の発病を遅らせる

早期発見　　鑑別診断　　通院治療　　地域でのくらし（在宅療養・施設介護）

オレンジドクター（279人）

認知症対応力の高い医療従事者【支援体制構築の担い手】

かかりつけ医
（対応力向上研修受講507人 受講率29.2%）
認知症サポート医（87人）

看護師
（対応力向上研修受講319人）

歯科医師
（対応力向上研修受講110人）

薬剤師
（対応力向上研修受講203人）

認知症疾患医療センター
基幹型：高知大学医学部附属病院
地域型：高知鏡川病院、県立あき総合病院、一陽病院、渡川病院

専門医療機関

初期集中支援チーム（全市町村（29市町村・1広域連合）で設置）

介護保険サービス【ケアマネジャー】

連携

要介護認定



かかりつけ医
認知症サポート医（87人）

訪問看護

施設・居住系サービス（介護保険）
特別養護老人ホーム　（57施設：4,458床）
グループホーム（155施設：2,423床）　等

在宅サービス（介護保険）【ケアマネジャー】
小規模多機能型居宅介護事業所（36施設：定員968人）　等

あったかふれあいセンター
31市町村
50拠点・239ｻﾃﾗｲﾄ

地域の見守り
（民生委員・老人クラブ・警察等）

体操教室、サロン、集い

・通いの場
・フレイル予防

情報提供

地域包括支援センター　（37カ所）

認知症サポーター等（地域包括支援センター等窓口へのつなぎ）
・運転免許センター：運転免許更新時の認知機能検査
・量販店・コンビニ・商業施設等：買い物時等の様子について気付き
・銀行・郵便局等：利用時の様子について気付き
・家族・ご近所：日々の暮らしの中での気付き

（地域包括支援センター）

あったかふれあいセンター
31市町村
50拠点・239ｻﾃﾗｲﾄ

地域の見守り
（民生委員・老人クラブ・警察等）

認知症カフェ
（24市町村96か所）

体操教室、サロン、集い

地域包括支援センター　（37カ所）

認知症サポーター等（日々の暮らしのなかでの見守り）
・量販店・コンビニ・商業施設等：買い物時等の様子について見守り
・銀行・郵便局等：利用時の様子について見守り
・家族・ご近所：日々の暮らしの中での見守り

つなぎ・ネットワーク
・認知症に関する知識の普及啓発
・認知症地域支援推進員
・認知症コールセンター　・家族の会
・生活支援コーディネーター

・認知症に関する知識の普及啓発
・認知症地域支援推進員
・認知症コールセンター　・家族の会
・生活支援コーディネーター

【大目標Ⅱ】 **地域医療構想の推進①**

医療政策課・高齢者福祉課

日本一の健康長寿県構想

【目標値】 ・回復期機能の病床数 （H30）1,840床 → （R5）3,285床

地域の実情に応じた医療提供体制の構築を推進し、一人ひとりにふさわしい療養環境の確保とQOLの向上を目指す

対策のポイント

・各医療機関は、地域の実情や将来を把握したうえで自主的に今後の方針を策定し、地域医療構想調整会議での協議を経て機能分化を進める。
・県は、各医療機関の今後の方針の決定や機能分化の取り組み等を支援する。

現状・課題

■病床数（10万人当たり）は**全国1位** うち療養病床も、全国平均の約2.5倍で**全国1位**
ただし、その他の高齢者向け施設は**全国下位** 6施設全体の合計では**全国16位**

【高齢者向け６施設の病床数等】 （75歳以上人口千人当たり） ※括弧書きは全国順位

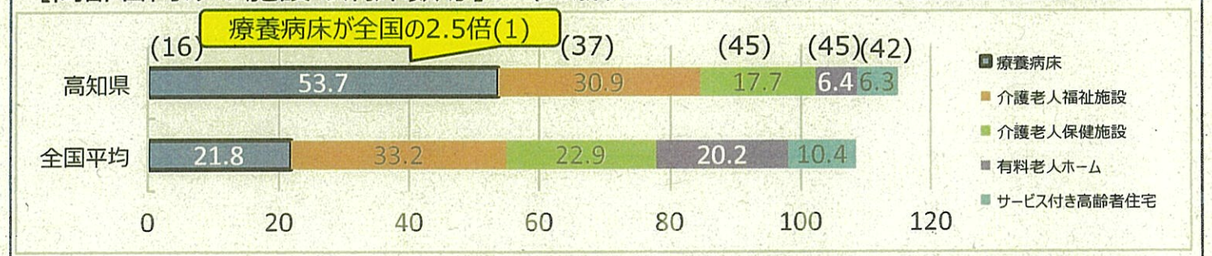

出典：平成27年３月18日地域医療構想策定ガイドライン等に関する検討会資料

■患者の意向に沿った療養環境の確保

【療養病床入院患者の相応しい施設】

＜病院の退院支援担当者の意見＞

「療養病床（介護療養を含む）の入院患者のうち、36.4 %は療養病床以外の施設が相応しい。」

※出典 H27高知県療養病床実態調査結果（医療療養・介護療養）

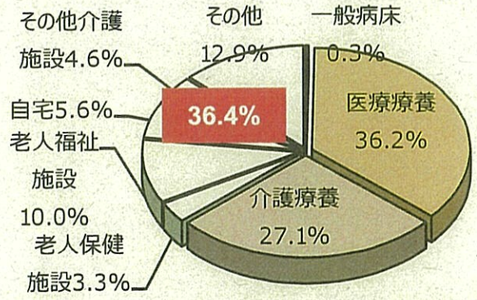

■具体的対応方針の再検証の要請があった公立・公的5病院は、自医療機関で検討の上、その内容について地域医療構想調整会議で合意が必要

■介護療養病床の廃止（2023年）を踏まえ介護医療院等への転換支援が必要

■急性期、慢性期は過剰であるが、回復期は不足しており転換支援が必要

■地域によっては必要な医療提供体制が確保されることを前提としながら、病床のダウンサイジングを希望する医療機関に対しては支援が必要

目指すべき姿

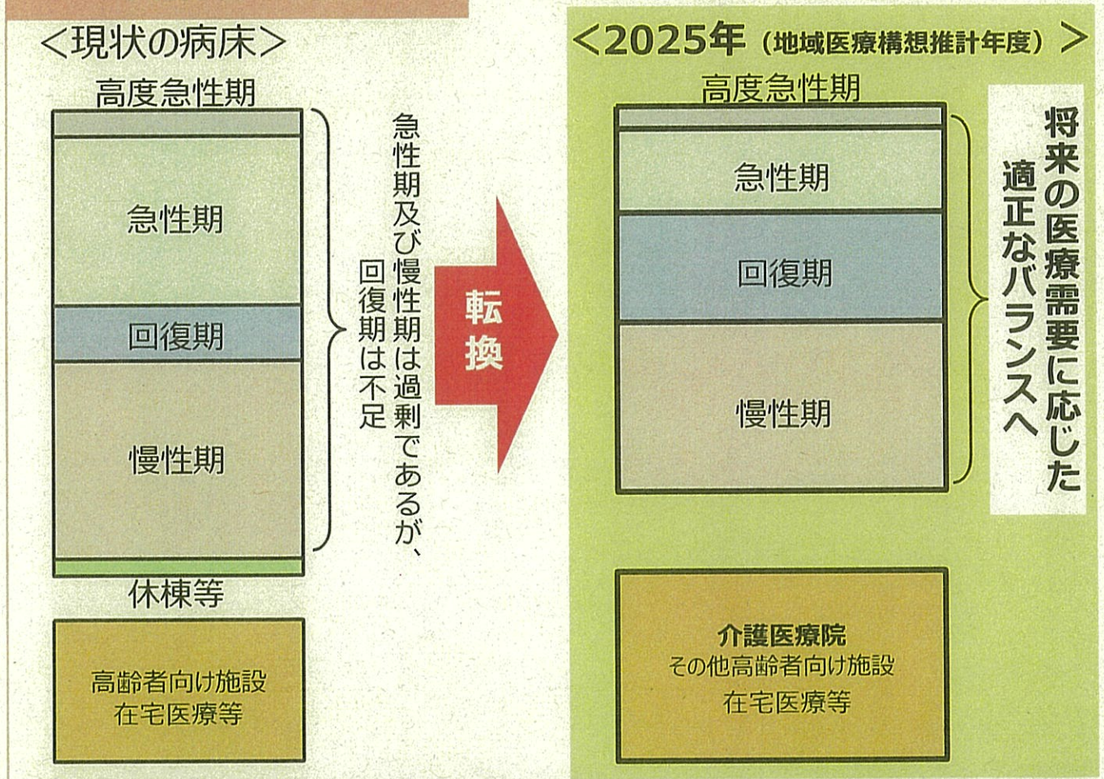

将来の医療需要に応じた医療提供体制の構築に向け、医療機関が実施する病床転換への支援や、療養病床から介護医療院等への転換の支援を通じて、患者のＱＯＬの向上を目指す

地域医療構想とは

団塊の世代が後期高齢者となる2025年における医療需要に見合った医療提供体制を確保するため、2025年の医療需要と患者の病態に応じた病床（※）の必要量を推計した地域医療構想を策定（高知県：2016年12月）

※4つの医療機能別（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）＋ 在宅医療

地域医療構想の推進②

医療政策課・高齢者福祉課

日本一の健康長寿県構想

医療機関の自主的な取組を検討段階から体制整備の段階まで積極的に支援

地域医療構想の推進に向けたプロセス

ステップ１



医療機関において今後の自院の方針の検討・決定

ステップ２



地域医療構想調整会議での協議及び合意

ステップ３

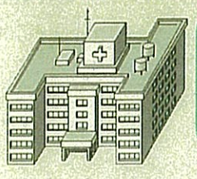

病床の転換に向けた改修やダウンサイジングの実行

推進に向けた支援策等の取組

○介護医療院等への転換に向けたセミナーの開催

○個別医療機関との意見交換の実施

○介護医療院や不足する病床機能への転換に向けた経営シミュレーション等への支援

○複数の医療機関等の連携の在り方（地域医療連携推進法人の設立等）の検討への支援

○各医療機関の「今後の方針」について、地域での協議を推進し、関係者間で合意

（特に公立・公的病院の具体的対応方針の再検証については、地域での合意に向け事務局として論点整理等を実施）

・議題に応じて、医療関係者を中心とした会議で、詳細な議論の実施

・地域で解決できない課題に対しては、県単位の地域医療構想調整会議連合会の開催

○主観的な区分である病床機能報告に加え、客観的な指標も導入して地域の実情の把握

○高齢者のQOLの向上を目指した、介護医療院等への転換のための施設改修等への支援

○南海トラフ地震対策等の防災対策上の観点も踏まえた耐震化等整備への上乗せ助成

○急性期及び慢性期の病床から回復期の病床への転換に必要な施設や設備整備への支援

拡 回復期への転換に向け必要な施設の改修設計への支援

○病床のダウンサイジングを行う際の施設の改修、処分に係る費用などへの支援

地域地域において2025年のあるべき医療提供体制を構築

【大目標Ⅱ】 救急医療の確保・充実

医療政策課

日本一の健康長寿県構想

【目標値】
- 救急車による軽症患者搬送割合 (H30)45.8% → (R5)40%
- 救命救急センターへの救急車の搬送割合 (H30)40.3% → (R5)30%
- 救命救急センターへのウオークイン患者割合 (H30)67.7% → (R5)65%
- 救急車搬送の照会件数4回以上割合 (H30) 2.2% → (R5)1.8%

1 現 状

■救命救急センター（三次救急医療機関）に救急搬送の約4割が集中

（%）

年	H26	H27	H28	H29	H30
近森	14.7	15.7	17.3	16.8	15.7
日赤	12.3	13.7	14.8	15.2	14.9
医療センター	9.6	9.8	10.8	10.7	9.7
計	36.6	39.2	42.9	42.7	40.3

（救急搬送における医療機関の受入れ状況等実態調査）

■救急車で搬送した患者の約4割が軽症患者

傷病程度＼年	H27	H28	H29	H30
重症以上(人)	6,975	7,264	7,069	6,696
割合	19.0%	19.3%	18.5%	17.0%
中等症	13,210	13,391	13,946	14,404
割合	36.0%	35.6%	36.5%	36.6%
軽症	16,337	16,764	16,976	18,024
割合	44.5%	44.6%	44.4%	45.8%
その他	177	189	267	244
割合	0.5%	0.5%	0.7%	0.6%
計	36,699	37,608	38,258	39,368
割合	100.0%	100.0%	100.1%	100.0%

（救急救助の現況）

■救急搬送時の医療機関への収容照会件数と入電から収容までの時間

年度	H27	H28	H29	H30
4回以上	570	488	696	872
割合（%）	1.6	1.3	1.8	2.2
入電～収容(分)	40.4	40.0	40.6	41.2

（こうち医療ネット）

■ドクターヘリの出動件数がやや減少

年度	H26	H27	H28	H29	H30
出動件数	550	748	806	749	661
全国平均	515	524	492	537	548

（認定NPO法人救急ヘリ病院ネットワーク調べ）

2 課 題

◇三次救急医療機関と二次救急医療機関の役割分担と連携
◇救急医療機関と消防機関の連携体制の充実
◇救急と在宅医療・高齢者施設等との連携
◇地域の救急医療機関等の医師不足

3 今後の取り組みの方向性

◆救急医療の確保・充実
- 救急医療関係機関の連携強化
- ICTを活用した救急医療体制の強化・充実
- 休日夜間の医療提供体制の確保
- ドクターヘリの円滑な運航

◆適正受診の継続的な啓発と受診支援
- 救急医療の適正受診に向けた啓発
- 適正受診を支援する電話相談等の実施
- ACP(ｱﾄﾞﾊﾞﾝｽ・ｹｱ・ﾌﾟﾗﾝﾆﾝｸﾞ) の推進（再掲）



4 令和２年度の取り組み

救急医療の確保・充実

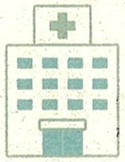

◆救急医療関係機関の連携強化
- 三次・二次救急医療機関間の連携の仕組みの検討

拡 ◆ICTを活用した救急医療体制の強化・充実
- こうち医療ネットのクラウド化に向けた改修
  医療機関の応需情報や画像伝送システム等の活用による迅速かつ適切な救急医療の提供

◆休日夜間の医療提供体制の確保
- 平日夜間小児急患センターや調剤施設等への運営支援
- 小児科輪番制病院等への運営支援



◆ドクターヘリの円滑な運航の継続
- フライトドクター、ランデブーポイントの確保
- 安全管理部会におけるインシデント・アクシデント情報の収集・分析

適正受診の継続的な啓発と受診支援



◆適正受診に向けた啓発
テレビ、ラジオ等を通じた適正受診の啓発

◆適正受診を支援する電話相談等の実施
- **小児救急電話相談（#8000）の実施**
  こどもの急病時にベテラン看護師が電話相談に対応
  （365日 20時から深夜1時まで）
- **救急医療情報センターによる受診支援**
  受診可能な医療機関を紹介（365日 24時間）
- **こうち医療ネットによる医療機関の情報提供**

拡 ACP（ｱﾄﾞﾊﾞﾝｽ・ｹｱ・ﾌﾟﾗﾝﾆﾝｸﾞ）の推進（再掲）
人生の最終段階における医療・ケアの意思決定に基づく適正要請の啓発や検討

【大目標Ⅱ】 へき地医療の確保

医療政策課

日本一の健康長寿県構想

【目標値】 ・へき地医療支援による代診医派遣率　（H30）88% → （R5）100%
・へき地診療所勤務医師の従事者数　（H30）17人 → （R5）21人以上

1 現 状

■無医地区の状況
・無医地区 18市町村38地区・無歯科医地区 19市町村47地区
（資料）平成26年度厚生労働省「無医地区等調査」

■へき地の公的医療提供体制
・へき地診療所 29箇所　・へき地医療拠点病院 8箇所
・へき地医療支援病院 1箇所
・へき地医療支援機構、高知県へき地医療協議会の設置

■へき地医療に従事する医師の状況
・自治医卒若手医師の専門医志向により、義務明け後もへき地医療に従事する医師の数が減少
⇒ へき地の第一線の医療機関において、医師確保が困難になりつつある
・中山間地域の医療において中核的な機能を担ってきた病院の医師が不足
⇒ 二次保健医療圏内での医療完結やへき地医療拠点病院の後方支援体制の確保が困難となりつつある

無医地区等の状況

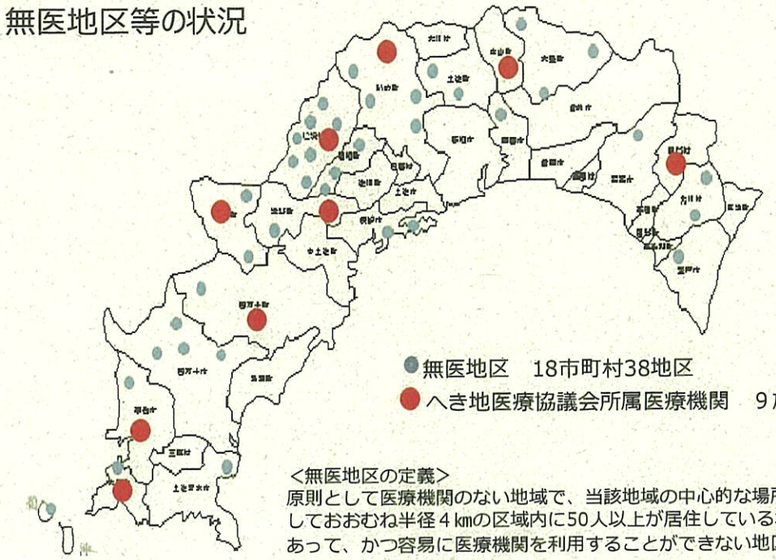

<無医地区の定義>
原則として医療機関のない地域で、当該地域の中心的な場所を起点としておおむね半径４kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区

2 課 題

■医療従事者の確保
へき地の医療を確保するために必要な医師及び看護師等の確保が必要

■医療従事者への支援
へき地で勤務する医師等が安心して日常診療を行うことができるような環境整備が必要

■医療提供体制への支援
へき地医療を提供する市町村や医療機関に対する支援が必要

3 今後の取り組みの方向性

■医療従事者の確保
・自治医科大学でのへき地勤務医師の養成
・大学や市町村、医療機関、関係団体との連携による医師の確保
・医学生を対象とした「地域医療実習」の実施
・県外からの医師の招聘

■医療従事者への支援
・へき地勤務医師の適正配置に向けた調整
・へき地勤務医師の勤務環境の整備及び研修機会の確保

■医療提供体制への支援
・へき地診療所・へき地医療拠点病院に対する支援（運営費補助、設備整備費補助、診療応援等）
・ＩＣＴを活用した診療支援
・ドクターヘリ等の活用
・無医地区巡回診療を実施する市町村に対する支援

■総合診療専門医及び臨床研究医の養成
・総合診療専門研修プログラムにより、へき地診療所、中山間地域の中核的な病院へ、専攻医を研修課程として配置
・臨床研究フェローシップ事業により、幡多地域における総合診療と臨床研究の拠点づくりを推進

4 令和２年度の取り組み

医療従事者の確保

◆新規参入医師の確保
・自治医科大学の負担金の支出　・県外私立大学への寄附講座の設置

医療従事者への支援

◆へき地医療機関に勤務する医師の負担軽減
・へき地医療機関への代診制度の整備
◆へき地勤務医師の資質の向上
・後期派遣研修に対する助成

医療提供体制への支援

◆無医地区・無歯科地区の医療の確保
・無医地区巡回診療事業に対する助成　・離島歯科診療班派遣事業の実施
◆へき地診療所・へき地医療拠点病院等への支援
・へき地診療所・へき地医療拠点病院の運営費や設備整備への助成
◆公的病院から医師不足地域の医療機関への医師派遣
新 ◆へき地医療拠点病院以外の医療機関からへき地診療所への医師派遣にかかる経費の助成
新 ◆離島の患者輸送にかかる経費の助成

総合診療専門医及び臨床研究医の養成

◆P○参照

【大目標Ⅱ】 ひきこもりの人への支援の充実

障害保健支援課、福祉指導課、雇用労働政策課、教育委員会

日本一の健康長寿県構想

【目標値】 市町村におけるひきこもりのケース会議の実施（R1時点）９市町村→（R5）全市町村 ⇒ 中間的就労を経て就労した人数（R5）100人/年以上

1. 現　状

○県内のひきこもりの人：約6,000人（内閣府調査結果から単純に推計）
○市町村における実態把握状況
「把握」及び「ある程度実態を把握」：26市町村（435人）（R元年12月現在）
○ひきこもり地域支援センター(精神保健福祉センター)への相談： 1,073件（H30年度）
○ひきこもり地域支援センターによる市町村におけるケース会議等への支援
：10市町村ほか21回（H30年度）
※センターではケース会議等への支援を平成21年から継続して実施しており、須崎市やいの町等では、全国に先駆け、市町村単位でのひきこもり支援に関する取組が始まっている。
○県が支援している当事者の居場所：４箇所（H30年度）
○中間的就労の受け入れ支援の状況：認定訓練事業所　10箇所、受入実績なし(H30年度)
○仕事体験拠点を通じた就労体験：16か所、延べ33人（H30年度）





2. 課　題

○　県内のひきこもり状態にある人の実態が十分に把握できていない。
○　市町村等における相談支援体制が十分ではない。
○　安心して過ごすことのできる居場所が身近にない。
○　中間的就労を受け入れる事業所が少なく、希望者のニーズに対応できていない。

3. 今後の取り組みの方向性

○「高知県ひきこもりの人等に対する支援のあり方に関する検討委員会」における総合的な支援策の検討
→　ひきこもりの人やその家族への支援策を抜本的に強化

○早急な対応が求められる「個別ケースの把握（市町村ごとの実態把握）」「適切なアセスメントによる相談支援の強化」「居場所確保の支援」「社会参加に向けた支援の強化」等の取り組みを推進

R1年度	R2年度	R3年度以降
・対策の骨子とりまとめ	・実態把握調査・分析など喫緊の課題への対応 ・対策の強化策とりまとめ	・対策の推進 ・PDCAサイクルによる対策の点検・見直し

検討委員会 ⇒

4. 令和２年度の取り組み

1. ひきこもりの人の実態把握

○　ひきこもり実態把握調査の実施
新 ・県・市町村の施策の検討資料等として活用

2. 相談支援

○　ひきこもり地域支援センターの体制の拡充による地域支援のさらなる強化
拡 ・市町村等におけるケース会議等でスーパーバイズの展開
・ひきこもり支援者連絡会議による関係機関の連携体制の充実
拡 ・市町村等の支援者を対象とした支援の技法等の研修（スーパーバイズ含む。）の充実
新 ○　アウトリーチ支援員の配置による生活困窮者自立相談支援機関の機能強化
拡 ○　ニートやひきこもり傾向にある方を支援する若者サポートステーションにおける支援対象の拡大（39歳以下→49歳以下）
新 ○　家族会によるピア相談の実施

3. 居場所等

○　ひきこもり地域支援センターにおける「青年期の集い」の実施、「家族サロン」への支援
○　民間団体（家族会等）の設置する居場所への支援
新 ○　居場所マップの提供

4. 社会参加に向けた支援

新 ○　就労訓練（中間的就労含む。）の受入事業主への助成制度の創設
拡 ○　ニートやひきこもり傾向にある方を支援する若者サポートステーションにおける支援対象の拡大（再掲）
○　ジョブカフェこうちにおけるオンライン相談、家族等を対象とする出張相談会の実施
拡 ○　ひきこもり者等就労支援コーディネーターの体制強化（R元・１箇所→R02・２箇所）
○　社会参加に至らないひきこもりの人等への継続的な支援の仕組みづくり

【大目標Ⅱ】 障害の特性等に応じた切れ目のないサービス提供体制の整備

障害福祉課

日本一の健康長寿県構想

【目標値】 医療的ケア児等コーディネーター人数　（R1時点）30名 → （R5）120名　⇒　NICU等から退院後、医療的ケア児とその家族がコーディネーターによる支援を受けている割合 （ R5年までに100％ ）

1　現状・課題

1．中山間地域のサービス確保

高知市及びその周辺部を中心に通所サービスやグループホームの整備が進んできたが、中山間地域では地理的条件や人材不足などにより事業所の参入が進んでいない。

第５期障害福祉計画におけるサービス確保の目標（抜粋）

- 住み慣れた地域で安心して暮らすためには、支援を受けながら生活できるグループホームの整備を進める必要がある
- 32年度末までに１０３人分のグループホームの整備を目指しており、特に、中央東圏域と中央西圏域での整備が急がれている

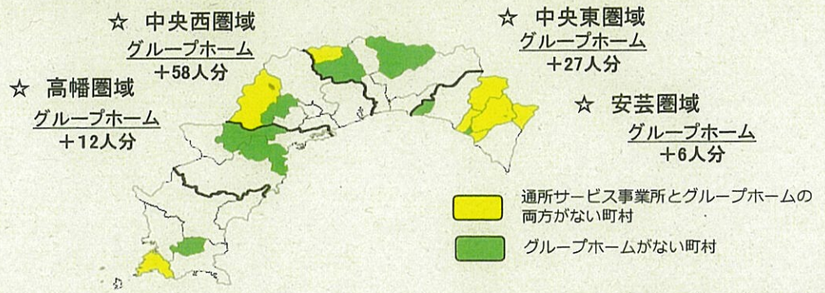

（令和元年12月１日現在）

2．障害特性に応じたきめ細かな支援

医療的ケアが必要な重度障害児者への支援や、強度行動障害のある障害児者の在宅生活への支援、身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度の難聴児の聞こえの確保など、法定サービスでは行き届かない、きめ細かな支援が求められている。

○１８才未満の圏域別医療的ケア児数（令和元年１０月末時点）　＜障害福祉課調べ＞

※高知市の就学児は令和元年５月１日時点

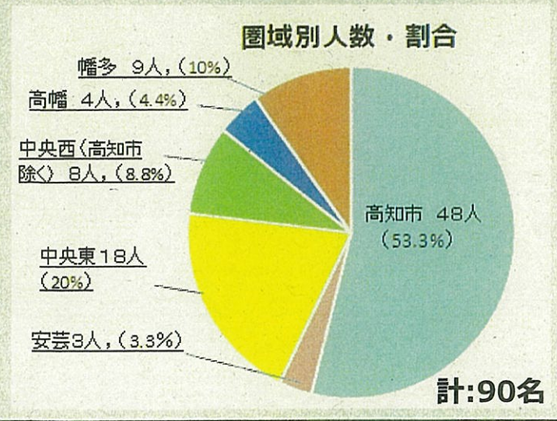

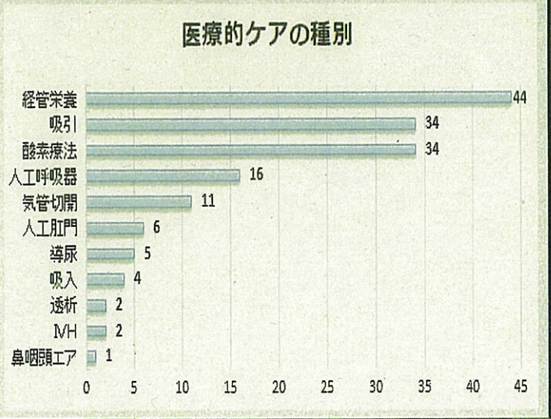

2　令和２年度の取り組み

1．中山間地域のサービス確保

○中山間地域障害福祉サービス確保対策事業
中山間地域の遠距離（片道20分以上以遠）の居住者や保育所等に通う障害児に対して、居宅サービス等を提供した事業者への支援

2．障害特性に応じたきめ細かな支援

（１）医療的ケア児等への支援

新 ○医療的ケア児等支援事業
- 訪問看護師が自宅に出向き一定時間ケアを代替することにより介護者のレスパイトを図る
- 保育所等へ通園できるよう訪問看護師が保育所等へ出向き医療的ケアを実施する
- 訪問看護師が受診に同行し付き添うことで家族を支援する

○重度障害児者短期入所利用促進事業
医療機関において短期入所サービスを提供した場合の支援

○重度障害児者ヘルパー利用支援事業
医療機関での短期入所時にヘルパーによる付き添いを支援



（２）強度行動障害者への支援

○強度行動障害者短期入所支援事業
強度行動障害者に短期入所サービスを提供した場合の支援

○強度行動障害者サービス利用促進事業
マンツーマンでの支援が必要な強度行動障害者に生活介護サービスを提供した場合の支援

（３） 障害児への支援

○難聴児補聴器購入助成事業
身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器購入に対する支援

○障害児長期休暇支援事業
学校等の長期休暇期間中に地域において障害児の援助を行うことにより地域生活を支援

（４） 身体障害の特性等に応じた支援

新 ○失語症者向け意思疎通支援者養成

○点訳・朗読奉仕員養成　○音声機能障害者発声訓練指導者養成　○盲ろう者・通訳介助員養成派遣

○手話通訳者養成　○要約筆記者養成　○オストメイト社会適応訓練　　等

【大目標Ⅱ】 障害の特性等に応じて安心して働ける体制の整備

障害保健支援課

【目標値】
- 法定雇用未達成企業の縮減　（R1時点）　38.5%→（R5）　30%未満
- テレワークによる新規就職者数　（H30時点）　4人→（R5）　20人/年以上
- 農福連携の新規従事者数　（R1時点）　25人→（R5）　75人/年以上
- 短時間勤務雇用による新規就職者数　（R5）　50人/年以上

→ 福祉施設から一般就労へ移行した人数(H30時点) 87人→（R5までに）400人以上/年
ハローワーク を通じた就職者数（H30時点）598人→（R5までに） 800人以上/年

1 現　状

○本県の法定雇用率達成企業の割合：61.5%　※全国６位と高い状況
○障害者の新規求職における就職者数：598人(H30年度)　※年々増加傾向にあり7年連続で過去最高を更新
○県内の法定雇用率未達成企業（204社）のうち、障害者雇用が0人の企業の割合：62.7%（128社）
○平均勤続年数：一般労働者12.4年、精神障害者3.2年、知的障害者：7.5年、身体障害者10.2年　※障害者の方が短い。
○新規求職申込件数：精神障害者 527人(3.7%増)　知的障害者 190人(±0%) 身体障害者 359人(5.0%減)　※精神障害者は増
○障害者雇用者全体（1,845人）に占める精神障害者の割合：13%（244人）
○法定雇用率の算定対象とならない、週20時間未満の短時間勤務はまだ進んでいない。

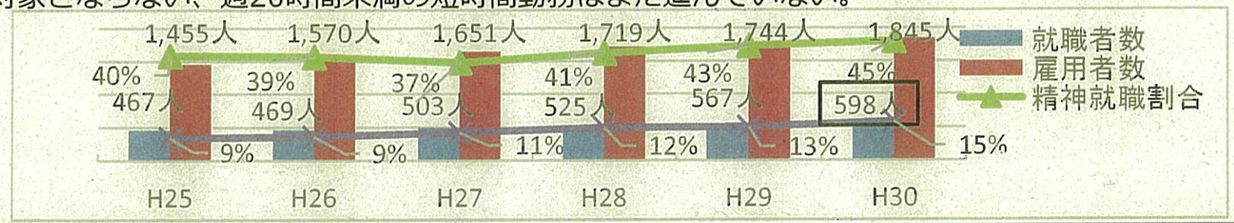

2 課　題

○法定雇用率未達成企業を中心に障害者雇用への理解を促進することが必要

○障害のある労働者の職場定着への支援の強化が必要

○障害者の就労機会のさらなる拡大を図るためには、それぞれの特性に応じた多様な働き方を可能にする必要がある。



3 今後の取り組みの方向性

1．法定雇用未達成企業を中心とした、障害者雇用の拡大
2．障害特性等を伝えるツールの活用や働きやすい職場づくりの場における検討による、職場定着支援の推進
3．企業や障害者支援機関、労働関係機関など多機関の連携による、障害者の希望や特性等に応じた多様な働き方の推進
　①テレワーク（ICTを活用した、場所と時間を選ばない柔軟な働き方）の推進
　②農福連携の推進
　③短時間勤務雇用導入の検討

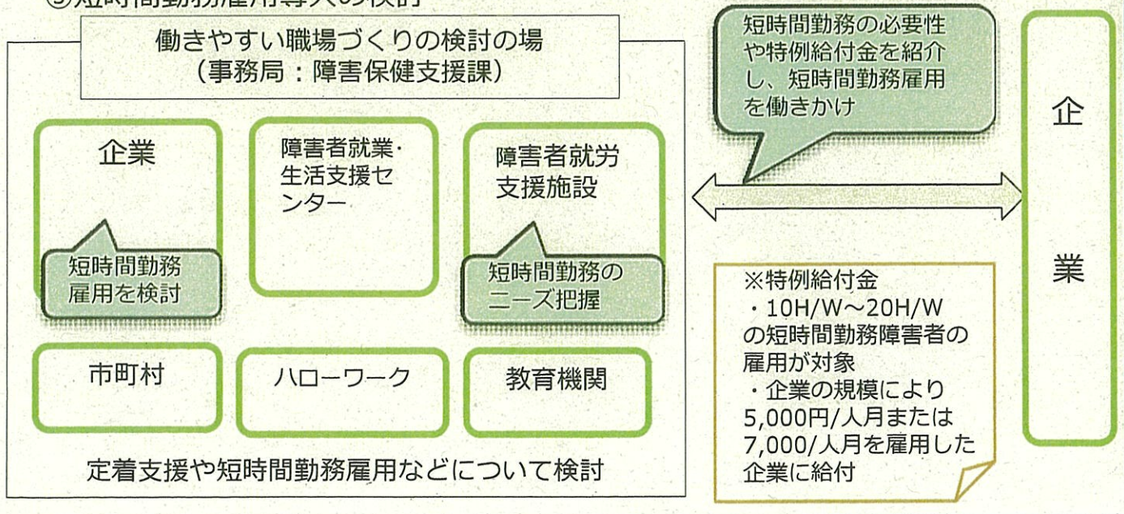

4 令和２年度の取り組み

1．企業における障害者雇用の推進

(1)法定雇用未達成企業を中心に訪問し、障害者の雇用を要請
　・障害者の実践能力習得訓練の実施を促進（R1:13回→R２:20回）
　・企業訪問により掘り起こした求人情報等を障害者就労支援事業所に提供
(2)企業等を対象に障害者雇用促進セミナーを開催し、障害者雇用への理解を促進

2．企業における障害者の定着を支援

※就労パスポート
障害者が、働く上での自分の特徴や希望する配慮などを事業主等にわかりやすく伝えるツール

新 (1)企業や就労支援機関等を対象に就労パスポートを周知
新 (2)企業と行政等が連携し、障害者が働きやすい職場づくりについて検討
(3)労働局・ＨＷと連携し、企業に配置された障害者雇用推進員の機能充実を支援

3．多様な働き方の推進

(1)テレワークの推進
新 ・障害者や障害者施設指導員を対象にパソコン初心者向けのテレワーク研修を開催
　・テレワーク求人企業の合同説明会を開催（R1:3回→R２:2回予定）
　・テレワーク向け業務発注の掘り起こしと導入する企業の開拓
拡 (2)農福連携の推進【再掲】
新 (3)短時間勤務雇用の促進への支援
　・働きやすい職場づくりの一環として、短時間勤務のモデル的な取組の推進
　・短時間労働者を雇用した企業への特例給付金について普及啓発

【大目標Ⅱ】 農福連携の推進

障害保健支援課・環境農業推進課

日本一の健康長寿県構想

【目標値】農福連携の新規従事者数（R１時点）25人　→（R5）75人/年以上

1 現　状

○　農業と福祉の相互理解のため、R元年度は農福連携セミナーを３回、農作業体験会を10市町において実施
○　安芸市の農福連携の取り組みにより就労した者：23件の農家で延べ４４名
○　個別の就農をマッチングする農福連携支援会議の設置：安芸市ほか３市町
○　障害者の就労訓練を行っている就労継続支援Ｂ型事業所99カ所のうち、15カ所が施設外就労を実施
○　B型事業所と農家等をマッチングする農福連携促進コーディネーターを１名配置
○　安芸市では、就農後の定着支援を行うため農業就労サポーターを配置

2 課　題

１．農業と福祉の関係機関双方の一層の理解促進が必要
２．安芸市の取組の県域への拡大が必要
３．就労継続支援B型事業所による施設外就労のさらなる活用が必要
４．就農後の定着を支援する福祉的サポートが必要

3 今後の取り組みの方向性

１．農業分野と福祉分野の相互理解の促進
２．安芸市の取組のノウハウ標準化
　→各市町村における農福連携推進会議の設置促進
３．農福連携促進コーディネーターによる施設外就労のマッチング強化
４．就農後の定着支援の強化

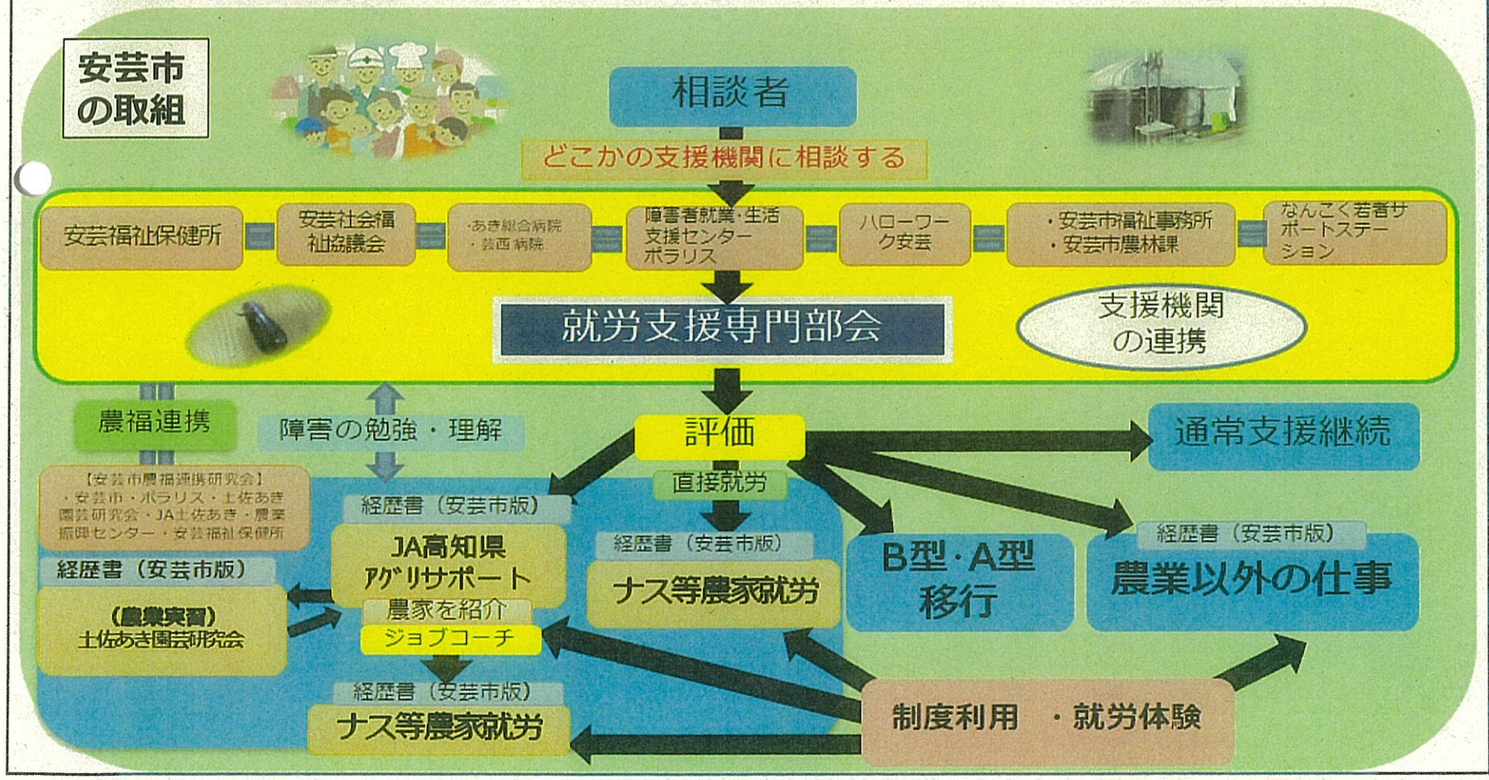

4 令和２年度の取り組み

１．福祉分野と農業分野の相互理解の促進
（１）各地域における農福連携促進セミナーや農作業体験会などの開催
（２）障害特性等を踏まえた農作業生産工程の見直し
２．安芸市での取組の標準化と横展開の実施
（１）マッチングを担う組織の立ち上げやアセスメントの方法、障害特性に応じた作業内容などの標準化（マニュアル化）
（２）マニュアルを活用した各市町村における農福連携支援会議の設置促進
３．B型事業所における施設外就労の推進
・農福連携促進コーディネーターによるB型事業所とＪＡ無料職業紹介所との連携によるマッチング強化
４．定着支援を行うことのできる人材の確保･育成
・障害特性等を踏まえた職場定着を支援できる人材の確保の支援

【大目標Ⅱ】 自殺予防対策の推進

障害保健支援課

日本一の健康長寿県構想

【目標値】自殺対策計画策定市町村数　(R1時点)27市町村 → (R5)全市町村
かかりつけ医等うつ病対応力向上研修受講者　(H30時点)554人 → (R5)90人/年以上
こころのケアサポーター養成人数　(R1時点)775人→ (R5)2,500人以上

→ 県全体における自殺者数　(R1時点)126人 → (R4)100人未満

1 現　状

【自殺者数の年次推移】

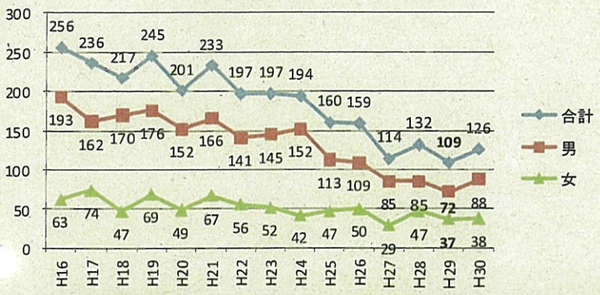

■ 高知県の自殺者数はH22以降200人を下回り減少傾向であるが、H30は126人と前年に比べ17人増えている（人口動態調査）

【警察庁データH29とH30との比較】
- 年代別　　：①30歳代 ②50歳代 ③60歳代 の増が大きい
- 原因動機別：①健康問題 ②経済生活問題 ③勤務問題 が増加
  ※ 一方で、原因動機が不詳の人が23.1%いる

30歳代、50歳代、60歳代の状況を詳細に見てみると
- 健康問題では、うつ病を中心に精神疾患のある人が多い
- 事業不振や生活苦、多重債務などを原因とする人が増えている
- 生前の自殺未遂歴が認められる人の割合が23%と増えている

2 課　題

○自殺に至る原因動機は様々な要因が複合的に関連しており、それぞれの相談窓口の充実が必要
○自殺未遂者の再企図の防止が必要
○約４人に１人の原因動機が不詳となっていることは、どこにも相談できていない人がいることが伺える
○最終的にうつ状態となる人が多いことを踏まえた対策が必要
○あわせて、高齢者や妊産婦等への支援、精神疾患の早期発見･早期治療の促進、市町村など地域の取組への支援も引き続き必要

3 今後の取り組みの方向性

1　地域における自殺予防のための包括的な相談支援体制の充実とネットワークの強化
2　自殺未遂者を支援者に確実につなぐ仕組みの構築
3　自殺のリスクが高い妊産婦、若年層、高齢者等への支援の充実

地域における相談支援体制

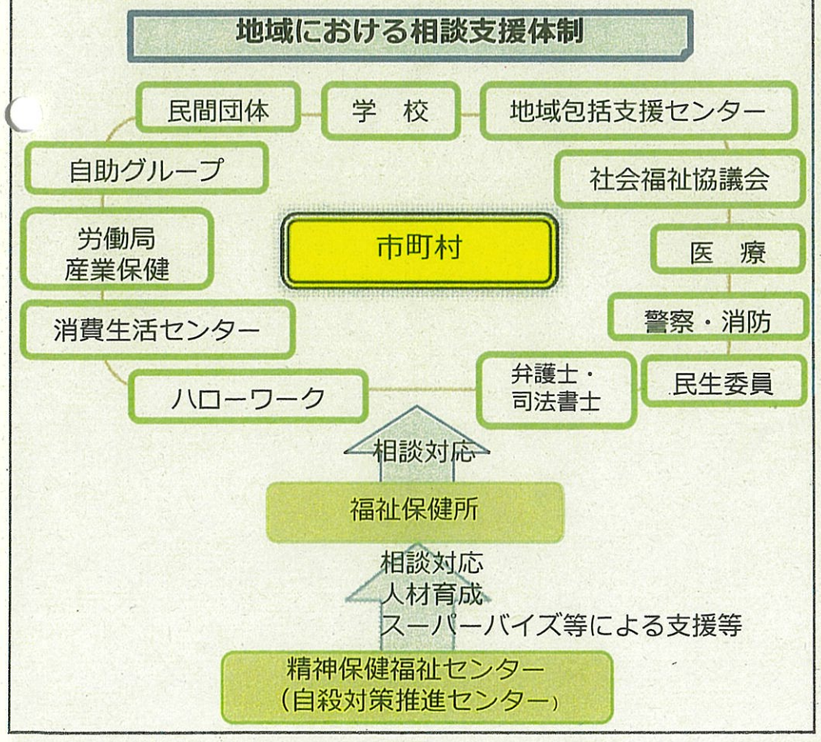

4 令和２年度の取り組み

1．地域における自殺予防のための包括的な相談支援体制の充実とネットワークの強化

(1)地域における相談支援体制等の充実
- 市町村や福祉保健所、民生・児童委員、介護支援専門員など地域における相談支援者のスキルアップ
- いのちの電話の相談支援体制強化への支援
- ゲートキーパー養成研修実施者テキストの活用による地域における支援者の育成

(2)普及啓発活動の推進
- 自殺予防週間や月間におけるテレビCM等による予防啓発
- うつ病の知識や相談窓口等をホームページで紹介

(3)自殺の原因動機となる経済・生活問題の対策の充実
- 多重債務者等を対象とした相談会の充実

(4)市町村、民間団体への支援及び連携
- 自殺対策に取り組む市町村やひきこもりの人の居場所づくり等を行う民間団体への支援

(5)市町村における自殺対策の推進
- 本県の自殺について調査・分析及び各市町村等への提供
- 市町村の自殺対策計画の策定及び実行を支援
- 圏域毎の関係機関のネットワークを強化

(6)うつ病等の精神疾患の早期発見・治療の推進
- かかりつけ医等へのうつ病対応力向上研修の実施
- かかりつけ医等と精神科医のネットワークづくり

新 インターネット上でストレスチェックを実施し、自己診断できるツールの提供

2．自殺未遂者へのケアと再度の自殺企図防止対策の構築

(1)自殺未遂者を地域で支援する体制の整備
- 地域の関係機関の連携による包括的な未遂者支援の推進

(2)自殺未遂者を支援につなぐためのモデル的取組の推進
- 救命救急センターと連携した未遂者を支援機関につなぐ取組の推進（精神保健福祉センター）

(3)遺族等へのケアと支援施策の充実
- 遺族のための分かち合いの会の開催支援
- 遺族等に対応する公的機関の支援者の資質の向上

3．自殺のリスクの高い妊産婦、若年層、高齢者等への支援の充実

(1)妊産婦等の支援の充実
- 妊産婦に関わる多職種の連携や産婦人科・小児科・精神科の連携による産後うつを支援する体制の構築
- かかりつけ医等への産後うつ対応力の向上によるハイリスク妊産婦の早期発見・治療を推進
- 産後うつを相談できる窓口等の周知

(2)児童生徒のストレスへの対応力向上への支援

拡 学校関係者への自殺予防教育プログラム(ＧＲＩＰ)研修の実施

(3)自殺対策連絡協議会における関係機関との情報共有･連携強化

【大目標Ⅱ】 依存症対策の推進

障害保健支援課

日本一の健康長寿県構想

【目標値】市町村を中心とした相談支援体制（R5）全市町村
ギャンブル依存症を治療する中核的な医療機関（R5）県内に1カ所以上

→ 全市町村生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合
(H28時点)男性16.4%以下、女性9.3%以下 → (R5)男性15%以下、女性7%以下

1 現 状

【精神保健福祉センター、保健所における相談件数】（依存症）

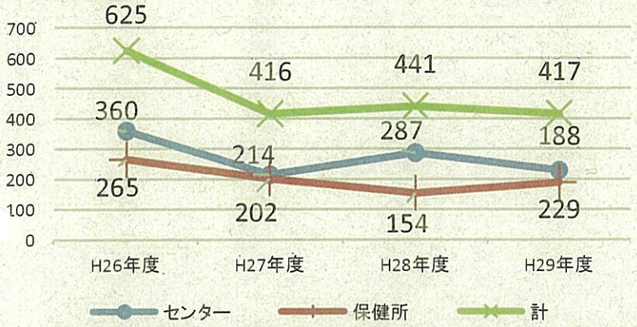

【「アルコール使用による精神及び行動の障害」での入院患者数】（人口10万人あたり）

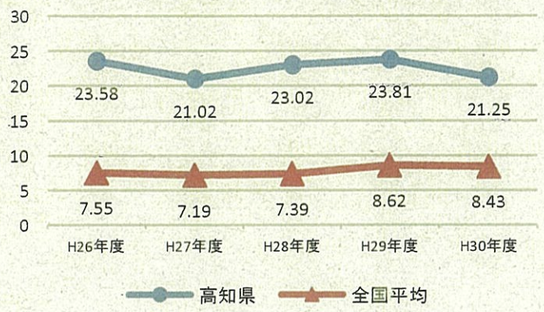

・高知県アルコール健康障害対策推進計画の策定（H30.3月）
・高知県精神保健福祉センターに依存症相談拠点を設置（H30.4月）
・依存症専門医療機関（アルコール健康障害）の選定（H30.5月）1カ所

2 課 題

<相談支援>
・依存症に関する相談には主に県立精神保健福祉センターが対応しているが、より身近な場所での対応が求められる
・一般医療機関や精神科医療機関、自助グループ等の民間団体、社会福祉協議会等の支援機関との連携が必要
・市町村など地域の相談窓口の対応力の向上が必要
<医療との連携>
・依存症専門医療機関の一層の整備が必要
・依存症は治療が必要な精神疾患であること等、知識等の普及が必要
<ギャンブル等依存症>
・最も相談件数の多いギャンブル等依存症への支援のさらなる充実が求められる

3 今後の取り組みの方向性

身近な地域において依存症に関する相談ができる体制づくり

1 地域における支援力の強化と多機関連携による相談支援体制の充実
・市町村における相談支援体制を中心にした、福祉保健所や精神保健福祉センターによる支援体制の構築
2 依存症専門医療機関の選定の促進
3 依存症についての正しい知識の普及啓発の促進

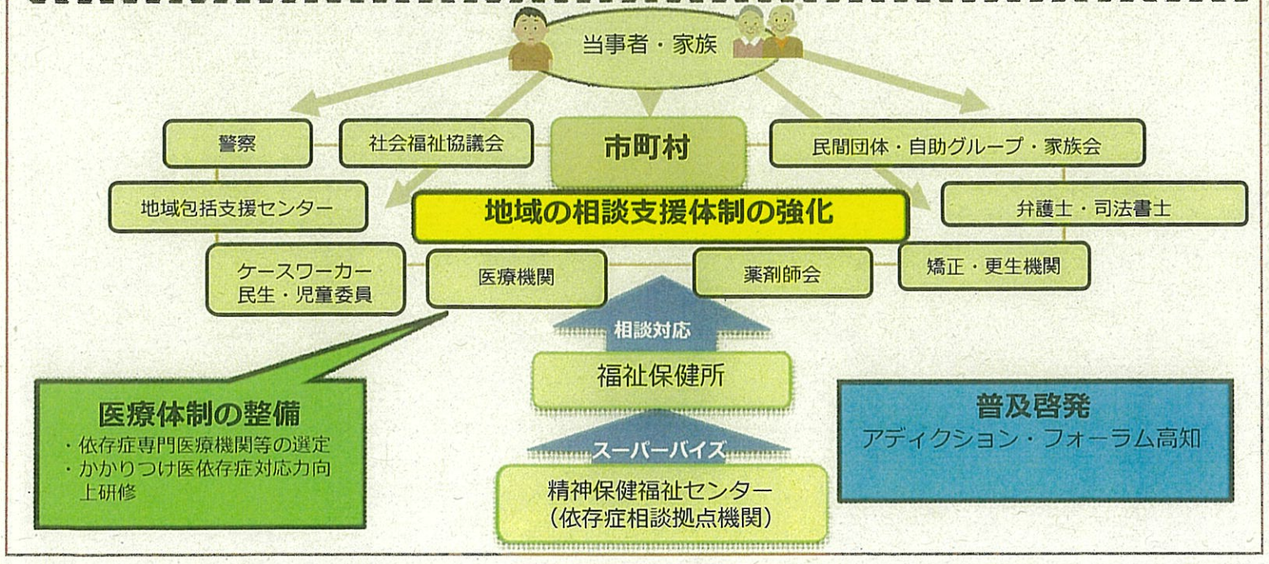

4 令和２年度の取り組み

1. 相談支援体制の充実

・市町村や社会福祉協議会等の相談支援担当者を対象にした依存症に関する基礎知識や当事者等に対する支援方法の習得支援
・民生委員や障害福祉サービス事業所等の生活支援担当者を対象にした地域の潜在的な依存症患者への早期支援、早期介入の技術力向上の支援
・ゲーム障害・ネット依存の相談への対応力向上に向けた国立病院機構久里浜医療センターへの依存症相談拠点（精神保健福祉センター）スタッフなどの派遣
新 依存症問題に取り組む民間団体等の活動への支援

2. 医療体制の整備

・依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関の設置に向けた支援
・かかりつけ医の依存症対応力向上によるアルコール依存症患者の早期発見・治療の推進

3. 普及啓発

・働き盛り世代を中心にした、アルコール健康障害についての出前講座の実施
・アディクション・フォーラムの実施

4. ギャンブル等依存症対策に向けた県計画の策定

・官民連携による対策の強化

【大目標Ⅱ】 医師の育成支援・人材確保施策の推進

医療政策課

日本一の健康長寿県構想

【目標値】
- 県内初期研修医採用数　（H31）62人 →（R6）70人
- 二次医療圏別医師数　（H30）安芸97人、高幡91人、幡多169人 →（R6）安芸〇人、高幡〇人、幡多〇人
- 総合診療専門研修プログラム実施医師数　（H31）1年次0人、2年次5人 →（R5）各年次4人
- 高知大学医学部附属病院採用医師数　（H31時点）28人→（R6）40人
- 産婦人科（産科含む）医師数　（H30）60人 →（R6）〇人

1　現　状

■医師の３つの偏在　※ここ16年間の変化（H14→H30）
①若手医師数（40歳未満）の減少：この16年間で24%減少
②地域による偏在：中央保健医療圏は増加するもそれ以外（安芸･高幡･幡多）の保健医療圏はすべて減少
③診療科による偏在：特に産婦人科の減少は著しい

2　課　題

①安定的・継続的な医師確保（中長期的視点）
②現在不足している診療科医師の確保（短期的視点）
③女性医師等の働きやすい環境の整備
④医師の適正配置調整機能及びキャリア形成システムの強化

3　令和２年度の取り組み

★高知医療再生機構と県・大学・医師会・医療機関が連携しながら医師の人材確保・支援施策を実施

	医学生	研修医	専攻医	専門医	指導医
医師の確保	医師養成奨学貸付金（県）		総合診療専門医の養成（再生機構） *専攻医の雇用･配置、プログラムの維持管理*	拡 高知臨床研究フェローシップ事業（高知大学、京都大学、幡多けんみん病院、再生機構、県） *臨床研究の拠点におけるフェローの育成への支援*	
	家庭医療学講座の設置（高知大学） 児童青年期精神医学講座の設置（高知大学）	医師招聘･派遣斡旋事業（再生機構）*県内医師求人情報の提供、Webサイトや専門誌を活用した県内就業のPR　等*			
			県外医師の赴任勧誘及び招聘定着支援事業（再生機構） *赴任医師への修学金の貸与、再生機構雇用医師の派遣事業*		
	医学生･研修医の高知県内研修支援事業（再生機構） *地域医療研修者支援、臨床研修連絡協議会支援　等*		県外大学との連携事業（県）　*県外私立大学への寄附講座の設置*		
	医師養成奨学金貸与者フォローアップの充実（県、再生機構） *フォローアップ事業の充実、管理システム運用*				
医師の育成・資質向上		地域医療支援センターの運営（高知大学） *奨学金受給学生のフォロー、奨学金受給医師のキャリア形成プログラム作成及び適正配置調整、、専門研修プログラムの充実、　等*			
		若手医師等育成環境整備事業（再生機構） *医学生･研修医等の活動拠点の整備、若手医師のニーズに合った研修会の開催　等*			
			若手医師ﾚﾍﾞﾙｱｯﾌﾟ支援事業（再生機構、高知大学） *専門医資格取得支援、留学支援　等*		
			専攻医の確保及び資質向上支援事業（再生機構）　*奨励金支給、留学支援等*	指導医等支援事業（再生機構、県） *指導医資格取得の支援*	
勤務環境改善支援			医療勤務環境改善支援センター設置事業（再生機構） *医療従事者の勤務環境改善に向けた取り組みを行う医療機関への支援*		
			女性医師復職支援事業（再生機構）*復職に向けた相談対応、研修支援　等*		
			分娩手当･NICU新生児医療担当医手当支給の支援（県） 輪番制小児救急勤務医の支援（県）		

【大目標Ⅱ】

●医師の育成支援・人材確保施策の推進

医療政策課

日本一の健康長寿県構想

これまでの成果

高知医療再生機構等との連携による事業の実施により、中長期的に医師を確保・育成する体制が整備されてきた。

【H31】奨学生：188名、県内勤務医師（償還期間内）：123名　　【資格取得】指導医：99人、専門医：526人（H22～30）

今後の取り組み

量的な「医師確保対策」に加えて、今後急速に増加する奨学生・卒業医師への対応強化など、医学生及び若手医師の育成・資質向上の視点を重視した医師支援策の充実を図ることで、県内への定着を一層進め、中山間地域の医師不足の解消を目指す。



①若手医師の育成・資質向上

若手医師の育成支援体制の充実

高知県医師養成奨学貸付金等運営会議

医師養成奨学貸付金の貸与

- 医学生の県内定着促進　*高知大学医学生の卒業後の定着*
- 県外大学からの採用促進　*高知県出身者のUターン、県外出身者の勧誘*

大学附属病院や地域の医療機関をローテーションする中でキャリア形成を図る。

受給者 ← きめ細やかなフォローアップ

高知大学医学部 ⇔ 県中央部の基幹病院

専門研修プログラム

中山間地域の中核的な医療機関

医療人育成支援センター（H28.4設置）



YMDP（※）

高知地域医療支援センター

- 高知県専門研修連絡協議会の運営
- 奨学金受給者のフォロー
- キャリア形成プログラムの作成
- キャリア形成プログラムに基づく配置調整　等

・総合診療専門医がさらに地域で活躍できる臨床研究と総合診療の拠点づくり

専攻医の確保・育成

- 専門研修プログラムの充実
- 医師不足地域への指導医の派遣

総合診療専門医の養成

- 研修期間中は高知医療再生機構の職員として雇用

初期研修医の確保・育成

- 地域医療研修の実施
- 高知県臨床研修連絡協議会の運営
- 県内基幹型臨床研修病院の相互受け入れによる研修体制の充実

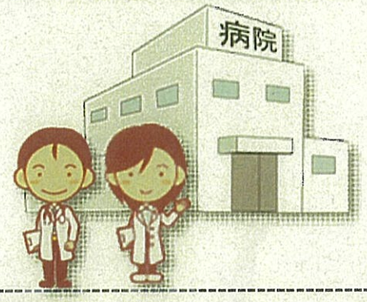

若手医師のキャリア形成支援

- 専門医資格取得支援
- 指導医資格取得支援
- 留学支援
- 研修会開催支援　等

助成事業

高知医療再生機構

運営

②即戦力医師の招聘

- こうちの医療RYOMA大使
- 研修修学金の貸与
- 情報収集及び勧誘
- こうちの医療見学ツアー

現に不足する医師の招聘や就業斡旋

③勤務環境改善支援

- 勤務環境改善支援センター
- 女性医師復職支援
- 手当の支給支援（県事業）



成果目標

長期的目標

40歳未満の医師
目標 750人（H10年末 802人 → H30年末 570人）

短・中期的目標

県内初期臨床研修医採用数：目標 70人（H31年4月 62人）
高知大学医学部採用医師数：目標 40人（H31年4月 28人）

（※）YMDPとは･･･Young Medical Doctors Platformの略で若手医師やU･Iターン医師の集団

【大目標Ⅱ】 総合診療専門医及び臨床研究医の養成

医療政策課

【目標値】・総合診療専門研修プログラム実施医師数　（H31）１年次0人、2年次5人 → （R5）各年次4人　・臨床研究フェローシッププログラム実施医師数　（R5）各年次2名

1　現状及び課題

■医師養成奨学貸付金の貸与や専門医等の資格取得への助成等により、減少が続いていた県内の若手（４０歳未満）の医師数がH28年以降増加に転じた。

■一方、中山間地域では、医師の高齢化による廃業など地域医療の確保に影響が出ており、また、専門分化した診療科医師の確保が困難になっている。

■従来施策の推進を図るとともに、高知版地域包括ケアシステムにおいてかかりつけ医としてゲートキーパーの役割が期待される総合診療専門医の養成をH30から開始したが、H31は希望者なし。

■若手医師の県内定着を図るため、養成した総合診療医が地域でさらに活躍できる臨床研究と総合診療の拠点が必要。



2　今後の取り組みの方向性

◆引き続き、総合診療専門医の養成に対する支援を行うとともに、養成した総合診療専門医の定着に向け、幡多地域での臨床研究医の養成を支援。

■高知家総合診療専門医研修プログラム(H30～)
- **参加施設32か所、定員12名、研修期間3年**
- **プログラムの特長**

①三次医療を担う大学病院から地域の中核的な医療機関、プライマリケアを担う医療機関まで、幅広い環境での研修が可能。3年間のうち1年は中山間地域の医療機関で勤務。

②高知医療再生機構が専攻医を常勤医として雇用。専攻医の身分の安定化とともにローテーションに伴う事務の簡素化を図る。

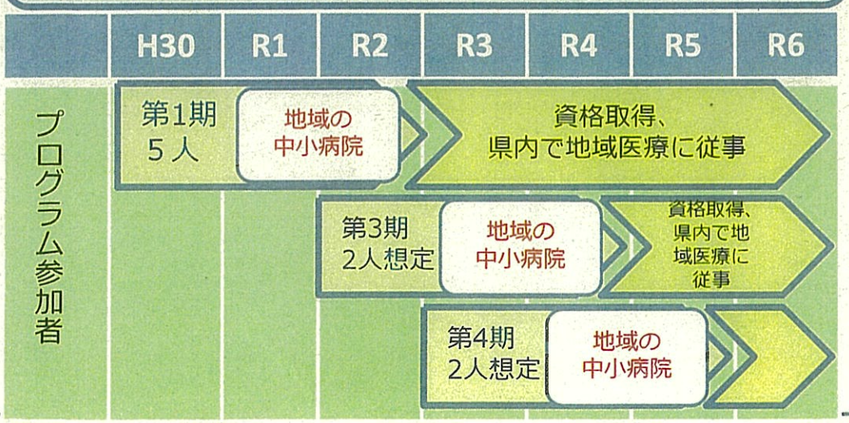

■高知臨床研究フェローシッププログラム（R2～）
- **幡多地域の医療機関、2～3名、3年間**
- **プログラムの特長**

①基礎的医療（主に総合内科、総合診療）を身につけた若手医師が、週4日間の診療及び週1日は完全にプロテクトされた時間で臨床研究を学び実践。

②現地メンター（週1回程度で対面指導、進捗の確認）、京都大学メンター（現地メンターを指導、進捗を確認）でフェローとの定期的対面協議（高知、京都）を行い、高度な解析・論文作成などをサポート。

③研究成果を地域医療と地域住民に還元し、研究成果を高知から世界へ発信。

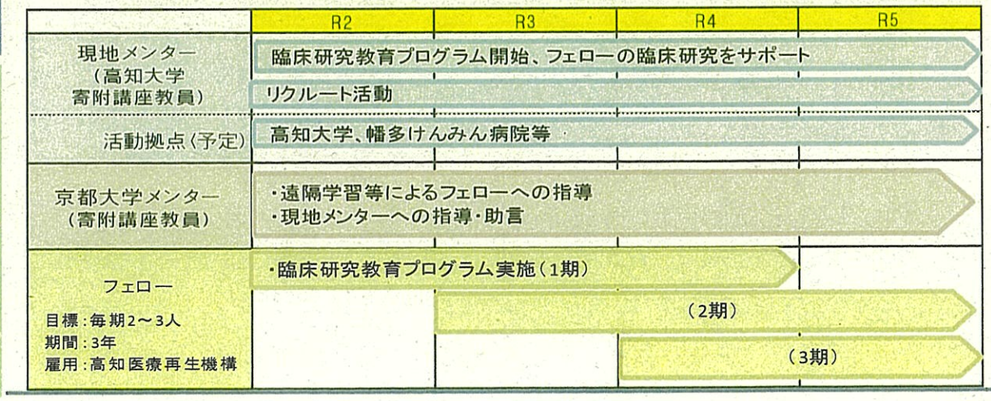

3　令和２年度の取り組み

■総合診療専門医の養成
- 第1期専攻医5名が中山間地域の医療機関で勤務（予定）。第3期は未定。
- 専攻医を雇用する（一社）高知医療再生機構に対し、雇用に要する経費（人件費）の一部を助成。
- プログラムを管理する高知大学に対し、専門医資格の取得を支援するための勉強会の開催や学会参加等、研修環境を整えるための経費を助成。

■臨床研究医の養成
- フェロー１名が幡多地域の民間医療機関で勤務（予定）
- フェローの研究指導を担う高知大学と京都大学に寄附講座を設置。
- フェローを雇用する予定の（一社）高知医療再生機構に対し、研究に要する経費（遠隔学習プログラムを提供する団体の法人会費）を助成。

【大目標Ⅱ】 看護職員の確保対策の推進

医療政策課

日本一の健康長寿県構想

【目標値】 ・県内看護学校新卒者の県内就職率（H31）69.3% →（R5）75.0%
・新人離職率 （H31）8.3% →（R5）7.5%以下
・看護職員離職率（H31）8.3% →（R5）10.0%以下を維持

1 現 状

■県内看護師・准看護師の従事者数（人口10万対）（保健医療圏ごと、H30.12）
安芸1,642.1人　中央3,747.8人　高幡1,410.3人　幡多1,813.1人　全国1,204.6人
■県内看護学校卒業者の県内就職率69.3%（県外の病院の奨学金受給者が多い2校を除く）
⇒中山間地域や急性期病院等での看護職員の確保は厳しい。
■奨学金貸与者の８割以上が指定医療機関（高知市等の県中心部以外）に就職
■指定医療機関の就職者のうち奨学金貸与者の割合　50.7%
■短期間に職場を移動している看護職員が多い。
■特定行為研修修了者や認定等の専門的能力を有する看護師が分野によって少ない。
■助産学生の実習施設及び看護学生の母性看護学実習施設の確保が困難

2 課 題

■**看護職員の確保**
・奨学金借受者の県内指定医療機関への就職・定着支援が必要
・県内看護学校新卒者の県内就職率の向上が必要
・地域偏在による中山間地域等での看護師確保が困難
・潜在看護職員への復職支援と環境整備
■**看護職員の離職防止**
・地域で安心して勤務が継続できる環境整備が必要
・キャリアアップが可能な研修機会の確保が必要
■**助産師の確保**
・大学・看護学校養成所の産科実習施設の確保が必要



3 今後の取り組みの方向性

○看護職員の養成・確保支援と地域偏在対策
■看護職員確保への支援
◇看護系学校進学希望者への進路相談
◇中山間地域等への看護職員確保のために奨学金制度の継続
◇看護師養成所の運営支援の継続
◇看護師養成機関（大学、短大、専門学校等）、医療機関、関係団体との連携
◇地域の医療機関の紹介と、離職者への復職支援

○看護職員の離職防止対策
■看護職員がいつまでも地域で働き続けられる職場づくりへの支援
◇ワークライフバランスの推進、医療勤務環境改善支援センターとの連携
◇多様な勤務環境改善等の導入支援（職場環境改善、福利厚生の充実、魅力ある職場づくり、院内保育所等の整備）
◇キャリアアップできる体制整備
・新人～スペシャリスト（特定の分野、領域）管理者育成までの継続教育
・在宅を視野に医療機関で勤務する中堅期の看護師の研修機会の確保

○助産師の確保対策
■助産師の確保対策
◇産科診療所の助産師の確保及び実習指導者の養成と実習施設としての機能拡大への支援
◇助産師の継続教育の充実

4 令和２年度の取り組み

■看護職員確保への支援

・高校生への進路指導と進学説明：看護の魅力と看護系大学及び専門学校の紹介
・看護学生を対象にした就職セミナーの開催：県内の医療機関及び訪問看護ステーションの紹介
・看護師等養成奨学貸付
・ナースセンター活動への支援：再就業支援研修、離職した看護職同士で交流できる場の提供、離職時の届出制度のPR、看護フェアー、ふれあい看護体験の実施

■看護職員がいつまでも地域で働き続けられる職場づくりへの支援

・ワークライフバランスの推進等：就労環境改善のための体制整備事業を活用し、医療機関にアドバイザーを派遣し、職場分析や業務の効率化等の検討
・院内保育所運営支援事業費補助
・看護管理者等に、就業環境改善の推進や自施設の課題解決に向けた思考法等を学ぶ研修の実施
・キャリアアップできる体制整備
新 ＊看護職員に必要な研修事業の実施（高知県看護協会に委託）
＊中堅期ナースに在宅看護への動機づけ研修の実施
拡 人材育成支援事業の研修体系に地域包括ケアの推進に必要な視点を設け、医療機関で勤務する5～6年目の全看護師を対象とした研修の実施
＊認定看護師・特定行為研修受講に要する費用の助成

■助産師の確保対策

・助産師活用（出向）等事業の推進
・新人助産師研修の継続
・助産師緊急確保対策奨学金貸付

【大目標Ⅱ】 薬剤師確保対策の推進

医事薬務課

日本一の健康長寿県構想

【目標値】 ・医療法における病院薬剤師の充足状況：薬剤師の必要数を下回る病院　0件

1　現　状

1　薬剤師の状況《医師・歯科医師・薬剤師調査》
- 薬剤師数はH30.12末で1,744名（10年間で164名増）
  （医療機関：519名、薬局：930名）
- 約７割が女性（1,177/1,744人　67.5%）

2　高知県薬剤師会ＨＰの求人情報サイトの活用
- 125病院中 46病院(37%)が掲載（R1.11月末）
  (H29.4月　13病院)
- 月平均閲覧数:490件(H28年度)→960件(H30年度)

3　その他(アンケート等)

■高校生(薬学部志願学生)《全国私立薬科大学協会調査》
H30年度薬学部志願者数は、H26年度より約26%減少

■薬学生
- H30年度の県出身薬学生は480名(内、近畿・中四国地区400名　83%)
  （H26年度：529名）
- ふるさと実習学生へのアンケート（H30：53名、R1：19名）
  - 奨学金を受けている薬学生が約35%(24/68名)
    実習学生の平均奨学金：約630万円、全国平均：343万円(全学部)
  - 高知で就職を希望する学生　約70%(50/72名)

■薬剤師
- 病院薬剤師ニーズの増加 《H29、R1病院アンケート(県内全病院)》
  → １年以内の薬剤師採用希望数　H29：54名　R1：78名

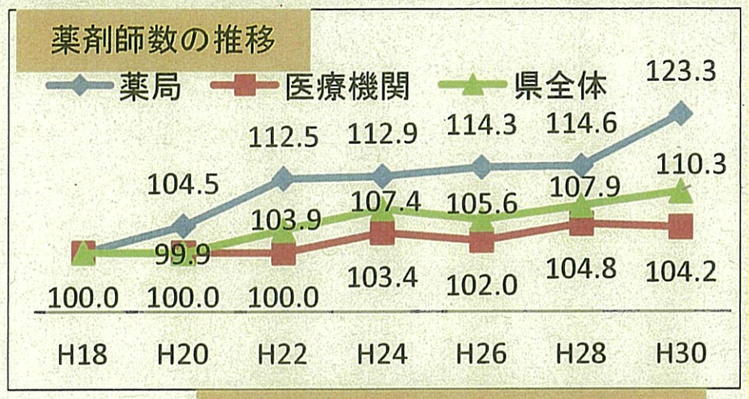

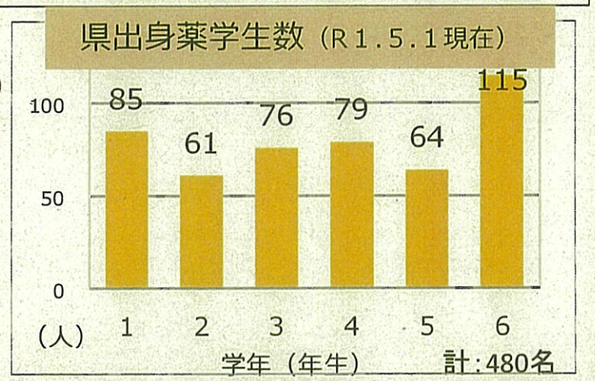

2　課　題

1．中高生
- 薬学部志望者数の減少
- 薬学部に興味を持つ生徒及び保護者等への継続した働きかけが必要

2．薬学生
- ふるさとでの実習機会の確保
- メールアドレスの取得等、直接的なアプローチ機会の確保
- 若手薬剤師のキャリア形成志向への対応が必要
- 奨学金返済のため県外の初任給が高い就職先を選ぶ傾向

3．薬剤師
- 病院薬剤師の確保
- 女性薬剤師のワークライフバランスの確保（産育休等）
- 未就業および転職を検討する薬剤師への求人情報の提供
- 県外在住の薬剤師の確保（I・Uターン）

3　今後の取り組みの方向性

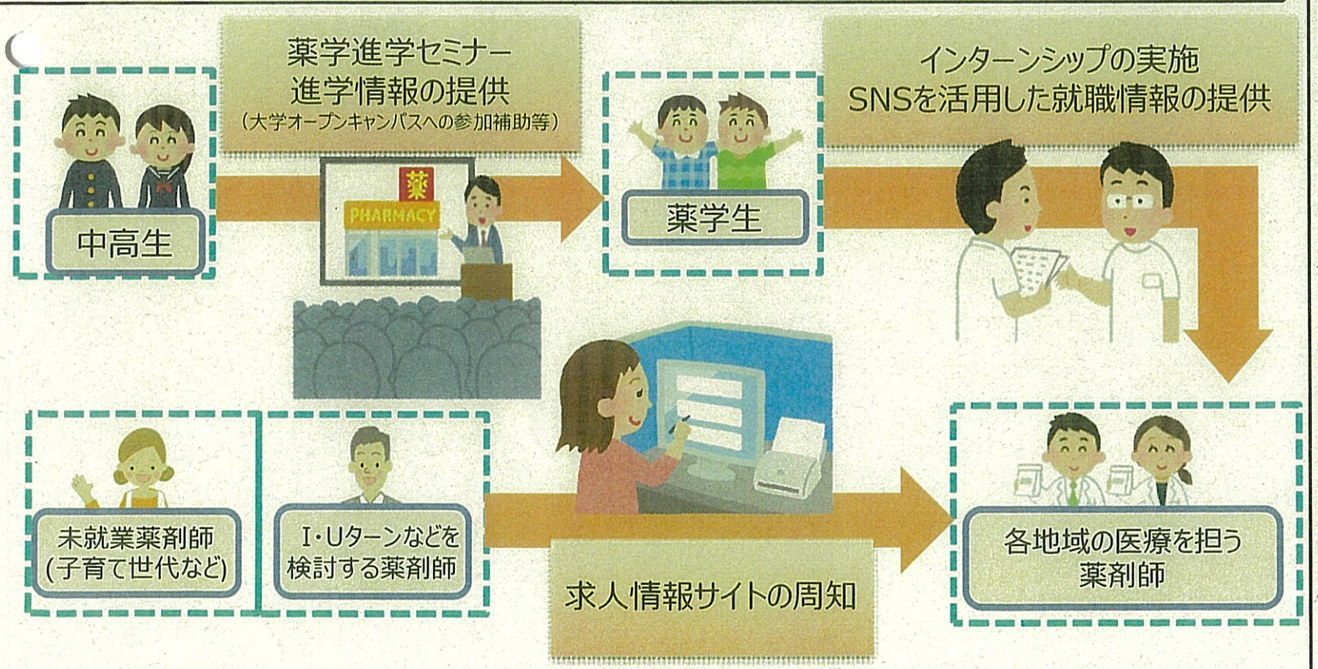

4　令和２年度の取り組み

1．中高生への取組

（１）薬学進学セミナーの開催（生徒、保護者、進学担当教諭等を対象）
- 生徒及び保護者等への薬学部進学に関する情報の提供
- セミナー参加者を対象に、薬学部進学に関する課題等をアンケート調査

（２）就職支援協定に基づく取組
- 生徒及び保護者等を対象としたオープンキャンパスへの参加支援

2．薬学生

（１）インターンシップ（病院、薬局、行政）の実施

（２）県内就職に向けた情報提供
- 大学等に就職情報、インターンシップ制度、就活イベント情報等を提供
- 個人情報を取得した学生に対し、メール等による直接的な就職情報の提供

3．薬学生および薬剤師

拡（１）SNSを活用した県薬剤師会求人情報サイトの周知

新（２）病院薬剤師確保対策検討会の設置
- 女性が働きやすい職場作り、卒後研修制度等について検討
- 奨学金返還支援制度の情報収集及び提供等による県内就職の支援

【大目標Ⅱ】

歯科衛生士確保対策の推進

健康長寿政策課

日本一の健康長寿県構想

【目標値】　・奨学金利用件数　（R１）10件（新規５、継続５）　→　（R５）新規５件

1　現状

◆歯科衛生士への期待の高まり

・歯と口の健康意識の高まりによる予防歯科の受診増加や、高齢化の進展に伴う療養者への口腔ケアサービス増加など、歯科衛生士に求められる役割や期待が大きくなっている。

県民の歯科保健行動	H23	H28
定期的に歯科健診を受けている人の割合	37.5%	53.5%

出典：歯と口の健康づくり実態調査

介護保険受給者数	H24	H28	R１
要介護4･5	9,963人	10,441人	10,427人

出典：介護保険事業状況報告

◆歯科衛生士の地域偏在と養成不足

・１歯科診療所当たりの歯科衛生士の従事者数は、幡多圏域や高幡圏域が全国平均よりも少ないなど、地域の偏在が見られる。

・就業地域が中央圏域に偏っている。

１歯科診療所当たりの歯科衛生士の従事者数（H30）	県全体	安芸	中央	高幡	幡多
	2.7人	1.5人	2.3人	1.2人	1.7人

厚生労働省医療施設（静態・動態）調査結果から算出

◆奨学金の創設

・受給者　H30年度　5人　　令和元年度　5人

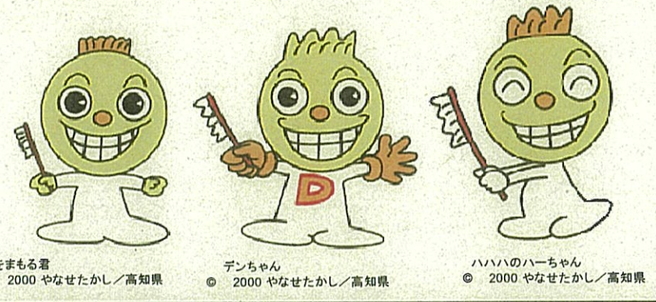

歯をまもる君 © 2000 やなせたかし／高知県　デンちゃん © 2000 やなせたかし／高知県　ハハハのハーちゃん © 2000 やなせたかし／高知県

2　課　題

◆今後拡大する在宅歯科医療等に対応するための歯科衛生士の確保

・歯科衛生士の地域偏在により、不足している地域では人員確保に苦慮している歯科診療所が多い。

・このため、歯科衛生士の地域偏在の是正と安定的な養成を図る必要がある。

・あわせて、在宅歯科診療に対応できるための資質向上が必要

3　今後の取り組みの方向性

・奨学金による歯科衛生士の養成、確保への支援
・歯科衛生士確保のための奨学金のさらなる周知
・歯科医師会と連携した研修の実施

歯科衛生士養成奨学金貸付け条例の概要

目的：将来高知県内において歯科衛生士の業務に従事しようとする者に対し奨学金により修学を支援し、歯科衛生士の確保充実を図る。(第1条)

期限：当面10年とする。(附則)

奨学金の額：(第3条)

大　学	国公立	月額 45,000円
	私立	月額 54,000円
短期大学	国公立	月額 45,000円
	私立	月額 53,000円
大学･短期大学以外の養成施設	国公立	月額 45,000円
	私立	月額 53,000円

奨学金受給者となる資格：(第2条)

1	歯科衛生士養成所に在学しているものであって、卒業後県内の知事の定める指定医療機関において歯科衛生士の業務に従事しようとする者
2	勉学の意欲がおう盛で心身ともに健全であること

奨学金返済免除の要件：
養成機関を卒業した日から１年以内に歯科衛生士の免許を取得し、県内の指定医療機関において歯科衛生士となり、引き続いてその業務に従事した期間が奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍の期間に達したとき。(第9条)

指定医療機関：(規則にて規定)
高知市、南国市、土佐市、旧伊野町以外の区域にある医療機関

4　令和2年度の取り組み

1　歯科衛生士養成奨学金による修学支援

■歯科衛生士養成機関、高等学校等への制度周知の徹底

2　在宅歯科医療の対応力向上

■現在歯科診療所に従事している歯科衛生士や復職を希望する歯科衛生士に対する在宅歯科医療への対応力向上を図るため研修等を実施



【大目標Ⅱ】 福祉・介護人材の確保対策の推進

地域福祉政策課

日本一の健康長寿県構想

【目標値】
・ノーリフティングケアの実践　R7までに事業所の半数以上、施設の2/3以上
・介護事業所のICT導入　R7までに50%以上
・介護事業所認証評価制度の認証取得　R7までに事業所の半数以上取得
・多様な働き方による新たな人材参入　R7までに180人以上
・新たな外国人材の参入　R7までに270人以上

→
・介護現場の離職率　(H30時点)14.6% → (R7)10.0%以下
・多様な働き方の推進や外国人材の新たな参入　R7までに450人

1　現　状

◆今後も要介護（要支援）認定者数は増加する見込み
◆介護職員数が不足し、かつ地域偏在が生じている

<介護職員数及び要介護(要支援)認定者数>

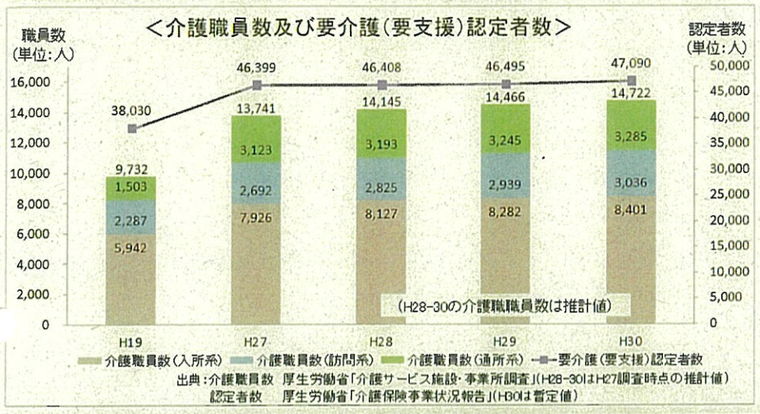

出典：介護職員数　厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(H28-30はH27調査時点の推計値)
認定者数　厚生労働省「介護保険事業状況報告」(H30は暫定値)

◆令和７年の介護人材の需給ギャップ：1,064人

介護現場における
離職率の推移 ()は全国
H28 16.3%(16.7%)
↓
H30 14.6%(15.4%)

介護分野の有効求人倍率
の推移　()は全国
H28 1.54倍(2.12倍)
↓
H30 2.12倍(4.01倍)

<ハローワーク管内別の介護分野の有効求人倍率>

管内	H29	H30
ﾊﾛｰﾜｰｸ高知	1.56	1.91
ﾊﾛｰﾜｰｸ須崎	**3.49**	**3.88**
ﾊﾛｰﾜｰｸ四万十	1.78	1.90
ﾊﾛｰﾜｰｸ安芸	**2.02**	**2.22**
ﾊﾛｰﾜｰｸいの	1.63	2.13

2　課　題

<令和元年度介護事業所実態調査から見えてきた課題>

◆介護分野の人員不足感が増している
・R1:63% ← H28:58% ← H25:49%
◆早期の離職が多い
・離職者のうち3年未満の離職割合が55%
◆多様な人材の参入促進と働き方への対応
・採用者のうち学生の割合は7%
・65歳以上の方の採用に前向きな事業所が67%
・外国人技能実習生の活用予定や検討が11%

◆介護サービス利用者や介護従事者双方の負担軽減、介護職場における給与や人材の育成体系、職員の働きやすさや働きがいにつながる取組の充実

3　今後の取り組みの方向性

1.人材の定着促進・離職防止

○ノーリフティングケアの取組拡大とICTの導入支援
・ノーリフティングケアの実践事業所　(事業所の半数以上、施設の2/3以上を目指す)
・介護事業所のICT導入(22.5%→目標50%)
○代替職員の派遣
・研修参加や仕事と子育ての両立支援のための代替職員派遣

2.新たな人材の参入促進

○多様な働き方の推進・資格取得の支援 (多様な働き方による新たな人材参入 目標180人)
・介護現場の補助的業務を担う介護助手の導入促進
・介護未経験者に向けた入門的研修の実施
・生活援助従事者研修の支援

○外国人材の活用　(新たな外国人材の参入　目標270人)
・外国人介護人材の学習支援
・外国人留学生の修学支援

3.介護事業所認証評価制度を通じた魅力ある職場作りの推進

○認証評価制度に参画する高齢、障害、児童養護施設の増加と取得に向けた事業所の主体的な取組を支援
・認証取得に向けた事業所の取組みをサポート(セミナー、個別コンサルティング、集合相談会)
認証取得事業所19法人127事業所→(半数以上の事業所の取得を目指す)

4　令和２年度の取り組み

1．人材の定着促進・離職防止対策

拡 ・ノーリフティングケアの取組拡大とICTの導入などによる業務効率化を推進
(※障害者施設の機器導入支援)
新 ・地域で連携して人材不足の解消に取り組む介護事業所等を支援
(※サービス種別を超えたネットワーク作りや地域の介護人材不足改善の協議の場を設置)
・研修代替職員の派遣により、職員が外部研修等に参加しやすい環境を整備

2．新たな人材の参入促進策

拡 ・介護現場の補助的業務を担う「介護助手」の普及に向けたセミナーの開催や事業所の介護助手導入経費を支援 (※説明会エリアと事業所向け助成の拡大)
新 ・介護未経験者(中高年者など)に向けた介護に関する「入門的研修」を実施
・外国人材の活用(技能実習生やEPAに基づく介護福祉士候補者への学習支援)
・高校在学時に「介護職員初任者研修」の取得を支援
拡 ・中山間地域等の住民を対象とした研修に「生活援助従事者研修」を追加

3．介護事業所認証評価制度を通じた魅力ある職場作りの推進

拡 ・高齢者施設に加えて、障害・児童養護施設を認証対象に追加(約1300事業所)

<介護事業所認証評価制度>
良好な職場環境の整備により、人材の定着と新たな人材確保を目指して、５つの評価項目（新規採用者の育成体制、キャリアパスと人材育成、働きやすい職場環境、質の高い介護サービスを提供する取組み、社会貢献とコンプライアンス）により認証を実施

大目標Ⅲ 高知版ネウボラの推進　～全体像～

児童家庭課　健康対策課　県民生活・男女共同参画課
障害福祉課　地域福祉政策課　教育委員会

日本一の健康長寿県構想

ポイント 『市町村子育て世代包括支援センター』を起点とした妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援≪高知版ネウボラ≫を強化し、「子育て家庭のリスクに応じた適切な対応」、「子育て家庭の不安の解消」、「働きながら子育てできる環境づくり」を進めます。

【主な目標値】
・妊娠・出産について満足している（産後、退院してから１か月程度、助産師や保健師等から指導・ケアを十分に受けることができた）者の割合（H30）79.0% → （R5）85.0%
・乳幼児健診で要経過観察となった子どものアセスメントを多職種で行い適切な支援につないでいる割合（R1）16市町村 → （R5）全市町村

妊娠・出産・子育て 総合相談窓口

連携

・母子健康手帳の 交付・面談
・妊婦アンケート
・セルフプラン・支援プランの作成
・妊婦健診　・産婦健診
・産前・産後サポート事業
・産後ケア事業
・妊産婦訪問
・両親学級
・乳幼児訪問
・育児相談

乳幼児健診



コミュニケーション等の社会的発達や生活行動等の発達

市町村子育て世代包括支援センター（母子保健担当課）

母子保健コーディネーター（保健師等）

まずは気軽にこちらへ相談



アセスメント

要介入支援層（支援プラン）

中間層（支援プラン）

一般層（セルフプラン）

児童福祉担当課

リスクに応じた適切な対応

拡 アセスメント

▸子ども家庭総合支援拠点（市町村児童福祉担当課）

▸児童相談所　※重篤なケースの場合



要保護児童対策地域協議会

代表者会議
実務者会議
個別ケース検討会議

子どもの発達への支援

拡 アセスメント

▸専門的な医療機関
▸児童発達支援センター　等

子育て支援サービスの提供

拡

○妊産婦への支援

▸保健師等による家庭訪問
▸妊婦健診　▸産婦健診
▸産前・産後サポート事業　▸産後ケア事業 等

○身近な地域における子育ての支援

拡

▸**地域子育て支援センター**
▸保育所・幼稚園・認定こども園
▸多機能型保育事業
▸一時預かり事業
▸あったかふれあいセンター　等

○働きながらの子育てを支援

▸**保育所・幼稚園・認定こども園**
▸延長保育事業　▸病児・病後児保育事業
▸ファミリー・サポート・センター事業
▸放課後児童クラブ・放課後子ども教室　等

子育てに関する相談にも対応



地域のサービス《支援者》

▹子育てサロン
▹子育てサークル
▹子ども食堂　等

《母子保健推進員》
《民生委員・児童委員》
《子育て支援員》
《先輩ママ》
《社会福祉協議会》 等

○就業支援

拡

▸ひとり親家庭等就業・自立支援センターと高知家の女性しごと応援室の連携による就業支援の強化
▸企業と連携した育児に関する休暇等制度の充実や時間単位の年次有給休暇の導入の促進　等

全数把握
情報の一元管理
継続的なモニタリング

子育て支援等のネットワークを構築

拡

関係者会議（実務レベル）

▼
定期的な協議

（母子保健担当
児童福祉担当
保育所幼稚園担当
＋
関係支援機関等）

・支援が必要な家庭の情報共有
・適切な支援先の調整



ネウボラ推進会議（代表者レベル）

・地域の現状把握
・地域の実情にあった妊娠・出産・子育て支援施策の強化を検討



【大目標Ⅲ】 妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援〈全体〉

児童家庭課　健康対策課
県民生活・男女共同参画課　障害福祉課
地域福祉政策課　教育委員会

日本一の健康長寿県構想

【目標値】
- ・初妊婦の利用がある地域子育て支援センターのか所数（R5）100%
- ・園庭開放・子育て相談の実施率 (R1)園庭開放71.5%、子育て相談67.8% →（R5)100%
- ・多機能型保育支援事業の実施か所数（R1）9か所→（R5）40か所
- ・高知版ネウボラに取り組む市町村数（R5）全市町村で実施

1　現　状

■妊娠・出産・子育て総合相談窓口（子育て世代包括支援センター）の設置【再掲】
⇒19市町村20か所（R1.12)

■子育て支援の場の拡充とサービスの充実
・地域子育て支援センターの設置　⇒24市町村1広域連合52か所（H31.4）
・園庭開放や子育て相談の実施による未就園児家庭への支援
⇒園庭開放：171園（71.5%）、子育て相談：162園（67.8%）【R1.6調査】

■地域のニーズに応じた子育て支援サービスの充実
⇒一時預かり事業：24市町村100か所（H31.4）／延長保育：13市町村141か所（H31.3）
病児保育：９市町村16か所（H31.3）／ファミリー・サポート・センター事業：10市町（R1.10）

■子どもの発達への支援（専門的な療育支援を行う障害児通所支援事業所の拡大等）
⇒児童発達支援事業所：17か所（H28.4）→28か所（R1.9）
保育所等訪問事業所：7か所（H28.4）→18か所（R1.9）
放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ事業所：31か所（H28.4）→64か所（R1.9）

■子ども食堂の立ち上げ及び活動の充実に向けた支援
⇒開設：2市3か所（H27）→ 11市9町75か所（R1.11）

■放課後の子どもの居場所づくりと学びの場の充実
⇒設置：児童クラブ151か所（H27）→176か所（H30）／子ども教室170か所（H27)→147か所（H30）
児童クラブ又は子ども教室の実施校率（小学校）90%（H26）→ 95.8%（H30）

■市町村における高知版ネウボラ体制の充実への支援
・重点市町におけるネウボラ推進協議会の開催支援　（３市町：高知市、香南市、いの町）

2　課　題

1　未就園児（0～2歳）の家庭に対する、母子保健と児童福祉・子育て部門が連携した切れ目のない支援体制の充実
2　発達障害のフォローが必要な子どもを適切な支援につなぐためのアセスメント力の向上や体制整備
3　子育て家庭の孤立の防止と多様なニーズへの対応
・より身近な地域に利用しやすい交流の場の提供と日常的な見守りが必要
・家庭のニーズに応じた相談支援や情報提供等適切な支援を行う子育て支援者の育成
4　働きながら子育てできる環境づくりに向けた子育て支援サービスの充実
・保育所等及び放課後児童クラブにおける待機児童の発生
・保育士等の不足により延長保育、病児保育等のサービス量の維持が困難
・ファミリー・サポート・センター事業における提供会員の確保
・放課後児童クラブ・放課後子ども教室の活動内容に差がある
5　ネットワークの連携・強化（高知版ネウボラ体制の充実）
・ネウボラ推進会議や関係者会議による定期的な協議など高知版ネウボラ体制の強化
・保育所等とファミリー・サポート・センターとの連携などサービスの隙間を補完する仕組みづくり

3　今後の取り組みの方向性

1　リスクに応じた適切な支援
・地域における保健と福祉の連携・見守り体制の確立
・市町村の子ども家庭総合支援拠点（国基準に満たないものを含む）の全市町村への設置と機能強化

2　子どもの発達への支援
（支援を必要とする子どもがノーケアにならない体制づくり）
・専門的な療育支援機関の拡充
・医療が必要な子どもがスムーズに受診できる体制の整備

3　子育て支援サービスの充実

4　ネットワークの連携・強化
・ネウボラ推進会議や関係者会議による定期的な協議など高知版ネウボラ体制を全市町村へ拡大
・保育所等、放課後児童クラブ・放課後子ども教室とファミリー・サポート・センターとの連携

4　令和２年度の取り組み

1　リスクに応じた適切な支援
・母子保健と児童福祉合同ヒアリングによる連携強化
拡・市町村の子ども家庭総合支援拠点の設置促進
・市町村における専門人材育成のための研修やケース対応力に向けた支援

2　子どもの発達への支援
拡・乳幼児健診後に心理や言語聴覚士などの専門職が関与してアセスメントを行う体制の整備
・専門性の高い人材の育成による児童発達支援センターの開設支援
拡・小規模な事業所に助言・指導を行う体制の整備による支援力の向上
・高知ギルバーグ発達神経精神医学センターと高知大学医学部寄附講座との連携による専門医師及び心理等の専門職の養成

3　子育て支援サービスの充実
拡・地域子育て支援センター等の機能強化
・地域資源を活用した子育ての場の確保
（多機能型保育支援事業の実施拡大など）
・病児・病後児保育等の保育サービスの充実
（保育士の確保、職場環境改善の促進）
・ファミリー・サポート・センター事業の支援の充実
・放課後児童クラブ・放課後子ども教室の拡充と質の確保
・子ども食堂への支援

新 **4　ネットワークの連携・強化（高知版ネウボラの推進）**
・ネウボラ推進セミナーの開催
・アドバイザー派遣等による連携体制の構築を支援
・「高知家の女性しごと応援室」などの就労支援機関につなぐ仕組みづくり
・保育所や放課後児童クラブ等と連携したファミリー・サポート・センター事業の周知による会員登録の仕組みづくり

【大目標Ⅲ】 妊娠期から乳幼児期の支援体制の強化

健康対策課

日本一の健康長寿県構想

【目標値】妊娠・出産について満足している（産後、退院してからの1か月程度、助産師や保健師等から指導・ケアを十分に受けることができた）者の割合（3・4か月児）　（H30時点）79.0% → 令和6年度までに85.0%（全国H29：82.7%）
育てにくさを感じたときに対処できる（相談先を知っているなど、何らかの解決する方法を知っている）親の割合（3・4か月児）　（H30時点）①79.2% → 令和6年度までに95.0%（全国H29：81.6%）
乳幼児健診受診率 ①1歳6か月児健診 ②3歳児健診　（H29時点）①96.9%②94.4% → 全国水準維持（全国①96.2% ②95.2%）

1 現状

〈子育て世代包括支援センターの機能拡充〉

- 市町村子育て世代包括支援ｾﾝﾀｰ(母子保健型)の設置がすすみ、妊娠早期から支援する体制が整ってきた。
- 市町村の母子保健事業の取組状況にばらつきがある。
- 産婦の約1/3が、心身の疲れ・痛みなど体調不良の状態にあった。〈高知県実施「産後ｹｱﾆｰｽﾞ調査」〉
- 産前・産後は精神的に不安定な時期であり、約１割が産後うつを発症すると言われている。
- 乳幼児健診の受診率は全国水準となったが、未受診児が一定数存在している。
- 女性の専門相談窓口を周知することにより、学校や養護施設等関係者からの相談が増加している。
〈H30年度6～3月：10件→R元年度4～11月：55件〉

■子育て世代包括支援センターの設置状況　（R２年１月現在）

年度	設置箇所数	市町村名 ※高知市は複数設置
H27	1	高知市①
H28	4	南国市、土佐市、香南市、仁淀川町
H29	8	室戸市、安芸市、須崎市、宿毛市、四万十市、香美市、梼原町、日高村
H30	5	土佐清水市、いの町、佐川町、大月町、黒潮町
R1	2	越知町、高知市②(西部)
計	20	19市町村 ※全ての市に設置済み
R４予定	全市町村設置※高知市は複数設置③④（11町村はR２、４町村はR3以降に設置予定）	
市町村子ども・子育て支援事業計画へ位置付け		

〈健やかな子どもの成長・発達への支援〉

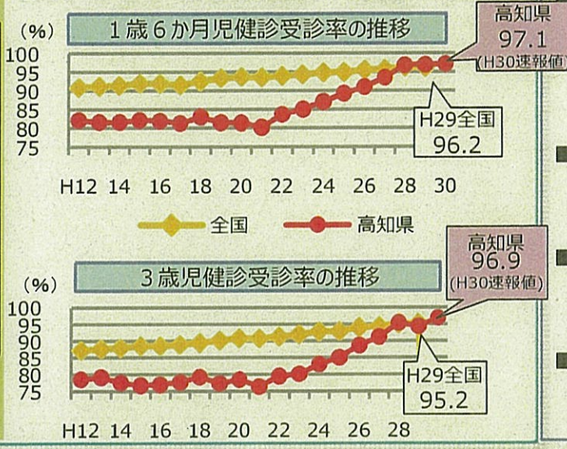

2 課題

- 母子健康手帳交付時の全妊婦へのアセスメントの強化と妊娠から出産・育児までの包括的な支援体制が必要
  ・市町村の実施する継続的な妊婦訪問や、産後ケア事業が少ない
- 市町村保健師や産科・精神科医療機関の医師・助産師など多職種・多機関が連携した周産期ﾒﾝﾀﾙ不調への支援が必要
- 乳幼児健診未受診児への訪問や要支援家庭への確実なﾌｫﾛｰ体制の強化が必要
- 予期しない妊娠を防ぐための、女性の身体や妊娠等に関する専門的な相談窓口の周知と体制強化が必要

3 今後の取り組みの方向性

★子育て世代包括支援センターの機能拡充	子育て世代包括支援ｾﾝﾀｰの機能充実	・地域子ども・子育て支援事業費補助金（利用者支援事業） ・母子保健指導者研修(基本研修、ﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟ研修)の実施 ﾎﾟﾋﾟｭﾚｰｼｮﾝｱﾌﾟﾛｰﾁに必要な知識と技術の強化、児童虐待予防等 ・母子保健ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰに対する研修 ・保健師等スキルアップ研修会（アセスメントシートの活用とバージョンアップ） ・子育て世代包括支援センター連絡調整会議の開催 ・ネウボラ推進のための地域実践会議の開催 ・父親を含めた家族への支援
	周産期ﾒﾝﾀﾙﾍﾙｽ対策	・市町村、産科・精神科医療機関ネットワークづくり ・産婦健康診査事業の導入（R2.10～全市町村） ・周産期メンタルヘルス対策評価検討会の開催 ﾏﾆｭｱﾙの作成、健診データ分析による評価 ・周産期メンタルヘルス研修会の開催
	産前・産後ｹｱｻｰﾋﾞｽの拡充	・母子保健支援事業費補助金（産前・産後支援体制づくり） 専門職による訪問や生活・育児支援等、産後ケア事業のメニュー拡充に向けた支援
★健やかな子どもの成長・発達への支援	乳幼児健診の受診促進と充実強化	・母子保健支援事業費補助金（乳幼児健診受診促進） ・３歳児健診視覚検査の充実 多角的屈折検査の導入（全市町村）と健診精度管理（眼科医会と共同）
	虐待予防と早期発見	・妊娠期からの対応強化（フロー図のバージョンアップ） ・要支援家庭等への確実なフォロー体制の充実と強化 （母子保健・児童福祉合同ヒアリング） ・子ども家庭総合支援拠点との連携強化
	予期しない妊娠等の相談体制強化	・女性専用専門相談の継続（TEL・面接） ・産婦人科医師による専門医相談、助産師による専門相談 ・様々な媒体を活用した広報活動の実施と体制強化

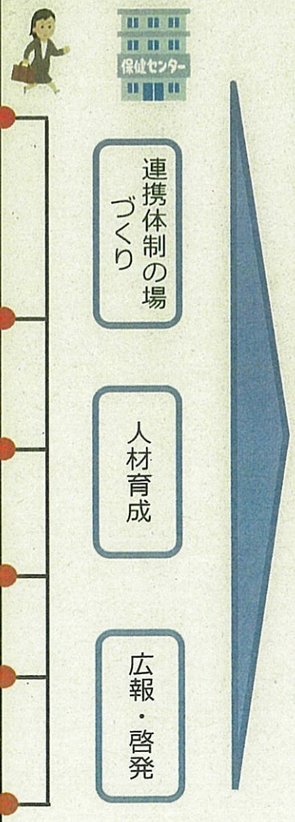

4 令和2年度の取り組み

★子育て世代包括支援センターの機能拡充

◆子育て世代包括支援センター(母子保健型)の機能強化
- 母子保健コーディネーターや保健師のスキルアップ研修会の実施
- センター連絡調整会議の開催（全市町村）
- 高知版ネウボラの推進



◆周産期メンタルヘルス対策
新 ・市町村の産婦健康診査事業実施に向けた支援（ﾏﾆｭｱﾙ作成や人材育成研修）
- 市町村の周産期メンタルヘルス対策のための評価検討会での精度管理等

◆産前・産後ケアサービスの拡充
拡 ・生活・育児支援など産後ケア事業の拡充に向けた市町村支援（母子保健支援事業費補助金）

★健やかな子どもの成長・発達への支援

◆乳幼児健診の受診促進と充実強化
拡 ・市町村が実施する３歳児健診での視覚検査に多角的屈折検査導入による健診の充実
- 家庭訪問による乳幼児健診の受診勧奨（育児支援を含む）のための市町村支援（母子保健支援事業費補助金）

◆虐待予防と早期発見
- 市町村の母子保健と児童福祉(虐待部門)合同ヒアリングによる養育支援家庭への対応の強化

◆女性の身体や妊娠、予期しない妊娠等の専門相談(電話・面接)の実施
- 様々な媒体を活用した広報活動の実施と相談体制の強化

【大目標Ⅲ】 発達障害児を社会全体で見守り育てる地域づくり

障害福祉課・教育委員会

日本一の健康長寿県構想

【目標値】 診断前のアセスメントの場への専門職（心理職・言語聴覚士等）の関与 （R1）16市町村 → （R5）全市町村
・児童発達支援センターの設置数 （R1）6か所 → （R5）12か所
・発達障害の診療を行う医師の増加 （R1）25名程度 → （R5）35名程度

乳幼児健診で要経過観察となった子どもの アセスメントを多職種で行い適切な支援につないでいる。（令和5年までに100%）

1 現 状

■乳幼児健診で発達障害を含めた何らかの支援が必要な子どもの早期発見の体制は一定進んできた。

・発達障害の早期発見のための観察ポイントを学ぶ研修会の開催
H22～H31年度→市町村保健師等の参加 延900人
・県内共通の健康診査手引き書（H27.12月県作成）による健診の実施

■専門的な療育支援を行う事業所数は増加しているが、地域偏在がある。

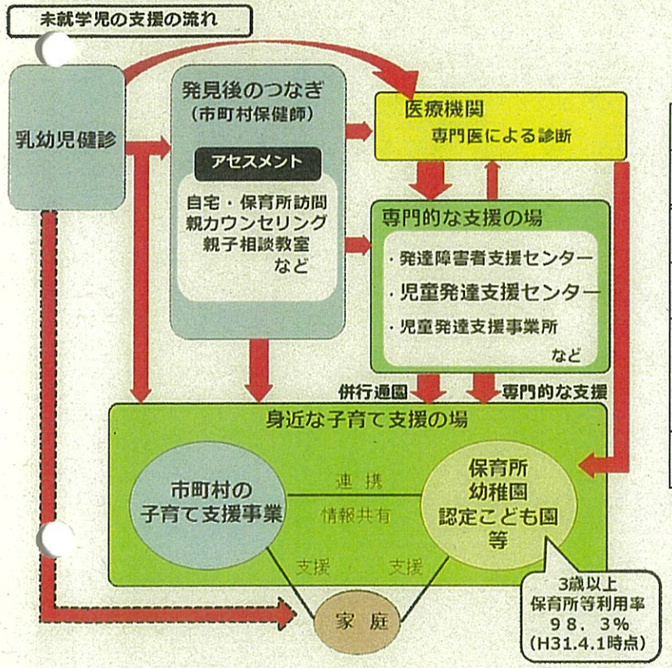

H30年度乳幼児健診の状況（速報値）

	1歳6ヶ月児	3歳児	計	割合
受診実人数	4,606	4,859	9,455	
既医療	160	264	424	4.5%
要経過観察	635	702	1,337	14.1%
要治療	26	60	86	0.9%
（精神面）	(2)	(6)	(8)	(0.1%)
要精密	104	341	445	4.7%

※身体面・精神面の合計

障害児通所支援事業所の整備状況・利用者数

		H28.3	H31.3
事業所数	児童発達支援	16	29
	放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ	31	59
	保育所等訪問支援	7	16
利用者数	児童発達支援	373	440
	放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ	508	885
	保育所等訪問支援	21	41

障害児通所支援事業所の整備状況
（R元.11.30現在）

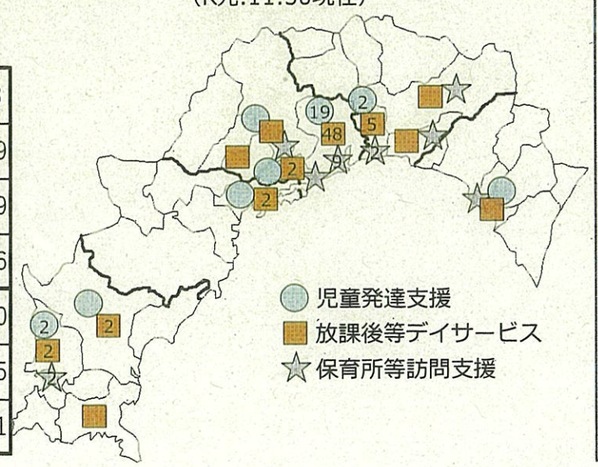

2 課 題

■発達障害のフォローが必要な子どもを適切な支援につなぐためのアセスメント力の向上や体制整備が必要

■早期支援を開始するためには、子どもの障害や発達に関する保護者の理解を促進する支援が必要

■専門的な療育機関以外（保育所・幼稚園等）でも、日常的に特別な支援を必要とする子どもを支援する体制が必要

■身近な地域で専門的な療育支援を受けられるよう、児童発達支援事業所や地域支援機能を有する児童発達支援ｾﾝﾀｰの量的拡大とともに支援の質の向上が必要

■専門医師等のさらなる養成が必要

3 今後の取組の方向性

1．身近な地域で適切な支援が受けられる体制の整備

・健診従事者等のアセスメント力の向上
・家族支援
・保育士等の支援力の向上
・教育と福祉の連携

2．障害児支援に携わる人材の確保と支援の質の向上

3．医療ニーズの高い人がスムーズに受診できる体制の整備

4 令和２年度の取り組み

1．身近な地域で適切な支援が受けられる体制の整備

（健診従事者等のアセスメント力の向上）

拡 健診や健診後のアセスメントの場への心理職・言語聴覚士などの専門職による助言等の実施

拡 子どもの発達の見方に関する研修の充実

（家族支援）

●健診従事者の保護者へのカウンセリング技術向上を図る研修会の実施

（保育士等の支援力の向上）

拡 県内全ての保育者が特別な支援を要する子どもの理解のための研修を受講（悉皆研修）【教委】

拡 専門職チーム（心理職・言語聴覚士など）による保育所等での療育・助言等の実施

●発達障害の特性や支援方法などを学ぶ体系的な研修の実施

拡 外部専門家（言語聴覚士・作業療法士など）、親育ち・特別支援保育ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ等による各園への訪問指導の拡充【教委】

（教育と福祉の連携）

●つながるノート・引継ぎシート等による確実な引継

●巡回相談員の派遣【教委】

2．障害児支援に携わる人材の確保と支援の質の向上

拡 心理職、言語聴覚士等への専門研修による人材育成

●現場実習を中心とした９ヶ月間の集中的かつ実践的な発達障害者支援スーパーバイザー養成研修の実施

拡 他事業所からの要請に応じてスーパーバイザーを派遣し、助言指導を行う仕組みの整備

●発達障害の特性や支援方法などを学ぶ体系的な研修の実施【再掲】

●事業所の開設・機能強化やセンター化に向けた整備費用の助成

3．医療ニーズの高い人がスムーズに受診できる体制の整備

●高知ギルバーグ発達神経精神医学センターと高知大学医学部寄附講座との連携による専門医師及び心理職等の養成

●発達障害児者支援地域協議会ワーキンググループにおいて発達障害の診療や支援等のあり方を検討

【大目標Ⅲ】

「子ども食堂」への支援

児童家庭課

日本一の健康長寿県構想

【目標値】　子ども食堂の設置か所数　　（R元.12月時点）76か所　→　（R5）120か所

1　現状

・食事の提供を通じた「子どもや保護者の居場所」となるとともに、「保護者の孤立感や負担感を軽減する場」、「地域で子どもたちを見守る場」として設置が進んできた。
・子ども食堂開設数（12月末）
　：11市9町76箇所（うち定期開催：59箇所）
・高知家子ども食堂の登録数（12月末）
　：41団体48箇所
・高知県子ども食堂支援基金への寄附額
（H29～R元12月末）：127件 約1,280万円

子ども食堂設置数の推移　（各年度末）

	H27	H28	H29	H30	R元. 12末
市町村数	2	10	18	19	20
設 置 数	3	20	52	68	76
(定期開催)	(2)	(13)	(34)	(51)	(59)

子ども食堂の福祉保健所管内別設置状況（R元年12月末）

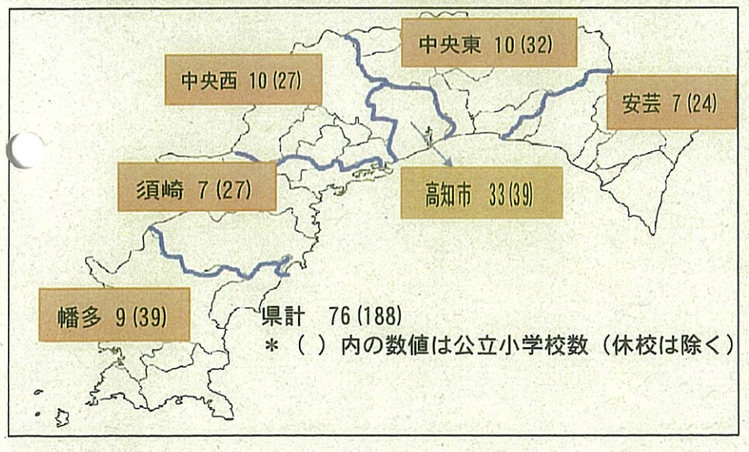

2　課題

・支援を必要とする子どもや保護者の居場所を確保するため、未開設地域での開設及び定期開催の子ども食堂のさらなる拡充
・企業や生産者等から提供された食材の提供支援
・食事の提供や集いの場にとどまらず、見守り機能の充実や家庭の教育力の向上への支援
・居場所を必要とする子どもや保護者を子ども食堂につなげるための地域の支援機関との連携体制の構築

3　今後の取り組みの方向性

・県内全域での開設に向けて、あったかふれあいセンターや高齢者福祉施設等の既存施設を活用した開設の促進
・企業と連携した食材提供支援
・子ども食堂における見守り機能や保護者の子育て力の向上の支援
・地域の支援機関等との定期的な連絡会の開催支援



4　令和２年度の取り組み

（1）子ども食堂の立ち上げ及び活動の充実に向けた支援

① 子どもの居場所づくり推進コーディネーターを配置し、県内の子ども食堂の立ち上げや活動等をサポート
・子ども食堂開設準備講座の開催及び市町村、あったかふれあいセンター、高齢者福祉施設等への開設の働きかけ
・子ども食堂スタッフ養成講座の開催によるスキルアップと人材の確保
　食品衛生管理や子どもへの対応、子育て支援のあり方等に関する研修
新 ・企業等から提供された食材の提供支援の仕組みづくり（※参考）
・子ども食堂相互の情報交換を行う子どもの居場所づくりネットワーク会議の開催

② 居場所を必要とする子どもをつなげる取組
・スクールソーシャルワーカー等と子ども食堂との情報交換会の開催
・民生児童委員や学校などへの協力依頼
拡 ・地域コーディネーター等を活用した市町村、市町村社協、地域の支援機関と子ども食堂の地域連絡会の開催

③ 家庭の教育力の向上につなげる取組
・子ども食堂スタッフ養成講座の開催によるスタッフのスキルアップ研修
新 ・子育てに関する講師やボランティア等による講話や相談の実施
新 ・学生ボランティア等による学習支援の実施

（2）子ども食堂の開設・運営への支援【高知県子ども食堂支援事業費補助金】

補 助 先 ：高知家子ども食堂登録制度登録済み団体
補助内容：㋐開設経費（備品購入、改修費等）　㋑運営経費（食材費、スタッフ謝金等）
㋒子育て支援、学習支援等の経費（謝金等）　㋓衛生管理に要する経費
（食中毒に備えた保険や腸内細菌検査に要する費用等）

食材の提供支援の仕組みづくり

○地域内で食材の提供が完結できる小口の寄附の場合
・県は、最寄りの市町村窓口に、管内の子ども食堂との調整を依頼
・市町村窓口は、子ども食堂に寄附の内容を連絡し、子ども食堂が食材を受け取り

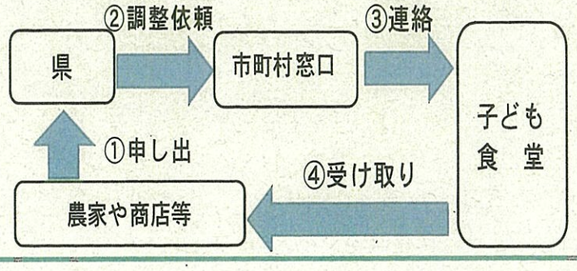

○企業等による大口の寄付の場合
・県は、各子ども食堂に対して提供を希望する食材や数量等を事前に調査し、情報をとりまとめ
・県は、食材提供の申し出のあった企業等と子ども食堂をマッチングし、提供方法等を調整

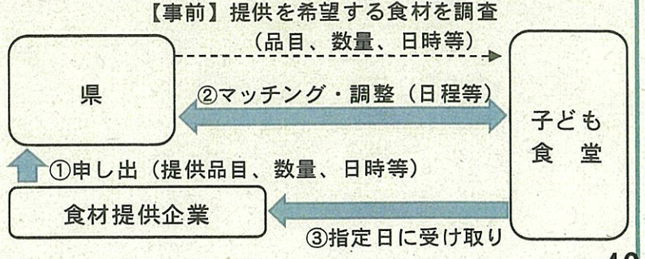

【大目標Ⅲ】

児童虐待防止対策の推進　～高知版ネウボラとの連動した取組～

児童家庭課

日本一の健康長寿県構想

【目標値】
- 児童虐待通告後48時間ルールの100%実施の継続
- 子どもの安全を最優先にした一時保護の100%の実施の継続
- 子ども家庭総合支援拠点の設置（R元時点）２市町→（R４）全市町村

➡ 重大な児童虐待事案発生「ゼロ」の継続

児童相談所の相談支援体制の強化

1　現　状

・児童相談所における児童虐待相談受付・対応件数は増加傾向

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
受付件数	383	515	417	453	595
対応件数	235	379	291	326	420

＊対応件数：相談受理後、調査し虐待と認定し対応した件数

2　課　題

○児童虐待防止対策体制総合強化プラン(H30)、改正児童福祉法等(R元)などに基づいた児童相談所の体制や専門性の強化
- 児童相談所職員の専門性強化
- 適宜・適切なアセスメントの実施
- 子どもの安全を最優先に考えた一時保護の実施
- 関係支援機関との連携強化と情報共有
- 子どもの権利擁護や子どもへの体罰禁止の啓発の充実

3　令和２年度の取り組み

（１）職員の専門性の強化

○職員等の専門性の強化

外部専門家の招へいなどによる、
- 職種別・経験年数別の職員研修や児童福祉司スーパーバイザーの研修強化
- 親子関係再構築支援などの家族支援研修（児童福祉司対象）
- トラウマを念頭に置いたケアに関する研修（児童心理司対象）　を実施

○法的対応力の強化

拡・弁護士による定期相談の拡充、臨時相談及び法的対応の代行を実施

○その他の機能強化
- 小児科、精神科、法医学専門の医師に随時相談できる環境を整備
- 警察や各市町村（要保護児童対策地域協議会）などとの定期的な情報共有を実施

（２）一時保護所などにおける子どもの権利擁護への対応

新・外部の評価機関による第三者評価の実施

新・一時保護所で生活する子どもに弁護士が面談を行うなどの意見聴取の機会を確保

（３）体罰によらない子育ての推進

新・体罰や暴言が子どもの脳の発達に深刻な影響を及ぼすこと等をリーフレットやSNS、乳幼児健診での育児相談の場などを活用して啓発

市町村における児童家庭相談支援体制の強化

1　現　状

・要保護児童対策地域協議会等の担当職員の人事異動等による専門性の確保・継続が困難
・適宜・適切なアセスメントの実施や援助方針の決定・見直しへの支援が必要

2　課　題

○児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づいた児童家庭相談支援体制の抜本強化
- 要保護児童対策地域協議会の活動強化
- 市町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進
- 市町村職員の専門性の強化

3　令和２年度の取り組み

○各市町村（要保護児童対策地域協議会）への積極的な支援
- 経験年数や職階に応じた実践的な研修の実施
- 市町村管理ケースの援助方針等への個別の指導・助言

拡・市町村の子ども家庭総合支援拠点の機能強化に向けた実地研修などを実施

○市町村の子ども家庭総合支援拠点の設置を促進
- 児童家庭相談支援体制等の実態把握と拠点設置に向けた助言及び支援（R元：２市町）

○高知市（要保護児童対策地域協議会）への重点支援
- 市管理ケースの支援方法への助言（定例支援会議:毎月）や関係機関との情報共有への支援（新規ケース連絡会:毎月）
- 市管理ケースの支援計画作成への支援（随時）　・地域における見守り体制の構築　など

【大目標Ⅲ】 **就学前教育の充実、学校をプラットホームとした支援策の充実・強化**

教育委員会

【目標値 】 P

1 現 状

- 就学前は保護者の子育て力向上などを重点的に支援するとともに、就学後は学校をプラットホームとして、地域との連携・協働体制を構築しながら就学前から高等学校まで一貫した支援を進めている。
- 心の教育センターにおいては、子どもや保護者、学校関係者からの教育相談に対応するとともに、学校に対して校内支援会の活性化などの支援などを行っている。

2 課 題

- 支援を必要とする子どもたちへ十分な支援が届く体制が必要。
- 心の教育センターにおける相談支援体制をさらに充実させ、教育相談をより気軽に活用しやすい環境整備や、県内どこに住んでいても教育相談のサービスを受けられるような体制づくりが必要。

3 令和２年度の取り組み

就学前 ／ 小学校 ／ 中学校 ／ 高等学校

保育所・幼稚園等と家庭や地域等との連携の強化

◆多機能型保育支援事業
・保育所等を中心とした地域の高齢者や子育て世代などの交流の場づくりを進めるとともに、保育所等の子育て支援機能を強化し、地域ぐるみの子育て支援を行うことが可能な多機能型の保育事業を推進する。

◆家庭支援推進保育士の配置
・支援を必要とする子どもや保護者への支援等
R元:52人→**R2:57人**

◆市町村への親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置
・保育所等への支援や関係機関との連絡調整等
R元:10市12人→R2：**11市13人**

◆スクールソーシャルワーカー活用事業
・家庭への配慮が必要な幼児と保護者を支援
（5歳児から小学校入学まで切れ目のない支援）
R元:18市町村（学校組合）30人
→R2：19市町村（学校組合）31人

◆多子世帯保育料軽減事業

（※Ｒ元は実績見込み）

放課後等における学習の場の充実

◆放課後等における学習支援事業
小中学校における放課後等学習支援員の配置に対して支援
R元：32市町村（学校組合）、小学校124校、中学校76校
→ **R2：32市町村（学校組合）、小学校137校、中学校75校**

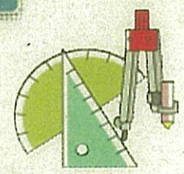

◆学習支援員の配置
高等学校等に学習支援員を配置し、個々の生徒に応じた学習を支援
R元：約5,550時間
→R2：約4,445時間

地域全体で子どもを見守り育てる取組の推進

拡 **◆新・放課後子ども総合プラン推進事業**
・放課後子ども教室　R元：145か所 → **R2：144か所**
・放課後児童クラブ　R元：180か所 → **R2：189か所**
・保護者利用料の減免を行う市町村に対する支援等

拡 **◆地域学校協働活動推進事業**　R元：33市町村138本部236校
→ **R2：33市町村153本部237校**
・県立高等学校　R元：6校 → **R2：８校**
・学校地域連携推進担当指導主事（４名）の配置
・「高知県版地域学校協働本部」への展開を推進

相談支援体制の充実・強化

拡 **◆心の教育センターの相談支援の充実**
・利便性の確保のため、毎週日曜日（祝日、年末年始を除く）の来所相談を実施
・東部・西部地域へのサテライト機能の整備





◆スクールカウンセラー等活用事業
・全公立学校（350校）を支援
※アウトリーチ型スクールカウンセラーの配置
R元:11市→**R2:11市**

◆スクールソーシャルワーカー活用事業
・R元から全35市町村・学校組合に配置
＊うち重点配置　R1:7市15人→**R2:7市15人**
・全ての県立学校に対応

経済的負担の軽減

◆高等学校等就学支援金事業
◆高知県高等学校等奨学金貸付事業

【大目標Ⅲ】 少年非行防止対策の推進（高知家の子ども見守りプラン）

児童家庭課

日本一の健康長寿県構想

【目標値】
- 万引き防止等一声運動啓発ポスター掲示率　(R1)76.2%→(R5)80%
- 警察、教育、福祉が連携した立ち直り支援ネットワークの構築　(R5)全市町村

➡ 再非行率　(H30)33.1%　→　(R5)全国平均レベルに低減
〔全国平均29.9%〕

1　現状

・平成25年６月、知事部局、教育委員会、警察本部の関係機関等の連携のもと、「高知家の子ども見守りプラン」を策定し、「予防、入口、立直り」の三段階の取組を推進。

これまでの主な取組

予防対策　<非行に向かわせない取組>

・万引き、深夜徘徊防止のための一声運動(福祉)
各市町村少年補導育成センター及び日本フランチャイズチェーン協会との連携による一声運動の定着・普及

・万引き防止リーフレットの作成配布（福祉）

・非行防止教室の開催（警察）
子どもの規範意識を育み、非行を未然に防止することを目的に、小・中・高等学校で実施

入口対策　<非行を未然に防止する取組>

・スクールソーシャルワーカーの配置（教委）
子どもや保護者が不安や悩みをいつでも気軽に相談できる体制の充実

・スクールサポーターの配置（警察）
学校と地域のﾊﾟｲﾌﾟ役として警察OB等を各警察署に配置し、街頭補導活動、非行防止教室等を開催

立直り対策　<非行からの立ち直りを支援する取組>

・少年サポートセンターにおける立ち直り支援(警察、教委、福祉)
教育、福祉との連携による子ども一人ひとりに応じた立ち直り支援の実施

・若者サポートステーションとの連携による就学・就労支援（教委）
無職少年等の就学や就労に向けた自立支援の実施

・見守り雇用主による無職少年等の就労支援（福祉）
登録事業所（見守り雇用主）による見守り仕事体験講習の受入れなど

○一声運動協定締結企業
H26：11社約200店舗（25市町村）
R元　：20社約600店舗（31市町村）

○一声運動啓発ポスター掲示率

年度	H26	H30
高知市内	44.3%	70.0%
高知市以外	－	83.7%
合　計	44.3%	77.0%

○スクールソーシャルワーカーの配置状況

		H25	H30	R１
小中学校	市町村数	２４	３３	３５
県立学校	学校数	3	２１	２４

○若者サポートステーション登録者の進路決定率（教委）

年度	H25	H30
進路決定率	48.8%	59.5%

○見守り雇用主の状況
H27：16市町村42社77箇所
→R１(11月)：26市町村83社170箇所

2　課題

■ 入口型非行の中高校生以上は、H25の約70%減となるなか、小学生以下は、約10%減にとどまっている。
　また、小学生以下の非行種別は、約70～90%が万引きで人数も横ばいとなっている。（14～20件）

■ 少年非行の状況を示す指数が改善されつつあるが、再非行率は全国平均より高い。
　・刑法犯少年の再非行率　H25：40.0% → H30：33.1%
　　（【全国】H25：30.3% → H30：29.9%）

■ 中学校卒業時、高校中退時の進路未定者は、時間が経過するにつれて支援機関との関係が薄れ、就学、就職が困難となっている。
　また、中学校卒業時、高校中退後には、進路決定（進学、就職）していたが、その後に中退、離職した者は、状況把握が困難。

3　今後の方向性及び令和２年度の取組

「高知家の子ども見守りプラン」の当初目標を達成したため、新たな目標を設定し、少年非行防止対策をさらに推進

■ 一声運動の取組の充実強化
小学生の万引き行為を未然に防ぐため、協定締結企業等と連携して、店舗での声かけや見守りを強化

■ 警察、教育、福祉等の支援機関の連携による再非行防止に向けた見守り支援の強化
無職少年などの就学・就労等に向けて、継続的な支援につながるよう、少年補導センターや若者サポートステーションなどの自立支援機関等と連携した立ち直り支援の仕組みを構築

■ 中学校卒業時、高校中退時の進路未定者等への支援
中学校卒業時、高校中退時の進路未定者に対して、市町村等における教育と福祉の連携による見守り支援体制を強化

高知家の子ども見守りプラン達成状況

予防対策　**→達成済み**
不良行為による補導人数の前年比２%減
※不良行為：深夜徘徊、飲酒、喫煙など

入口対策　**→達成済み**
入口型非行人数をH24年(445人)比90%以下に低減
※入口型非行：万引き、自転車盗、占有離脱物横領

立直り対策　**→達成済み**
再非行少年人数の前年比５%低減

予防対策　不良行為による補導人数の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
全体(a)	4,641	3,279	3,623	3,000	2,098	1,725
うち深夜徘徊	2,837	1,909	2,181	1,634	923	651
(a)の前年比	―	▲29%	10%	▲17%	▲30%	▲18%

入口対策　入口型非行人数の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
全体(a)	318	203	216	154	84	107
うち万引き	189	123	138	109	45	70
(a)のH24(445人)比		46%	49%	35%	19%	24%

立直り対策　刑法犯少年及び再非行少年人数の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
全体	518	356	364	271	151	154
うち再非行(a)	207	136	110	101	54	51
(a)の前年比	―	▲34%	▲19%	▲8%	▲47%	▲6%

刑法犯少年・触法少年（刑法）の非行率、再非行率

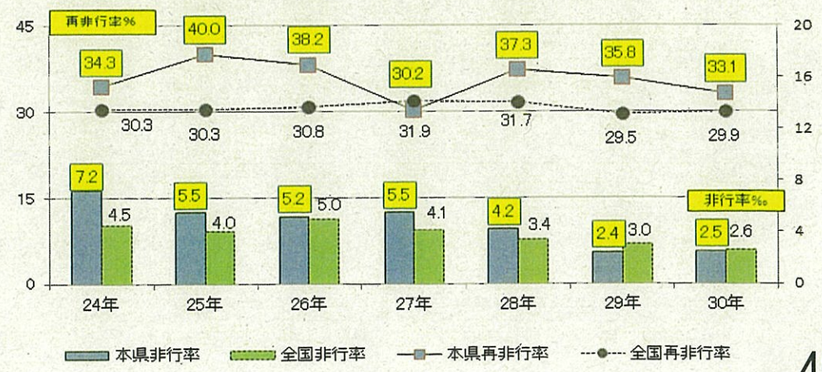

【大目標Ⅲ】 **社会的養育の充実**

児童家庭課

日本一の健康長寿県構想

【目標値】 フォスタリング機関と連携し開拓した里親登録者数
（H30）12組 → 「高知県社会的養育推進計画」にて検討中

➡ 里親委託率（H30）19.0% → 「高知県社会的養育推進計画」にて検討中

1 現状と課題

（1）包括的な里親養育支援体制の構築

・子どもの最善の利益を踏まえ、安定した愛着を形成していくためには、できるだけ家庭に近い環境（里親家庭）を確保することが必要
・支援の質の向上を図るため、リクルートから研修の充実など包括的な支援が必要

○高知県の里親委託率の推移（各年度末現在） （単位：%）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
高知県	10.3	12.3	13.8	15.0	17.2	19.0
全 国	15.6	16.5	17.5	18.3	19.7	－

里親（養育・養子縁組）登録の状況（R元.12月末現在ﾌｧﾐﾘｰﾎｰﾑ含む）
里親名簿登録者数：86組
委託里親数：54組
未委託里親：32組

（2）施設の小規模化・地域分散化、高機能化及び多機能化

できるだけ家庭的な環境で養育するためには、施設の小規模化・地域分散化などの環境整備と安定的な人材確保や職員育成が重要

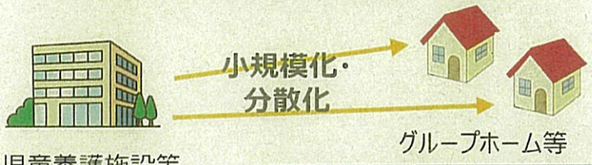

小規模化・分散化
H24：10カ所 → H31：31カ所

（3）入所児童等の自立支援の充実

貧困の連鎖を断ち切るため、自立に向けたきめ細かな支援が必要

○H29年度末児童養護施設入所者(里親等含む)の高卒後の進路の状況

	高知県	全国
進学	50.0%（15人）	33.6%
就職	36.6%（11人）	61.9%
計	86.6%	95.5%

2 今後の方向性

「高知県社会的養育推進計画」の着実な実行

・R元年度に策定する「高知県社会的養育推進計画」に基づき、関係機関と連携を図りながら、家庭的な養育環境の整備や子どもの社会的自立に向けた支援を強化
（1）里親委託率の向上
（2）施設の小規模化・地域分散化等のための必要な環境整備と人材確保
（3）進学・就職率を全国レベルに引き上げ

「高知県社会的養育推進計画」策定に至る経過

★児童福祉法改正（H28.6）
子どもが権利の主体であることが位置づけられるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記された。

★**「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」（H30.7.10）**

・里親等への委託の推進に向けた取組
・施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
・社会的養護自立支援の推進に向けた取組
などに関する計画(期間：R2～11年)を策定

包括的な里親養育支援のポイント

・里親養育包括支援（フォスタリング）を行う機関が、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後の研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親への養育支援などを実施
・質の高い里親養育の実現には、フォスタリング機関や児童相談所、里親などの関係機関の連携による包括的な実施体制の構築が必要!

3 令和２年度の取り組み

（1）包括的な里親養育支援体制の構築

○ﾘｸﾙｰﾄ、研修、ﾏｯﾁﾝｸﾞ、委託後の支援等を通じた一貫した里親養育支援体制の構築（民間の里親養育包括支援（ﾌｫｽﾀﾘﾝｸﾞ）機関を中心とした仕組みづくり）
①里親制度等普及促進・里親リクルート
・講演会や説明会の開催等による普及啓発及び開拓
②里親研修・トレーニング等事業
・登録前後の里親を対象とする研修の実施
③里親訪問等支援事業
・委託後の定期的な家庭訪問
新 ○ファミリーホーム新設に向けての施設整備に要する費用を補助

（2）施設の小規模化・地域分散化、高機能化及び多機能化

拡 ・小規模グループケア実施のための環境整備、児童養護施設等職員の処遇改善を支援
・乳児院と医療機関の連携を強化し、医療的ケアが必要な児童の円滑な受け入れを促進
新 ・児童指導員任用資格取得のために雇用する職員の費用を助成
新 ・「高知県認証評価制度」の対象施設を児童養護施設等まで拡充

（3）入所児童等の自立支援の充実

・児童養護施設等を退所し、就職又は進学する子どもたちへの支援
・入所児童の学習・自立支援や相談支援を行う職員の雇用に対する補助

【大目標Ⅲ】 ひとり親家庭への支援の充実

児童家庭課

【目標値】 ひとり親家庭就業・自立支援センターと高知家の女性しごと応援室が連携した職業紹介実施率：（H30） 5%→（R5）70%
➡ 勤務先での正規雇用率【母子世帯】（H27）56.7%→（R5）65%

1 現状・課題

○ **ひとり親世帯数** H27国勢調査：( )はH22
母子世帯 7,942世帯（8,705世帯） 父子世帯 1,505世帯（1,896世帯）

（1）情報提供・相談体制

【H27高知県ひとり親家庭実態調査より】

【高等職業訓練促進給付金を知らない方の割合】
母子家庭 H22:45.9%⇒H27:53.5%
・給付金制度等の認知度が低下しているため、あらゆる機会を通じて、積極的に情報を発信していくことが必要。

【養育費を受けている世帯の割合】
母子家庭 H22：16.8%⇒H27：22.1% 父子家庭 H22：2.6%⇒H27：4.2%
・養育費を受けている世帯は少ないため、安心した生活を送ることができるよう、養育費の確保に向けた支援が必要。

（2）就業支援

【勤務先での正規雇用率】
母子家庭 H22：49.5%⇒H27：56.7% 父子家庭 H22：74.7%⇒H27：87.5%
・ひとり親家庭の自立のためには、安定した収入が確保できる職業に就くことが重要。

○高等職業訓練促進給付金による資格取得者数の数値目標：75人
⇒H26:43人→H30:34人
○高等職業訓練促進給付金による正規雇用者数の数値目標：50人
⇒H26:30人→H30:29人
※給付金による資格取得者数等は目標に達していないが、正規雇用率は向上

ひとり親の就職状況

平成31年4月～令和元年11月実績( )内は対前年同期

機関名	新規求職者数	就職者数
ハローワーク(学卒を除きパートを含む)	1,194(1,299)	465(585)
ひとり親家庭等就業・自立支援センター(※)	29(30)	23(26)

※ 他機関へつないだ後、就職された方も含む

提供:高知労働局、児童家庭課

高知家の女性しごと応援室の就職状況(ひとり親含む)

平成31年4月～令和元年11月実績( )内は対前年同期

新規相談者数	就職者数
362(334)	86(90)

※ 他機関へつないだ後、就職された方も含む

提供:県民生活・男女共同参画課

（3）経済的支援

【「子どもに関する悩み」で最も多い「教育・進学」の割合】
母子家庭 51.8% 父子家庭 48.8%
・子どもの教育・進学等に悩みを抱えている方が多く、経済的支援が必要。

【自身の年間就労収入が200万円未満の世帯率】
母子家庭 H22：67.4%⇒H27：56.8% 父子家庭 H22：41.7%⇒H27：28.5%
・年間就労収入が200万円未満の世帯は減少してきているが、いまだ、母子世帯で6割、父子世帯で3割を占めており、就業のための支援や、経済的な支援が必要な家庭が確実に支援を受けることができるよう取り組むことが必要。

2 令和２年度の取り組み

（1）情報提供・相談体制の強化

拡 ・支援が必要な家庭に情報が届くよう、ひとり親家庭等就業・自立支援センターの市町村訪問による子ども家庭関係部署との連携を強化
・ひとり親支援団体との協働した広報やSNS等のツールを活用した情報発信の強化
・養育費等に関する専門的な問題に対応するための弁護士等専門家による法律相談の実施

（2）就業支援の強化

拡 ①就業のための支援
・ひとり親家庭等就業・自立支援センター、高知家の女性しごと応援室やハローワークなどの就業支援機関の連携強化
・母子保健から児童福祉、児童福祉からの就労支援機関につなぐ仕組みづくり
・働きながら子育てしやすい環境づくりに取り組む「WLB認証企業」や認証評価を受けた介護事業所、「育児休暇等の取得促進宣言企業」等への就労支援

②資格や技能の取得への支援
・一定の資格を取得するための教育訓練講座受講料への支援
・就業促進に向けた高等職業訓練受講中の給付金の支給や入学準備金・就職準備金の貸付（返還免除あり）

（3）経済的支援の充実

拡 ・母子父子寡婦福祉資金貸付事業(修学資金・就学支度資金)の拡充(対象経費の拡大)
・ひとり親家庭医療費の助成

（4）ひとり親家庭実態調査の実施

新 ・ひとり親家庭の実態を把握し、施策を推進していくうえでの基礎資料とするためのアンケート調査の実施

ひとり親家庭就業・自立支援センターと高知家の女性しごと応援室との連携支援

ひとり親家庭就業・自立支援センター
①就職、転職希望者との**面談**
②**支援カルテの作成**
③**求人検索、職業紹介、応募書類作成支援、面接練習**
④**職業資格取得に向けた助成**やスキルアップのための**職業訓練等の情報提供**
⑤手続き等の**同行支援**
⑥就職決定後の**アフターフォロー**

連携

高知家の女性しごと応援室
○**子育てしながら働きやすい企業の紹介**
○**キャリアコンサルティング**
○**実践的な面接練習**
○**就職セミナーの受講によるスキルアップ**（自己理解、適性診断、話し方等）